

環境事業概要

No. 23

平成14年版

明石市環境部

明石市環境方針

基本理念

私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量生産、大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境をも脅かしています。

もとより、すべての明石市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、創造しながら、将来に引き継いでいく責務を担っています。

そこで、環境を基調とした価値観に基づき行動する文化を築いていくとともに、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、明石らしい風土を活かした豊かな環境の保全と環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現に努めていかなければなりません。

そのためには、市民、事業者、市役所が、環境問題の解決に向け、それぞれの役割をはたしながら、三者の協働の取り組みが重要です。

明石市は、地球環境と調和した人と自然との共生プランを盛り込んだ明石市第4次長期総合計画の推進にあたっては、明石市環境基本計画 - 海峡交流都市・明石のエコ・ゆほびか創造プラン - を基調として、環境保全に取り組んでいきます。

基本方針

明石市役所は、市内最大規模の事業者・消費者としての立場を自覚し、市の事務・事業活動が環境に与える影響を低減できるよう、省資源・省エネルギー、環境配慮対策に取り組めます。

このような取り組みをさらに前進させるため、以下の方針に基づき、汚染の予防を推進するとともに、定期的な見直しのもと、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

- 1 明石市環境基本計画に沿った環境施策を推進します。
- 2 省資源・省エネルギーを図るとともに廃棄物の減量・リサイクルの推進や環境に配慮した物品の購入などエコオフィス活動に努めます。
- 3 公共事業等については、計画の段階から環境に配慮し、環境に与える影響の低減に努めます。
- 4 明石クリーンセンターをはじめとする市の施設での環境関連法令等を遵守するとともに、環境汚染の未然の防止を図ります。
- 5 市の職員は、環境方針を理解し、環境への認識を深め、環境保全活動を継続的にすすめます。
- 6 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

平成13(2001)年6月1日

明石市長

岡田進裕

市勢の概要

- 1. 市域の概要 1
- 2. 人口及び世帯数 2

環境部の機構と予算等

- 1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置 3
 - (1) 機 構 3
 - 環境政策課
 - 環境第1課
 - 環境事業所 ・ 環境第2課
 - ・ 明石クリーンセンター
 - (2) 所管事務事項 3
 - (3) 人員配置 6
 - (4) 環境部各課(かい)施設配置 8
- 2. 予算及び決算 9
 - (1) 平成13年度一般会計決算 9
 - (2) 環境部の予算等 10

計 画 等

- 1. 概 要 15
- 2. 明石市環境基本計画 15
 - 1 環境基本計画の基本理念 15
 - 2 環境基本計画書の内容 16
 - 3 環境基本計画に基づく施策の実施状況 16
- 3. ISO14001の認証取得 17
 - 1 ISO14001とは 17
 - 2 認証取得の範囲 17
 - 3 ISO14001の認証取得とは 17
- 4. 明石市地球温暖化対策実行計画 17
- 5. 平成14年度明石市一般廃棄物処理実施計画 18
 - 1 計画の基本方針 18
 - 2 一般廃棄物の排出計画 18
 - (1) ごみの収集(排出)量 18

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集（排出）量	19
3 一般廃棄物の処理主体	19
(1) ごみ	19
(2) 生活排水	19
4 ごみ処理実施計画	20
(1) 排出抑制・再資源化計画	20
(2) 収集運搬計画	21
(3) 中間処理計画	22
(4) 最終処分計画	22
(5) 中間処理・最終処分量	22
5 生活排水処理計画	23
(1) 処理の目標	23
(2) し尿収集運搬計画	23
(3) 浄化槽汚泥収集運搬計画	24
(4) 中間処理計画（し尿、浄化槽汚泥）	24
(5) 最終処分計画	24
(6) 処 理 量	25
6 平成13年度 廃棄物処理実績	26
1 ごみ	26
(1) 人 口	26
(2) 廃棄物搬入量	26
(3) 処 理 量	27
(4) 最終処分場の埋立状況	27
2 し 尿	28
(1) 収集人口	28
(2) 収 集 量	28
(3) 中間処理量	28
(4) 最終処分量	28

環境美化・整備

1 概 要	29
2 環境美化推進事業	29
(1) 環境月間行事	29
(2) 環境美化の推進	29
(3) 保健衛生推進協議会との連携	29
3 環境整備事業	30
(1) 空き地の管理	30
(2) 不法投棄の処理	30

(3) ポイ捨て・ふん害の防止	30
(4) 駅前歩道等の清掃	33
(5) 屋外一斉清掃	33
(6) 薬剤散布	34
(7) 犬・ねこ等の死体処理	34
(8) 野犬捕獲箱の貸し出し	34
(9) ねこの引き取り	34
(10) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等	35

環境保全対策

1. 概要	37
2. 環境啓発関連事業	38
3. 公害防止対策事業	39
(1) 公害防止対策の総合的施策	39
(2) 公害防止対策の連絡調整	39
(3) 公害監視測定状況	40
(4) 生活排水対策	42
(5) 公害防止施設設置資金融資の調整	42
4. 公害発生源の規制	43
(1) 法律・条令による規制	43
(2) 公害防止協定（環境保全協定）	43
5. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出状況	44
6. 公害に関する苦情処理状況	45
7. 環境の監視	46

し尿処理

1. 概要	47
2. し尿収集運搬	48
(1) 概要	48
(2) 収集運搬業務実施状況	48
市内の汲取戸数	
直営収集区域	
委託収集区域	
し尿月別収集量の実績	
1車当たり平均作業量	
収集経費	
1? 当たりの収集単価と経費割合	

年間収集経費の推移	
(3) 収集運搬業務の推移	53
汲取戸数と収集量	
収集運搬委託料	
3. 浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	54
(1) 浄化槽設置状況等	54
届出状況・地区別設置状況	
機種別・人槽別設置状況	
維持管理指導	
(2) 浄化槽の清掃等	55
4. し尿処理	56
(1) 魚住清掃工場	56
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	56
(3) 工場各種測定項目及び規制値	57
(4) 魚住清掃工場測定結果	58
(5) 処分経費	60
(6) 1? 当たりの処分単価と経費割合	60
(7) 年間処分経費の推移	60

- 1 ごみの減量化・資源化

1. 概要	61
2. 家庭系廃棄物の減量	61
(1) 集団回収の推進	61
(2) 生ごみの減量化・再資源化	65
3. 事業系廃棄物の減量	65
(1) 多量排出事業者の減量計画の提出	65
(2) 市庁舎内古紙等回収資源化	66
4. リサイクルプラザの運営	66
(1) 施設見学者の案内	66
(2) 環境講座	66
(3) 不用家具(粗大ごみ)の再利用	66
(4) 不用品リサイクル情報案内システム	67
(5) ホームページの開設と運営	67
5. 減量化等の普及啓発	68
(1) 「あかし環境フェア」の開催	68
(2) 「スリムリサイクル宣言店」	68
(3) 啓発パンフレット等の作成	68
(4) 環境情報誌「プラザ通信」の発行	68

(5) 環境ビデオ・ライブラリー	68
------------------	----

- 2 ごみ処理（収集・運搬）

1. 概要	69
(1) 展望	69
(2) 事業の沿革	69
2. 収集及び運搬	71
(1) 概要	71
(2) 収集実施状況	72
(3) 収集方法及び収集回数	73
3. ごみ収集実績（計画収集分）	74
(1) 年度別収集量	74
(2) 月別収集量	74
(3) 搬入者別収集量	75
4. 分別収集	76
(1) 概要	76
(2) 分別収集実績量	76
5. 広報・広聴活動	76
6. 収集経費	77
(1) 収集経費	77
(2) 1 t 当たりの収集単価と経費割合	77
(3) 年間収集経費の推移	77

- 3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概要	78
2. 明石クリーンセンターの施設概要	79
(1) 焼却施設	79
(2) 破碎選別施設	79
(3) 最終処分場	82
3. ごみ処理の実績等	83
(1) 明石市におけるごみ排出状況	83
(2) 平成13年度ごみの搬入量と処理実績フロー	84
(3) 過去5年間の焼却に関する実績	85
(4) 焼却施設発電状況	85
(5) 可燃ごみ組成分析結果	85
(6) 過去5年間の埋立に関する実績	86
(7) 不燃ごみの組成分析表	86
(8) 資源ごみ処理状況	86
(9) クリーンセンター総合排水分析結果表	87

(10) フロン回収	88
(11) ダイオキシン類	88
(12) ごみ処分経費	89
(13) 年間処分経費の推移	90
(14) 廃棄物処理手数料	90

資 料

1. 明石市地球温暖化対策実行計画の概要等	91
1 計画の目的	91
2 計画の期間	91
3 計画の範囲	91
4 明石市の状況	91
5 削減目標の設定にあたって	92
6 温室効果ガス総排出量に関する目標	93
2. 環境行政関係条例等	94
3. 保有車両一覧表	123
環境政策課	
環境第1課	
環境第2課	
明石クリーンセンター	
4. 委託・許可業者一覧表	125
(1) し尿収集運搬委託業者	125
(2) ごみ収集・運搬委託業者	125
(3) 浄化槽清掃業許可業者	126
(4) 一般廃棄物ごみ処理業許可業者	127
5. 年表	129

I 市勢の概要



明石市立天文科学館

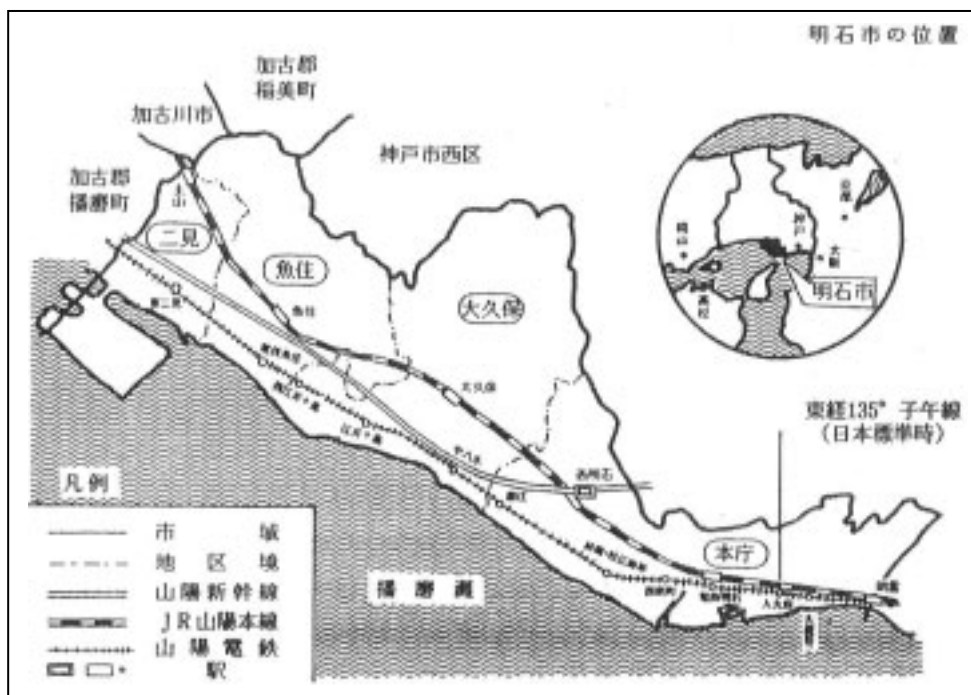
I 市勢の概要

1. 市域の概要

本市は、兵庫県の瀬戸内海側のほぼ中央に位置し、東と北は神戸市に、西は播磨町、稲美町、加古川市に接し、南は明石海峡をへだてて淡路島と相對している。また、市の東部を東経 135 度子午線が通っており、「日本標準時のまち」としても知られている。

市域の面積は 49.22 km²で、ゆるやかな丘陵を背にして東西約 16 km の海岸線に沿った帯状の市域を形成している。内陸部への広がり是比较的少なく、南北の最長距離は 9.4 km である。

地形的には、市域の大部分が平坦で起伏が少なく、最も高い地点は、大久保町松陰の 93.9m である。



こうした地形のため、市内を流れる河川もほとんどが小規模河川である。このうち最も大きなものが明石川で、その東方に朝霧川、西方に谷八木川、赤根川、瀬戸川等の小河川が市域を南北に流れ明石海峡から播磨灘にそそいでいる。

気候は、瀬戸内海に面しているため気温の年較差が少なく温暖である。

また、本市は東西に山陽新幹線をはじめ JR、山陽電気鉄道、国道 2 号、明姫幹線等の鉄道・道路軸が整備されており、交通の利便の良さからベッドタウン化が進む一方で、平成 10 年(1998 年)春開通の明石海峡大橋により、淡路、四国方面とのアクセスが大きく向上したことに伴い、その交流拠点としての新たなまちづくりが推進されつつある。

I. 市勢の概要

2. 人口及び世帯数

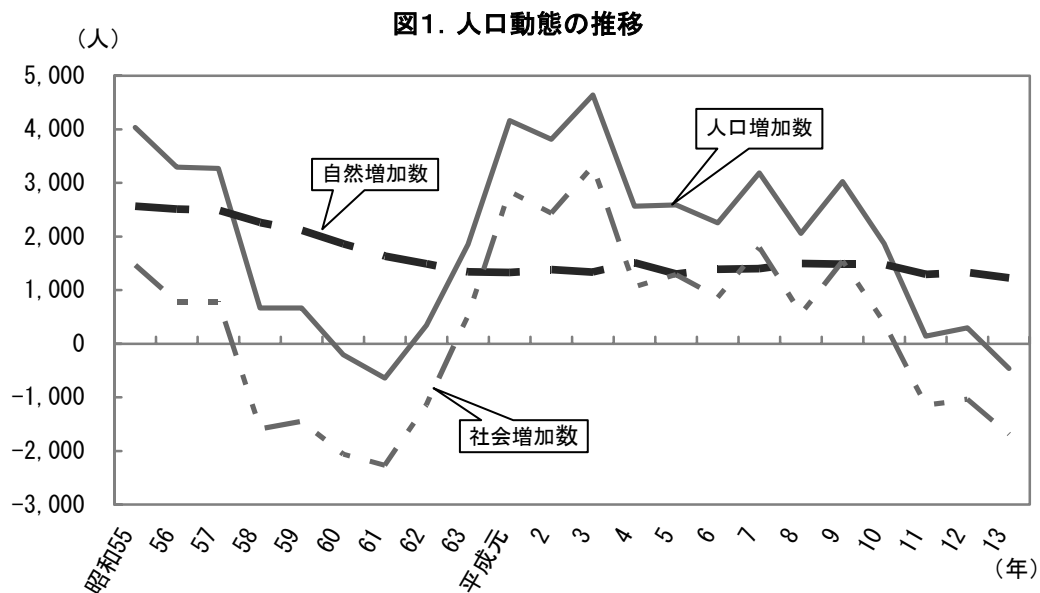
(平成14年4月1日現在)

人 口			世 帯 数	
総 数	男	女	世 帯	1世帯平均人員
人	人	人		人
291,896	142,575	149,321	108,509	2.7

※平成12年国勢調査人口による推計より

平成13年中(1~12月)の人口増加数は、△461人であった。

内訳は自然増加数(出生数-死亡数)1,229人、社会増加数(転入-転出)△1,690人である。



人口動態の推移をみると昭和58、59年には転出数が転入数を上回り社会減となっているが、自然増が社会減を上回り総人口は増加していた。ところが60、61年は社会減が2,000人余りとなったため自然増でカバーしきれず、2年連続して総人口は減少した。

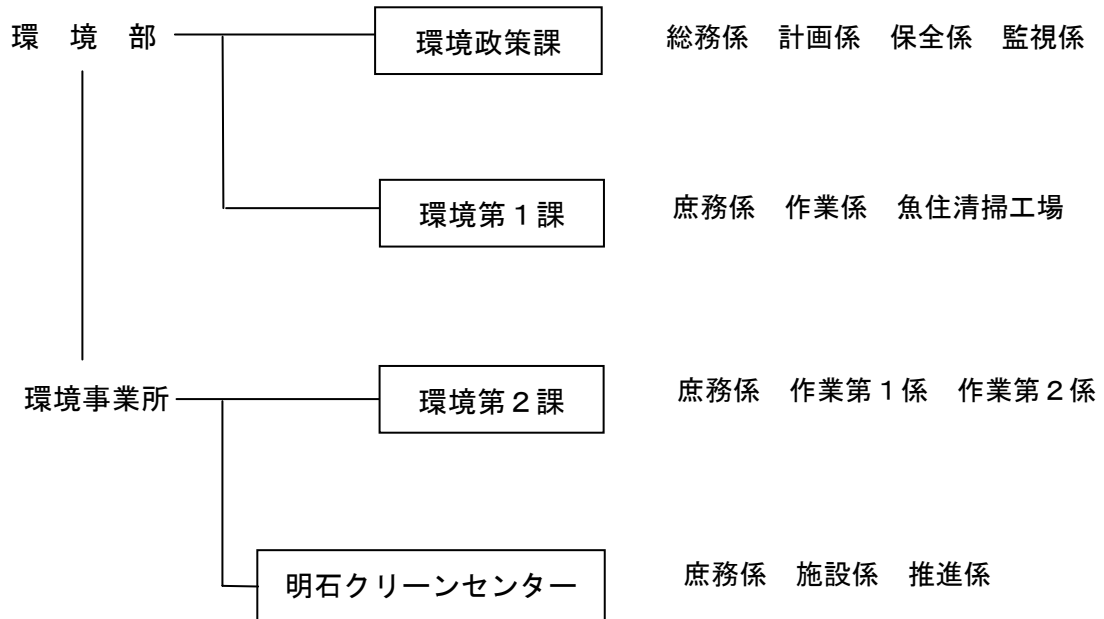
しかし、62年には転出数の減少により社会減が縮小したため再び自然増が社会減を上回り、総人口は増加となった。63年以降平成10年までは転入超過が続いたが、平成11年からは3年連続で転出超過となった。13年は、減少幅がこの3年間のうちで最大となり自然増を上回ったため、総人口が15年ぶりに減少した。

II 環境部の機構と予算等

Ⅱ 環境部の機構と予算等

1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置

(1) 機 構 (平成14年4月1日現在)



環境部は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・資源化、ごみ及びし尿処理等の業務を担当している。

(2) 所管事務事項 (平成14年4月1日現在)

○環境政策課

総務係

- (1) 部内事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画の策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規許可に関すること。
- (4) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第5章第6節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (5) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例(平成11年条例第23号)の実施に係る総合調整に関すること。
- (6) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化の推進に関すること。
- (7) 道路清掃車による道路の清掃に関すること。

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

- (8) 明石市保健衛生推進協議会との連絡調整に関すること。
- (9) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の許可等に関すること。
- (10) 環境部事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (11) 部及び課の庶務に関すること。
- (12) その他部内他系の所管に属さない事項に関すること。

計 画 係

- (1) 環境保全対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 環境基本計画等の策定及びその推進に関すること。
- (3) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例及び明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例施行規則（平成 11 年規則第 32 号）の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (4) 明石市環境マネジメントシステムの運用及び環境管理責任者の補佐に関すること。
- (5) 環境審議会に関すること。
- (6) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 4 章第 2 節に規定する自然保護地区及び生物保護地区に関すること。

保 全 係

- (1) 環境保全意識の普及啓発に関すること。
- (2) 環境保全に関する関係部課及び関係行政機関等との連絡調整（環境保全協定等の締結を含む。）
- (3) 環境保全に係る資料の収集整理及び公表に関すること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染に係る関係法令等に基づく規制、指導及び苦情処理に関すること。
- (5) 生活排水対策の推進に関すること。
- (6) 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- (7) 所管関係法令等に基づく届出書の処理に関すること。

監 視 係

- (1) 大気の汚染状況及び公共用水域の水質の常時監視及びその公表に関すること。
- (2) 大気、水質、悪臭、騒音、振動及び土壌汚染の測定に関すること。
- (3) 分室の管理、並びに測定機器及び薬品の維持管理に関すること。
- (4) その他環境保全の監視に係る調査及び研究に関すること。

○環境第 1 課

庶 務 係

- (1) し尿処理の企画及び調整に関すること。
- (2) し尿に係る統計に関すること。
- (3) し尿の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (4) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限る。）の許可の更新に関する

ること。

- (5) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限る。）の許可業者の指導監督に関すること。
- (6) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく浄化槽設置等の届出及び浄化槽の管理に係る報告に関すること。
- (7) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検又は清掃に係る指導、勧告及び改善命令等に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

作業係

- (1) し尿の収集及び運搬に関すること。
- (2) 委託業者の指導監督に関すること。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料に関すること。
- (4) し尿収集車及び器具器材の管理に関すること。

魚住清掃工場

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の処分にに関すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥に係る検査及び実験に関すること。
- (3) 工場施設の維持管理に関すること。
- (4) その他工場に関すること。

環境事業所

○環境第 2 課

庶務係

- (1) 所内事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下第 4 号までにおいて同じ。）処理の企画及び調査に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理に係る統計に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）の許可の更新に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

作業第 1 係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (2) 委託業者及び一般廃棄物処理業の許可業者の指導監督に関すること。
- (3) 車両及び器具機材の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物の分別及び排出の指導並びに市民意識の啓発に関すること。

作業第 2 係

- (1) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集運搬に関すること。
- (2) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。
- (3) 犬、猫等の死体処理に関すること。

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

- (4) ねずみ、衛生害虫等の相談に関する事。
- (5) 防疫器具機材及び薬剤の管理に関する事。

○明石クリーンセンター

庶務係

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下第4号までにおいて同じ。）処分の企画及び調査に関する事。
- (2) 廃棄物処分に係る統計に関する事。
- (3) 廃棄物の搬入及び処分に関する事。
- (4) 廃棄物の処分費用に関する事。
- (5) 最終処分場の維持管理に関する事。
- (6) 破碎・選別施設の業務管理の委託契約に関する事。
- (7) 破碎・選別施設の業務管理受託者の指導監督に関する事。
- (8) 破碎・選別施設より生じる資源化物の処分に関する事。
- (9) センターの庶務に関する事。

施設係

- (1) 焼却施設の運転に係る調査及び研究に関する事。
- (2) 焼却施設の運転に関する事。
- (3) 焼却施設及び破碎・選別施設の維持管理に関する事。
- (4) 環境保全に係る廃棄物の検査及び分析に関する事。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく発電業務に関する事。
- (6) その他センターの施設及び機械設備に係る技術に関する事。

推進係

- (1) 家庭系一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事。
- (3) 廃棄物の減量化及び資源化の普及啓発に関する事。
- (4) 廃棄物の減量化及び資源化に関する関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) リサイクルプラザの管理運営に関する事。

(3) 人員配置

環境部における各課（かい）の人員配置は次表のとおりである。

環境部職員配置表

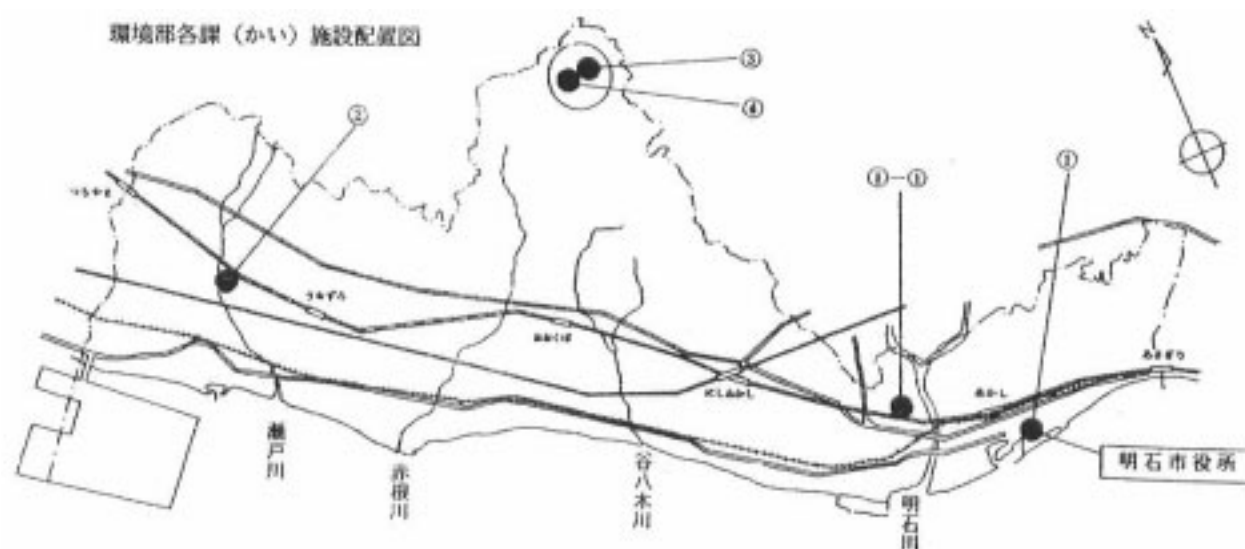
平成14年4月1日現在

職 名		部	次	事	参	課	所	担	副	副	主	副	係	担	工	専	主	主	技	書	技	事	技	作	運	ク	自	作	小	臨	臨	合	
課(かい)係名		長	長	業	事	長	長	長	長	長	幹	幹	長	長	場	門	査	事	師	記	手	務	術	業	任	レー	動	業	計	時	時	計	
		長	長	所	事	長	長	長	長	長	幹	幹	長	長	長	員	査	事	師	記	手	員	員	長	士	運	車	員	計	嘱	務	計	
環境政策課	総務係	1	1		1	(1)		1					※ 1(1)			1		1		1							1	9 (2)	1	1		26 (4)	
	計画係							1					1			1			1	1									5				
	保全係										1		(1)			1		1	2		1								6 (1)				
	監視係											1	(1)			1			2										4 (1)				
環境第1課	庶務係					1			1				(1)			2											1	5 (1)	1	1		43 (3)	
	作業係										1	(1)						2						3		11	5	22 (1)					
	魚住清掃工場							1			1			(1)	1	3								1		4	3	14 (1)					
環境第2課	庶務係			1		1			1			1	(1)			1						1							6 (1)				108 (2)
	作業第1係										1	(1)								2				7		62	18	90 (1)					
	作業第2係											1			1					1				2		4	3	12					
明石 クリーン センター	庶務係				1		(1)		1				(1)		3		2		1					3		7	4	22 (2)				62 (4)	
	施設係									1	1	1	(1)		3	7		8		3					1	5		30 (1)					
	推進係							1					(1)					2	1							1		5 (1)	2	3			
計		1	1	1	2	2 (1)	(1)	4	2	1	3	5	4 (9)	(1)	(1)	14	11	8	13	7	4	1	0	16	1	5	91	33	230 (13)	4	5		239 (13)

() は兼務、※は1名が(財)兵庫県環境クリエイトセンターへ出向

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

(4) 環境部各課（かい）施設配置

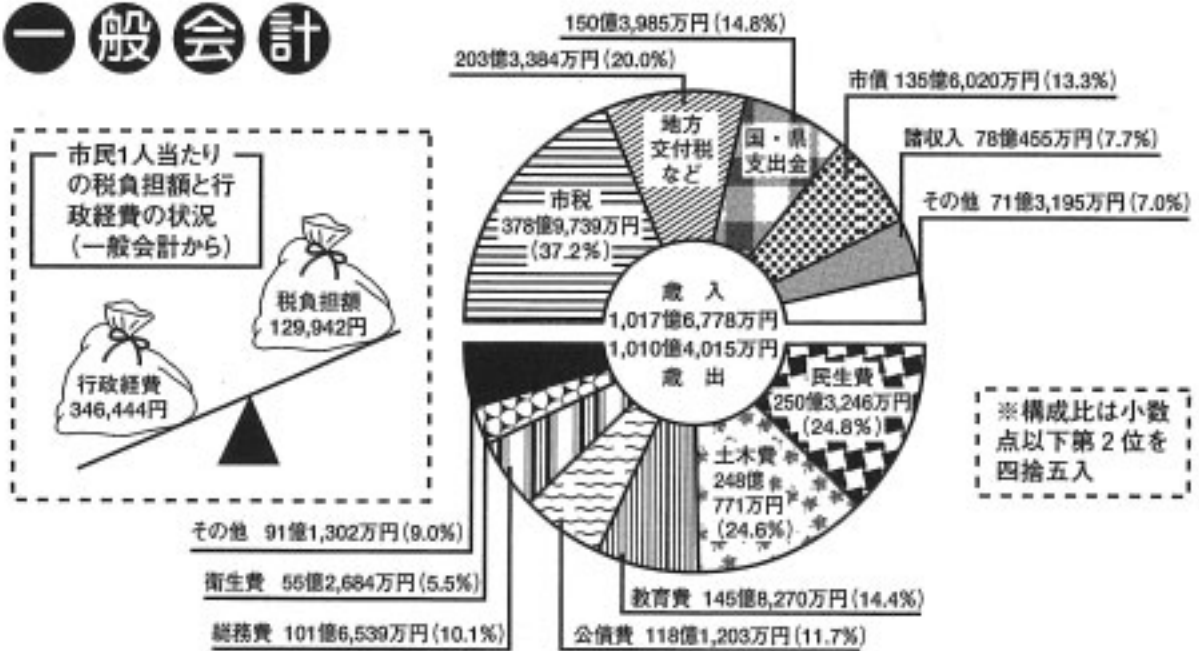


図番号	課（かい）の名称	所在地	〒	電話番号	最寄駅
①	環境政策課	明石市中崎1丁目5-1	673 -8686	(078)918-5029 " 5030	JR明石駅南1km
①-①	環境政策課分室 (監視係)	" 王子2丁目12-6	673 -0022	(078)927-5678	山陽電鉄西新町駅 北西1km
②	環境第1課	" 魚住町西岡2119-9	674 -0084	(078)943-2401 〔魚住清掃工場〕 942-1613	JR魚住駅西2km
③	環境第2課	" 大久保町松陰1138	674 -0053	(078)935-3021	JR大久保駅北4km
④	明石クリーンセンター	" 大久保町松陰1131	674 -0053	(078)935-2995 " 0280	"

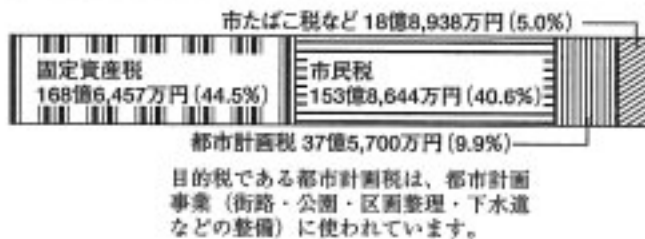
2. 予算及び決算

(1) 平成13年度一般会計決算

一般会計



市税収入の内訳 市税 378億9,739万円



Ⅱ. 環境部の機構と予算等

(2) 環境部の予算等

平成13年度決算状況

歳入

(単位:千円)

款	項	目	決算額	決算の説明		
使用料及び 手数料	手数料	衛生手数料	525,644	犬・ねこ死体処理手数料	1,978	
				し尿汲取手数料	36,851	
				浄化槽汚泥投入手数料	13,754	
				清掃業者許可申請手数料	540	
				ごみ処理手数料	472,521	
国庫支出金	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	7,655	公害監視等設備整備事業費補助金	3,170	
				水質汚濁防止対策事業費補助金	2,312	
				大気汚染防止対策事業費補助金	2,173	
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	3,001	公害行政市町交付金	1,201	
				県自治振興事業費補助金 (財政課より充当)	1,800	
	県委託金	衛生費 委託金	434	11,783	緊急地域雇用対策特別事業費補助金 (商工観光課より充当)	11,783
					ねこの引き取り事務委託金	3
諸収入	雑入	雑入	172,896	環境衛生改善指導県移譲事務交付金	75	
				大気汚染常時監視網管理運営委託金	30	
				一般廃棄物対策県移譲事務交付金	326	
				余剰電力売却収入	147,540	
市債	市債	衛生債	40,500	金属類売却収入	22,609	
				行政財産目的外使用料他	2,747	
				清掃車両購入事業債	40,500	
一般財源			1,396,308			
合計			2,158,221			

(他課予算等への財源充当)

款	項	目	決算額	決算の説明	
諸収入	雑入	雑入	53	電柱占有料等 (一般財源へ充当)	53

歳出 (単位:千円)

款 項	目	決算額	財 源 内 訳				説 明				
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般					
衛生費 保健衛生費	保 健 衛 生 総務費	1,799				1,799	保健衛生推進協議会運営事業 1,510 環境部事業場安全衛生委員会事務事業 289				
		環 境 衛 生 費	136,613	13,658			122,955	環境保全対策一般事務事業 4,610 環境美化推進事業 25,713 環境美化推進(緊急雇用創出)事業 11,783 再生資源集団回収助成事業 71,017 ごみ減量化啓発事業 5,449 環境共生啓発事業 3,467 リサイクルプラザ運営事業 2,290 環境基本計画等推進事業 945 ISO14001運用事業 11,339			
	公 害 対策費		67,235	8,886			58,349	環境政策課分室維持管理事業 4,591 大気保全・悪臭対策事業 47,148 水質保全対策事業 14,480 騒音・振動対策事業 1,016			
			清 掃 総務費	55,156	326		913	53,917	環境第1課総務関係経費 3,413 環境第2課総務関係経費 3,492 明石クリーンセンター総務関係経費 21,460 都市清掃会議事務事業 1,136 環境第1課事務棟維持管理事業 9,808 環境第2課事務棟維持管理事業 15,847		
				ご み 処理費	1,718,587	3	27,200	646,989	1,044,395	ごみ収集運搬事業 59,271 ごみ収集運搬委託事業 372,569 ごみ収集車両購入事業 22,524 廃棄物処理事業 55,500 焼却施設運営事業 905,589 廃棄物広域処理事業 14,221 破碎選別施設運営事業 288,913	
					し 尿 処理費	178,831		13,300	50,638	114,893	し尿収集運搬事業 13,497 し尿収集運搬委託事業 49,341 し尿収集車両購入事業 13,387 魚住清掃工場管理運営事業 74,734 魚住清掃工場施設整備事業 27,872
	合 計					2,158,221	22,873	40,500	698,540	1,396,308	

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

平成14年度当初予算

歳入

(単位;千円)

款	項	目	予算額	予算の説明
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	508,800	犬・ねこ死体処理手数料 1,800
				し尿汲取手数料 35,000
				浄化槽汚泥投入手数料 12,000
				ごみ処理手数料 460,000
国庫支出金	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	7,319	環境監視等設備整備事業費補助金 4,619
				水質汚濁防止対策事業費補助金 1,500
				大気汚染防止対策事業費補助金 1,200
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	1,000	環境行政費市町交付金 1,000
		商工費 県補助金	10,000	緊急地域雇用対策特別事業費補助金 10,000 (商工観光課より充当)
	県委託金	衛生費 委託金	399	ねこの引き取り事務委託金 2 環境衛生改善指導県移譲事務交付金 47 大気汚染常時監視網管理運営事務委託金 30 一般廃棄物対策県移譲事務交付金 320
諸収入	雑入	雑入	141,249	余剰電力売却収入 120,000 金属類売却収入 16,621 行政財産目的外使用料他 428 ボイラ灰処分返還金 4,200
市債	市債	衛生費	27,300	清掃車両購入事業債 27,300
合 計			696,067	

歳 出

(単位；千円)

款 項	目	予算額	財 源 内 訳				説 明		
			国県 支出金	市 債	その他	一 般			
衛生費 保健衛生費	保 健 衛 生 総務費	1,795				1,795	保健衛生推進協議会運営事業	1,528	
							環境部事業場安全衛生委員会事務事業	267	
	環 境 衛 生 費	140,196	10,047				130,149	環境対策一般事務事業	4,525
								環境美化推進事業	27,011
								環境美化推進（緊急雇用創出）事業	10,000
								再生資源集団回収助成事業	73,760
								ごみ減量化啓発事業	9,819
								環境共生啓発事業	2,956
								環境基本計画等推進事業	3,020
I S O 1 4 0 0 1 運用事業	6,350								
リサイクルプラザ運営事業	2,755								
公 害 対策費	86,525	8,349				78,176	環境政策課分室維持管理事業	4,649	
							大気保全・悪臭対策事業	52,886	
							水質保全対策事業	22,136	
							騒音・振動対策事業	6,854	
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	58,910	320			396	58,194	環境第1課総務関係経費	1,418
								環境第1課事務棟維持管理事業	10,647
								環境第2課総務関係経費	2,238
								環境第2課事務棟維持管理事業	18,627
								明石クリーンセンター総務関係経費	24,649
								都市清掃会議事務事業	1,331
	ご み 処 理 費	2,152,911	2	23,800	615,791		1,513,318	ごみ収集運搬事業	58,640
								ごみ収集運搬委託事業	409,000
								ごみ収集車両購入事業	30,040
								粗大ごみ収集運搬事業	600
								廃棄物処理事業	114,409
								焼却施設運営事業	1,209,703
								廃棄物広域処理事業	14,103
破碎選別施設運営事業	316,416								
し 尿 処 理 費	167,484		3,500	47,032		116,952	し尿収集運搬事業	16,321	
							し尿収集運搬委託事業	48,200	
							し尿収集車両購入事業	4,700	
							魚住清掃工場管理運営事業	88,193	
							魚住清掃工場建設事業	10,070	
合 計	2,607,821	18,718	27,300	663,219	1,898,584				

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

※ このページは白紙です。

Ⅲ 計 画 等



オニバス（大久保町西島 西島大池）

Ⅲ 計 画 等

1. 概 要

平成12(2000)年2月に「明石市環境基本計画」を策定しましたが、この環境基本計画の先行的に取り組む施策(リーディング・プロジェクト)として、環境マネジメントシステムの導入及びエコオフィスの推進等が取り上げられています。

そこで、平成12(2000)年度は、全庁一丸となって環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得に取り組み、平成13(2001)年3月14日に県下の市町の中では、3番目にISO14001を認証取得することができました。

また、地球温暖化対策を推進するため、明石市の全ての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成13(2001)年3月に策定しました。

これからは、省エネ・省資源、廃棄物の削減・リサイクルの推進など地球温暖化をはじめとする地球環境問題の取り組みが急務であり、そのためには、行政、市民、事業者のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があるといえます。

また、平成13年度は、一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の策定を開始し、14年2月に「計画の策定について」環境審議会に諮問しました。同計画は、資源循環型社会の構築を見据え、ごみの発生抑制から最終処分まで含めたごみ処理の基本方針を定め、これに基づいてごみ減量化の施策を盛り込み、ごみ減量に挑戦する長期的かつ総合的な計画です。

2. 明石市環境基本計画

～海峡交流都市・明石の エコ・ゆほびか創造プラン～

環境基本計画は、環境基本条例に掲げられた基本理念に基づいて、明石市というまちの特性を考えた中で、本市の環境の保全と創造の実現に向けた取り組みを示したもので、平成12(2000)年2月に策定しました。

なお、策定にあたっては、環境審議会の公開や二度にわたる市民等からの意見の募集を行いました。

1 環境基本計画の基本理念

① みんなで考え、行動する

市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を果たしながら、環境問題の解決に向け取り組むとともに、三者の相互の協働の取り組みが重要です。

その意味から、市民自らが明石市の環境を保全・創造していくための取り組みに主体的に参加・参画し、事業者、行政とともに考え、積極的に行動することが必要であると考えます。

② 環境に適合した生活と文化を将来世代まで伝える

自然環境と歴史、文化に囲まれた豊かな生活環境との共生を実現し、限りある地球の環境を人間や他の生きものの将来世代まで継承していくことは、そのような環境を将来世代から

「借りている」私たちの責任といえます。

このような責任を自覚し、明石市及び地球の環境に適合した生活と文化を育み、将来世代にまで伝えていくことが重要です。

③ 「明石らしさ」を創造し、生かす

温暖な気候と海に面した明石市は、「ゆほびか」なところであると同時に「交流」の要衝といった地勢的良さを特徴としてあわせもっています。このような特徴を環境への取り組みに生かしていくことは、市民の明石市の環境に対する愛着や親しみを育み、身近な環境問題への関心を高めていく上で必要であると考えます。

さらに、21世紀の明石において「めざすべき環境像」を三者の自主的な活動の積み重ねと協働によってつくっていくことが必要です。

それは新しい「明石らしさ」の創造にもつながっていきます。

2 環境基本計画書の内容

① 明石市の環境の現況

② 明石市のめざすべき環境像

(a) 環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、積極的な環境行動につなげていくまち
～市民の高い環境意識・行動～

(b) 環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち
～循環型社会の転換～

(c) 多様な自然環境等を保全・回復し、ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するまち
～豊かな自然環境の保全・創造～

③ 施策内容

④ 各主体が実践すべき環境行動

⑤ 環境情報の提供

⑥ 計画の推進に向けて

⑦ 環境行動指針

なお、環境基本計画は、環境政策課のホームページ

「ECOIST」

(URL : <http://www.city.akashi.hyogo.jp/ecoist/>)

からPDFファイルをダウンロードすることができます

(環境基本条例もダウンロードできます。)



3 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づいて環境の保全と創造に関して講じた施策の実施状況については、環境の現況とともに「年次報告書」を作成して、公表（印刷物、CD-ROM版、Web版：環境政策課のホームページのPDFファイル）しています。なお、年次報告書は、環境審議会で見聞を聴くとともに、市民の皆様にも作成前と公表後にホームページを通じて意見を募りました。

3. ISO14001の認証取得

1 ISO14001とは

ISO（本部スイスのジュネーブ）は、国際標準化機構の略称で、さまざまな分野における世界共通の規格・基準を制定する国際機関です。

明石市が認証取得したISO14001は、組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組みを定めた国際規格であり、「環境マネジメントシステム」とも呼ばれています。

このシステムは、組織が環境への負荷を軽減するための環境目的・環境目標を定め、この環境目的を計画どおり実行し、これが適正に運用されているかを点検し、不適切な点については見直しを行い、継続的な改善を図るといったものです。

2 認証取得の範囲

明石市がISO14001の認証取得した範囲は、本庁舎、3市民センター、保健センター、明石クリーンセンター（焼却施設）、消防庁舎（消防署を除く）です。

なお、本庁舎とは、本庁舎事務棟、本庁舎窓口棟、本庁舎議会棟、分庁舎、西庁舎及び南会議室棟（付随する車庫等を含む）をいいます。

3 ISO14001の認証取得とは

明石市が構築した環境マネジメントシステムが、ISO14001が要求する規格に適合しているか否かを、第三者（審査登録機関）が審査を行い、適合していれば認定機関に登録するとともに登録証を発行し、公表することで認証の取得となります。さらに、登録した1年後・2年後にサーベイランス（システムの実施状況の監視及び検証）、3年後には更新審査が必要となり、一度取得したら終わってしまうものではありません。

なお、明石市は、日本の認証機関（財団法人日本適合性認定協会：JAB）だけでなく、英国認定サービス（UKAS）にもISO14001の認証登録を行っています。



明石市は環境マネジメントシステム ISO14001
の認証取得自治体です。

4. 明石市地球温暖化対策実行計画

明石市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、「地球温暖化対策に関する基本方針」に即して、明石市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（明石市地球温暖化対策実行計画）を策定しました。

平成17（2005）年度における紙の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量を平成11（1999）年度と比較して3%削減（京都議定書で定められた1990年度比6%削減に相当）に努める数値目標を掲げています。

詳しくは、末尾「Ⅷ資料」をご覧ください。

5. 平成14年度明石市一般廃棄物処理実施計画（H14.4.1現在）

1 計画の基本方針

本年度は、ごみについては排出抑制、資源化を促進するとともに、家電リサイクル法における家電4品目の収集の廃止についての広報・啓発活動を行い、不法投棄の防止に努める。

一方、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 一般廃棄物の排出計画

(1) ごみの収集（排出）量

区 分	ご み の 種 類		収集（排出）量（t）
家 庭 系	直 営	燃やせるごみ	39,000
		燃やせないごみ	2,900
		資源ごみ（かん・びん・ペットボトル）	2,300
		粗大ごみ	3,100
		計	47,300
	委 託	燃やせるごみ	29,500
		燃やせないごみ	1,600
		資源ごみ（かん・びん・ペットボトル）	1,600
計		32,700	
事 業 系	許 可	燃やせるごみ	46,000
		燃やせないごみ	8,600
		計	54,600
直 接 搬 入		燃やせるごみ	4,300
		燃やせないごみ	3,000
		計	7,300
合 計			141,900

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集（排出）量

区 分	収集（排出）量 (kℓ)
し 尿	12,500
浄 化 槽 汚 泥	20,000
合 計	32,500

3 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

① 収集運搬

ア 家庭系ごみ

- a 燃やせるごみ 直営及び委託とする。委託業者は、阪神連合清掃㈱、(有)毎日清掃
燃やせないごみ 及び(有)東播清掃の3業者とする。
- 資源ごみ

- b 粗大ごみ 直営とする（家電4品目を除く）。

- c 一時多量ごみ 排出者（直接搬入）又は許可業者とする。

イ 事業系ごみ

排出者（直接搬入）又は許可業者とする。

許可業者は、木村工業㈱、魚住産業㈱、(有)明和興業、(有)明宝商会、(有)明石清掃、(有)西神清掃、(有)明進清掃、田路興産(有)、(有)住野商店、三和美研(有)、金澤産業㈱及び杉野興業の12業者とする。

② 中間処理

ごみの焼却及び破碎選別の中間処理は、それぞれごみ焼却施設及び破碎選別施設において直営で実施する。

③ 最終処分

不燃物の一部、破碎選別後の残さ及び焼却灰の処分は、本市最終処分場において直営で実施する。

なお、一部の焼却灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎沖及び神戸沖埋立処分場（フェニックス計画）において委託により実施する。

(2) 生活排水

① 収集運搬

ア し尿

直営及び委託とする。委託業者は、阪神連合清掃㈱及び(有)平野興業の2業者とする。

イ 浄化槽汚泥

許可業者とする。許可業者は、(有)関西衛生管理、菊水工業㈱、仁志起興業㈱、ハリマ清掃(有)、(株)阪神水道衛生社、阪神連合清掃㈱及び(有)平野興業の7業者とする。

② 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥はし尿処理施設において直営で処理し、発生した脱水汚泥は、前述のごみ焼却施設において直営で焼却処分する。

③ 最終処分

中間処理により発生した焼却灰の処分は、前述した最終処分場において直営で実施する。

(2) 収集運搬計画

- ① 収集人口 299,150人
- ② 収集区域 市内全域
 - ア 直営収集区域 委託収集以外の区域
 - イ 委託収集区域

a 阪神連合清掃㈱

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

b (有)毎日清掃

町	名
大蔵谷字(狩口を除く)、大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、旭が丘、鳥羽(一部)、野々上1～3丁目	

c (有)東播清掃

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽(一部)、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～2丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稻荷町、宮の上、南王子町、藤江(一部)、大久保町森田(一部)	

ウ 許可収集区域 市内全域

③ 収集回数、方法

搬入者	収集区分	回数	収集方法
直営並びに委託業者	燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式
	燃やせないごみ	月 2 回	ステーション方式
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	月 2～3 回	ステーション方式
直 営	粗大ごみ	年 4 回	ステーション方式
許 可 業 者	事業系ごみ	随 時	原則個別収集

※ 粗大ごみは自治会からの申し込みに限る。

Ⅲ. 計 画 等

(3) 中間処理計画

- ① 燃やせるごみ 下記の焼却施設により焼却処分する。

[焼却施設の概要]

施設名 明石クリーンセンター焼却施設
 所在地 明石市大久保町松陰 1 1 3 1
 型式 全連続燃焼式焼却炉
 焼却能力 4 8 0 t / 2 4 h (1 6 0 t × 3 系列)

- ② 燃やせないごみ 下記の破碎選別施設により破碎し、可燃物、不燃物、資源化物に選別
 粗大ごみ する。

[破碎選別施設の概要]

施設名 明石クリーンセンター破碎選別施設
 所在地 明石市大久保町松陰 1 1 3 1
 処理方法 横型 2 軸せん断式破碎及び衝撃せん断併用
 回転式破碎
 処理能力 破碎系統 6 0 t / 5 h
 資源化系統 3 2 t / 5 h

- ③ 資源ごみ 上記の破碎選別施設により資源化物ごとに選別し、再生処理業者に委託し資源化する。

(4) 最終処分計画

不燃物の一部、及び中間処理施設からでる残さを下記の最終処分場において埋立処分する。
 なお、焼却残さの一部は、フェニックス計画へ搬出する。

[施設の概要]

施設名 明石市一般廃棄物最終処分場
 所在地 明石市大久保町松陰 1 1 2 8 (明石クリーンセンター内)
 埋立面積 7 2, 0 0 0 m²
 全体容量 1, 1 9 2, 0 0 0 m³
 残余容量 1 2 6, 0 0 0 m³

(5) 中間処理・最終処分量 (産業廃棄物を含む。)

- ① 区分別処理量

処 理 区 分	処 理 量 (t)		
焼 却	1 3 0, 0 0 0		
埋 立	1 5, 7 0 0		
資 源 化	び ん	1 3 0	2, 3 0 0
	か ん	7 5 0	
	ペットボトル	2 0 0	
	そ の 他	1, 2 2 0	
合 計	1 4 8, 0 0 0		

② 埋立の内訳及び量

区 分	量 (t)	容 量 (m ³)
直 接 埋 立	13,200	34,000
破 碎 選 別 残 さ	2,500	
焼 却 残 さ	20,000	
覆 土 用 土 砂	—	2,000
合 計	35,700	36,000

5 生活排水処理計画

(1) 処理の目標 生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進する。

- ① 計画処理人口 299,150人
- ② 水洗化人口 245,890人 (公共下水道人口 233,263人)
(合併浄化槽人口 12,627人)
- ③ 非水洗化人口 53,260人 (単独浄化槽人口 41,104人)
(し尿収集人口 12,156人)
- ④ 水洗化率 82.2%

(2) し尿収集運搬計画

- ① 収 集 人 口 12,156人
- ② 収 集 区 域 市内全域
 - ア 直営収集区域 委託収集以外の区域
 - イ 委託収集区域
 - a 阪神連合清掃(株)

収 集 区 域	町 名
明石川以東(朝霧川以東でJR山陽本線以北及び東人丸町を除く)の区域	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1～2丁目及び3丁目の一部、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1～4丁目、人丸町、山下町、上ノ丸1～3丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1～2丁目、相生町1～2丁目、中崎1～2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1～2丁目、本町1～2丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通1～2丁目
明石川以西、JR山陽本線及びJR新幹線以南、谷八木川以東(西明石西町1丁目を除く)の区域	西新町2～3丁目、南王子町、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石1～2丁目、貴崎1～5丁目、南貴崎町、林崎町1～3丁目、林1～3丁目、松江、川崎町 西明石南町1～3丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江の一部、谷八木の一部

Ⅲ. 計 画 等

b (有)平野興業

収 集 区 域	町 名
朝霧川以東でＪＲ山陽本線以北の区域	松が丘１～５丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町３丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
明石川以西、ＪＲ山陽本線以北、鳥羽新田又池以南、松陰屋形池及び藤江雲楽池以東の区域	西新町１丁目、北王子町、王子１～２丁目、大道町１～２丁目、和坂１～３丁目、西明石町１～５丁目、和坂（西明石北駅前）花園町、松の内１～２丁目、野々上１～３丁目、小久保１～２丁目、西明石北町１～３丁目、鳥羽、旭が丘、明南町１～３丁目、沢野１～２丁目、小久保の一部、藤江の一部、森田の一部
ＪＲ山陽本線以南で明姫幹線、ＪＲ新幹線、旧藤江川に囲まれた区域	西明石西町１丁目
ＪＲ山陽本線以南でＪＲ新幹線、市道２３号線に囲まれた区域	西明石西町２丁目

③ 収集回数等 原則として月１回（２５日～３０日間隔）収集とする。

(3) 浄化槽汚泥収集運搬計画

- ① 収集人口 ５３,７３１人
- ② 収集区域 公共下水道処理区域の一部とその他の市内全域
- ③ 清掃等 市内の浄化槽設置者と許可業者７社との個別の契約により、定期的に許可業者が清掃及び収集運搬する。

(4) 中間処理計画（し尿、浄化槽汚泥）

下記の施設により処理し、処理後発生した汚泥を脱水する。

〔施設の概要〕

施設名	明石市魚住清掃工場
所在地	明石市魚住町西岡２１１９－９
形式	好気性消化・活性汚泥法処理方式
公称能力	１４５ｋℓ／日

脱水汚泥は、前述した明石クリーンセンターで焼却する。

(5) 最終処分計画

最終処分は、前述した明石市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

(6) 処 理 量

区 分	処 理 量 (kℓ)
し 尿	12,500
浄 化 槽 汚 泥	20,000
合 計	32,500

6. 平成13年度 廃棄物処理実績

1 ごみ

(1) 人 口 291,896人

(2) 廃棄物搬入量

区分	ごみの種類		平成13年度 (t)	前年度比 (%)	
一 般 廃 棄 物	家 庭 系	直 営	可燃ごみ	38,556	1.3
			不燃ごみ	2,871	3.5
		資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	2,222	△ 2.2	
		粗大ごみ	2,895	△ 19.6	
		A 小計	46,544	△ 0.3	
	委 託	C	可燃ごみ	29,241	0
			不燃ごみ	1,503	△ 4.6
			資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	1,580	△ 4.4
			B 小計	32,324	△ 0.5
	系	D=A+B+C	資源ごみ (集団回収びん)	82	0
			可燃ごみ	67,797	0.7
			不燃ごみ	4,374	0.6
			資源ごみ	3,884	△ 3.1
			粗大ごみ	2,895	△ 19.6
計			78,950	△ 0.4	
事 業 系	許 可	可燃ごみ	44,416	6.6	
		不燃ごみ	8,369	26.4	
		E 計	52,785	9.3	
直 接 搬 入	F	可燃ごみ	4,206	△ 4.0	
		不燃ごみ	2,954	△ 35.2	
		計	7,160	△ 19.9	
	G=D+E+F	可燃ごみ	116,419	2.7	
		不燃ごみ (破碎・埋立)	15,697	1.1	
		資源ごみ	3,884	△ 3.1	
		粗大ごみ	2,895	△ 19.6	
計	138,895	1.8			
産 業 廃 棄 物	直 接 搬 入	可燃ごみ	4,469	△ 2.8	
		不燃ごみ (破碎・埋立)	3,685	△ 12.1	
		H 計	8,154	△ 7.2	
G+H	合 計	147,049	1.2		

(3) 処 理 量

処 理 区 分	処 理 量 (t)	前 年 度 比 (%)
焼 却	※ 1 3 3 , 3 6 7	3 . 5
埋 立	1 5 , 6 9 6	△ 8 . 7
資 源 物	2 , 3 3 7	△ 3 . 1
合 計 (ピット内残量分)	1 5 1 , 4 0 0 (4 , 3 5 1)	2 . 0

※前年度保管量4,351t含む。

(4) 最終処分場の埋立状況

- ・平成13年度当初残余容量 196,954m³
- ・搬入量及び埋立容量

区 分	搬入量 (t)	容 量 (m ³)
直接埋立 (不燃ごみ)	1 3 , 4 4 8	3 3 , 8 2 4
破碎選別残さ (不燃・不適物)	2 , 2 4 8	
焼却残さ (フェニックスを除く)	1 9 , 8 8 7	
覆 土	—	1 , 8 0 0
合 計	3 5 , 5 8 3	3 5 , 6 2 4

平成13年度末残余容量 161,330m³

2 し 尿

(1) 収集人口 13,144人

(2) 収 集 量

収 集 区 分		収 集 量 (kℓ)	前年度比 (%)
し 尿	直 営	9,829	△ 9.0
	委 託	4,326	△ 13.1
浄 化 槽 汚 泥		22,919	△ 4.7
計		37,074	△ 6.9

(3) 中間処理量

区 分		中間処理量 (kℓ)	前年度比 (%)
し 尿		14,155	△ 10.3
浄 化 槽 汚 泥		22,919	△ 4.7
計		37,074	△ 6.9

(4) 最終処分量

区 分		最終処分量 (t)	前年度比 (%)
焼却処分	脱 水 ケ ー キ	1,245.0	△ 8.1
	し 渣	27.7	△ 5.1
埋立処分	沈 渣	17.8	△ 4.8
計		1,290.5	△ 8.0

IV 環境美化・整備



ポイ捨てふん害キャンペーン

IV 環境美化・整備

1. 概要

清潔な生活環境は、健康で文化的な市民生活を営むうえにおける基本条件のひとつである。

しかし、近年における都市化の進展、消費生活の向上及び価値観の多様化は、生活環境に変化を与え、ごみ等の不法投棄や放置等により、道路、水路等の機能及び美観を損い、衛生害虫の発生等を助長している。

これらの環境の改善は、市民と行政が一体となって環境浄化活動を進めることによって、その成果をあげることができる。

市民の自主的な環境美化・衛生推進活動が活発化しつつあるなか、さらに環境美化・衛生意識の高揚、啓発を図り、市民の快適な生活環境の確保に努めている。

2. 環境美化推進事業

(1) 環境月間行事

明石市では、“美しく住みがいのあるまち”実現に向けた啓発として、毎年5月12日から6月11日を「“クリーンアップ明石”春の環境月間」、10月1日から31日を「“アイ・ラブ・あかし”秋の環境月間」として設定し、啓発看板の掲示や駅前街頭キャンペーンの実施などの他、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円での屋外一斉清掃、駅周辺の清掃等を展開している。

(2) 環境美化の推進

特定地域の環境美化を推進する活動団体として、昭和57(1982)年に港・海岸を美しくする市民組織6団体、昭和60年に河川を美しくする市民組織1団体、平成7年に同じく河川を美しくする市民組織1団体が結成された。平成13(2001)年度では、のべ3,494人が参加して清掃活動等を実施し、約25tのごみを回収した。

(3) 保健衛生推進協議会との連携

本市では、健康で、明るく、住みやすいまちづくりを目標に、市民が自主的に活動を行う地区組織団体から選任された理事28人により、保健衛生推進協議会が結成されている。

同協議会は、当初、ハエ・カ等害虫駆除などの公衆衛生や、健康診断受診促進などの保健衛生の向上を目的に生まれたが、社会や生活様式の変化に伴い、近年ではむしろ、屋外清掃、ごみ分別、資源リサイクルといった環境活動を重点に、毎年各地域において様々な活動を展開している。

主な事業としては、次のものがある。

- ① 環境美化・衛生の推進と福祉向上のための地区組織の育成
- ② 研究会・講習会・その他必要な研修会等の開催
- ③ 地区衛生組織活動功労者及び優秀団体の表彰
- ④ 環境衛生事業の推進
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

今後も、同協議会と連携しながら環境美化・衛生推進を行っていく。

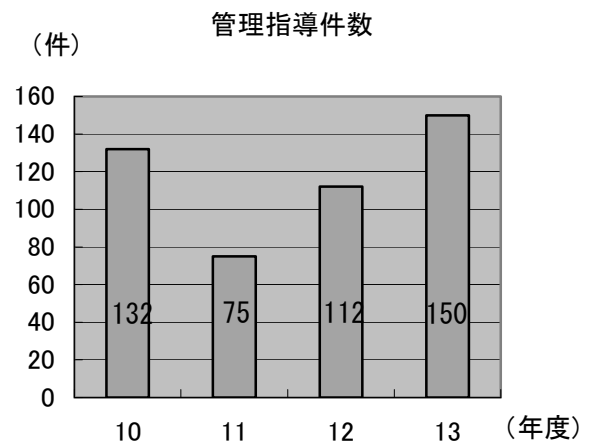
3. 環境整備事業

(1) 空き地の管理

本市では、宅地開発後放置された空き地や管理不良の土地が多く見られ、雑草の繁茂等により、夏期は害虫の発生、冬期は枯草による火災発生の危険性、また防犯上の問題もあり、空き地の管理徹底を図る必要がある。

空き地の管理については、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、所有者の責務とされ、管理不良の空き地については、所有者に指導し、不良状態の解消を図っている。

今後とも関係自治会の協力を得ながら、所有者の理解や管理意識の高揚を促し、指導及び啓発活動を通じて条例趣旨の徹底を図っていく。



(2) 不法投棄の処理

市民の意識は高まりつつあるが、依然として不法投棄はあとをたたない。それに対応するため、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互連絡のなかで、平成13年度も引き続きパトロールを強化するとともに、全市域において積極的に収集処理した。

不法投棄処理の状況（平成13年度）

苦情件数	処理量 (kg)	警告板設置
170	9,550	80

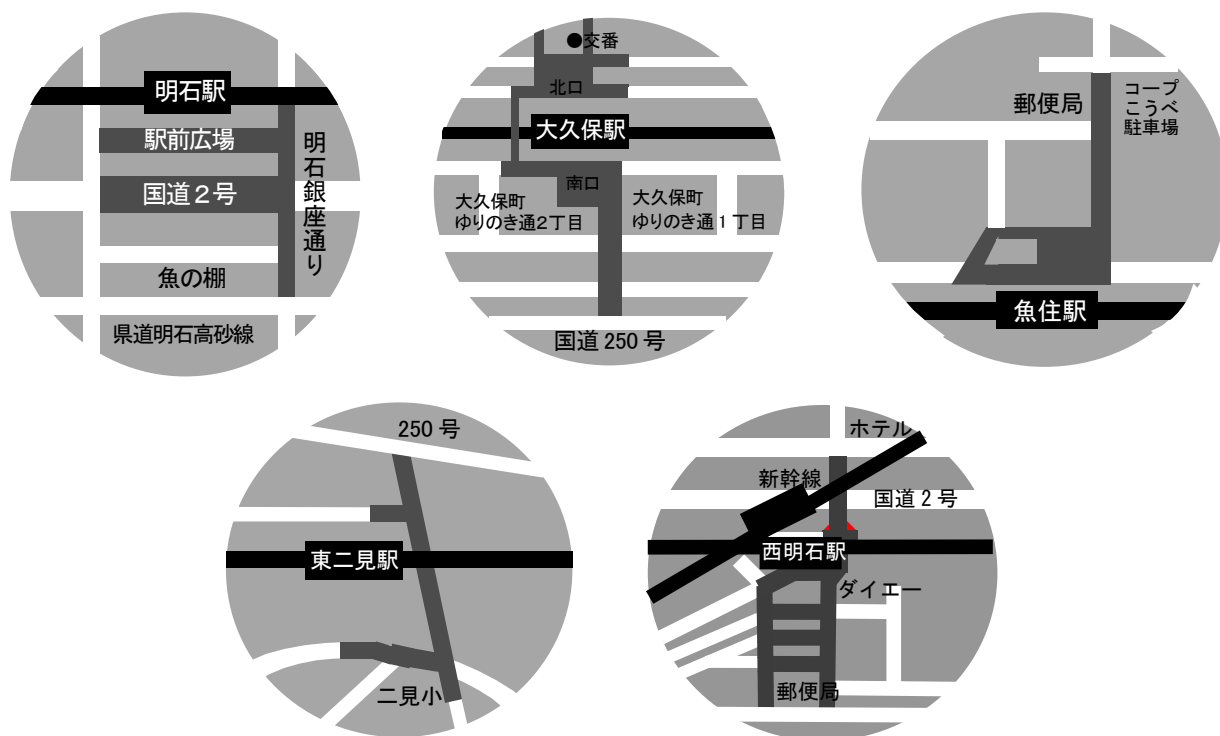
(3) ポイ捨て・ふん害の防止

明石市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、平成11(1999)年10月1日施行した。同時にJR明石、大久保、魚住、山陽電鉄東二見の各駅周辺の4か所を散乱防止重点区域に指定し、平成14(2002)年7月1日にはJR西明石駅周辺を新たに重点区域に追加指定した。

条例では、散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て、また、市内での飼い犬のふん放置に対して罰則を設けている。また、散乱防止重点区域内で、自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めている。

「空き缶等のポイ捨て」や「犬のふんの放置」は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかなが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情から、改めてそれらの行為を一人ひとりが見直し、気付いていくための規範とし、あわせて市域の良好な環境美化を確保するため、新たに条例を制定したものである。

【 散乱防止重点区域（の5区域）】



① 平成13年度施策としては、下記のとおり展開した。

- キャンペーンの実施

（平成13年10月10日—JR明石・大久保駅（北側・南側）、平成13年10月11日—JR魚住駅、山陽電鉄東二見駅前にて、保健衛生推進協議会や女性団体連絡協議会、自治会等の地元ボランティアの協力のもと開催）

- 防止看板の配布（原則自治会単位）

看板配布枚数

種類 年度	看板配布枚数	
	ふん害防止	ポイ捨て防止
11	178枚	33枚
12	685枚	52枚
13	356枚	29枚



<ふん害防止用看板>

IV. 環境美化整備

- 散乱防止重点区域として指定した地区のうち J R 明石駅前と大久保駅南側に、条例周知・啓発のため、「重点区域標示看板」を設置
- ポイ捨て防止啓発用横断幕の作成・掲示
- 市バス広告用ポイ捨て防止啓発用ステッカーの作成・掲示
- 自治会へのポスター掲示、リーフレットの回覧依頼等による各種啓発活動
- ふん害防止啓発パトロールの実施
- ふん害防止ステッカーの作成、配布（狂犬病予防注射案内送付時、その他。啓発リーフレット同時配布。）



<ふん害防止ステッカー>

- ② 「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行に伴い、平成11(1999)年10月より散乱防止重点区域として指定した4区域の清掃及びパトロールを実施している。4区域をひと月間に2日、調査した散乱ごみの状況は、次表のとおりである。

ごみ量調査結果表（平成13年度）

月	項	空き缶	空きびん	ペットボトル	たばこの 吸い殻	たばこの 空き箱	プラスチック 製容器	紙製容器
4		162	68	41	2,786	85	55	61
5		208	98	56	5,162	100	108	138
6		193	75	78	3,119	93	106	101
7		125	81	61	2,612	67	72	79
8		164	70	67	3,144	89	55	79
9		137	55	50	3,624	79	51	93
10		207	38	48	4,415	103	40	96
11		239	96	76	3,835	137	64	104
12		184	53	46	3,864	115	55	56
1		195	48	18	3,966	65	34	34
2		200	75	23	3,535	71	26	28
3		184	33	23	4,491	80	19	23
合計		2,198	790	587	44,553	1,084	685	892

なお、本事業は、兵庫県の「緊急雇用就業機会創出事業」にかかる補助金を受け、委託により実施している。

③ 自動販売機の届出状況は次表のとおりであった。

自動販売機設置届出状況

年度	区域	明 石	大久保	魚 住	二 見	計
	種類					
1 1	新 規	2 1	9	6	2 2	5 8
	廃 止	0	0	0	0	0
	変 更	0	0	0	0	0
1 2	新 規	6	2	2	0	1 0
	廃 止	2	1	1	1	5
	変 更	1	0	0	0	1
1 3	新 規	2	0	0	0	2
	廃 止	0	0	0	0	0
	変 更	0	0	0	0	0
計	新 規	2 9	1 1	8	2 2	7 0
	廃 止	2	1	1	1	5
	変 更	1	0	0	0	1

(4) 駅前歩道等の清掃

本市の玄関ともいふべきJR明石・西明石・朝霧の各駅前周辺歩道等の清掃を、昭和54(1979)年5月から民間委託により定期的に行っている。実施状況は、次表のとおりである。なお、JR西明石駅前については、平成14(2002)年7月に同駅周辺が散乱防止重点地区に指定されたことに伴い、平成14(2002)年7月から「緊急雇用就業機会創出事業」による清掃に変更した。

JR駅前歩道等清掃実施状況(平成13年度)

場 所	清 掃 日
JR明石駅前周辺歩道等	月 ~ 土
〃 西明石 〃	月・水・金
〃 朝霧 〃	火・木・土

(5) 屋外一斉清掃

自治会(町内会)、各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行った。

近年、定期的に行っている清掃を実施する地域が増加しているが、特に、春と秋の環境月間(5月～6月、

IV. 環境美化整備

10月)に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけている。

また、公共下水道の整備に伴い、水路や道路側溝からの土砂やヘドロの排出量が減少傾向にある。

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況（収集体制：直営）

	収集件数	収集量（t）
平成13年度	1,299	1,114

(6) 薬剤散布

ハエ・カ等の衛生害虫の防除は、快適な生活環境を保全するとともに、伝染病予防の観点からも欠くことのできないものである。

本市では、動力噴霧機を積載した薬剤散布車（1台）、カート式動力噴霧機、ミニフォグ等を併用した薬剤散布による駆除を実施している。

平成13年度には、延べ12地域に散布を行った。

今後は、屋外一斉清掃（衛生害虫の発生源の一つである水路・道路側溝等の土砂やヘドロの清掃及び草むらの除草）をより積極的に推進し、防除することが環境にやさしい行政を進める上からも重要である。

(7) 犬・ねこ等の死体処理

犬・ねこ等小動物の死体については、飼い犬・飼いねこ等の場合は一体2,000円、飼い主不明の場合は無料で収集処理した。

犬・ねこ等死体処理の状況（平成13年度）（単位：匹）

犬		ねこ		その他		計		合計
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
648	71	239	1,055	102	204	989	1,330	2,319

(8) 野犬捕獲箱の貸し出し

狂犬病予防の一環として、野犬捕獲のため、自治会等に捕獲箱の貸し出しを実施し、平成13(2001)年度においては、延べ15台の捕獲箱を貸し出した。

なお、捕獲した野犬については、明石健康福祉事務所が処理している。

(9) ねこの引き取り

昭和57(1982)年度より、飼えなくなったねこの引き取りを兵庫県動物愛護センター動物管理

事務所の巡回収集に応じて、窓口を開設している。

ねこの引き取り件数（平成13年度）

（単位：匹）

飼いねこ			拾得ねこ			計			合計
件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	
9	7	8	24	8	59	33	15	67	82

(10) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂等について、経営許可あるいは変更、廃止許可の業務を行っている。

本業務は、市町での取り扱いがふさわしい事務であるとして、平成10(1998)年度より、兵庫県から移譲された。

※ このページは白紙です。

V 環境保全対策



夏休み子ども環境探偵団「水生生物調査」（明石川）

V 環境保全対策

1. 概要

わが国においては、高度経済成長の過程で、環境汚染と生活環境の悪化が加速度的に進行したため、公害の防止を求める強い社会的要請が起き、それを受けて、全国的に環境保全対策が強力に推進されてきた。

その結果、環境汚染は一時の危機的状況を脱するとともに、経済が安定成長へ移行する中で省資源・省エネルギーも進み、全般的には改善の傾向を示すこととなった。

しかし、ベッドタウン化・大型マンション化の進行等により、市民意識のなかにより快適な生活環境を求める動きが強くなっており、公害の防止に加えて、快適かつ良好な生活環境の実現が求められている。

このような状況にあって、今後、長期的な展望にたって公害防止の諸施策を推進すると同時に、市民一人ひとりの理解と協力のもとに、海峽交流都市として恵まれた自然環境の保全と新しい活力づくりのための開発との調整を図りながら、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に向けた総合的な取り組みが必要となってきた。

加えて、現在、地球温暖化をはじめとして、さまざまな地球的規模の環境問題（酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化の進行）が深刻になっており、グローバルかつ具体的な対策が喫緊の課題として浮かび上がっている。

こうした現実を踏まえて、市民一人ひとりが、環境の問題について、広くは地球環境の保全という視点に立ちつつ、身近なところから見つめ直していくとともに、環境全般に関する意識をより高めていくことが重要となっている。



2. 環境啓発関連事業

現在、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等さまざまな地球規模の環境悪化が問題になってきている。

明石市では、このような環境問題に対する意識を高めるために、環境学習支援制度を設けている。これは、環境問題に関心のあるグループに環境学習などの活動を支援するため、職員を講師として派遣したり、ビデオや騒音計などの学習資材の貸出を行う制度である。

環境学習支援制度は、大きく以下のように分けられる。

① 講演

「地球温暖化問題」「酸性雨問題」「オゾン層の破壊」「生活排水対策について」「生活騒音問題について」等

② 調査と実験

「水生生物調査」「アメニティマップ」「空気の汚れを調べてみよう」「水の汚れを調べてみよう」「地球温暖化チェックシート」等

③ 環境ゲーム

「無人島ゲーム」「パッケージってなに」「気になる木」「サイクル・リサイクル」等

④ 環境ビデオ

「地球の秘密」「自然と遊ぼうネイチャーゲーム」等30本近くのビデオを用意。

⑤ 測定機器の貸出

「フィルターバッジ（窒素酸化物の測定）、パックテスト（CODの簡易測定）、騒音計等の貸出。

この支援制度のもとで、小学校での特別授業、コミセンなどの集会、女性サークルの活動などの場で地球温暖化問題等の講演会や環境ゲーム、環境測定などを行っている。

また、さまざまな環境啓発事業を行っており、星空を観察し、大気の様子を調べる全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）や樹木の持つ大気浄化の働きを観察する大気浄化能力度チェック、光化学スモッグによるアサガオの被害観察、環境問題に対する関心を深めてもらうための「夏休みこども環境探偵団」、子供たちに環境問題を考えてもらう「かんきょうポスターコンクール」、こどもエコクラブ等の活動を継続的に行っている。

平成10年度からは、市民参加型のモニター事業として、酸性雨や二酸化窒素調査、平成11年度には紫外線調査を加え、身近な環境を測定していただき、環境問題の一角を市民と協働で調査を行った。また、平成12年度からは、年間を通じて環境家計簿や施設見学、ワークショップなどの活動をすることで環境問題について学ぶ環境市民講座「環境実践モニター」を実施した。

その他、6月の「環境月間」「自動車公害防止月間」、12月の「大気汚染防止推進月間」「地球温暖化防止推進月間」等で啓発用ティッシュの配布を行っている。

なお、本市は、「環境家計簿」等環境問題についての実践用冊子の配布やパンフレットによる啓発も積極的に行っている。

3. 公害防止対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

本市では、現在のもとより、将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者及び市の相互協力による総合的な施策の展開を図っている。

具体の公害防止法対策として、公害関係法令の強化と遵守、兵庫地域公害防止計画の策定及び総合公害防止協定の締結による固定発生源への規制強化と行政指導の徹底などを実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところである。

また、本市は阪神・播磨両工業地帯の東西交通の要衝に位置し、細長い帯状の市域を国道2号・国道250号・県道明石高砂線及び山陽新幹線等が通過しているため、交通量の増加や車両の大型化等により沿線住民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、環境基準の維持・達成のためにはさらに一層の努力が必要となってきたといえる。

(2) 公害防止対策の連絡調整

住民の健康で文化的な生活を確保し、環境の保全を推進するうえで、公害の防止対策はきわめて重要である。人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全するためには、単に一地方公共団体のみでできるものではなく、広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、協議会・連絡会が設置されており、これら機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を密にしている。

- ア. 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会は、瀬戸内海環境保全特別措置法の制定を契機に景勝と貴重な漁業資源の宝庫としての瀬戸内海の環境保全に万全を期し、組織的に環境保全の推進と思想の普及、意識の高揚を図る目的として、昭和54(1979)年3月設立された連絡会である。平成13(2001)年度は5月に定期総会を開催し、会員相互の積極的な強調のもとに瀬戸内海の環境保全の一層の充実を図るとともに、瀬戸内海環境保全普及活動の一環として6月(6.1～6.30)を瀬戸内海環境保全月間とし、クリーン兵庫運動をはじめとした各種の環境保全推進運動を展開し、啓蒙活動及び研修会等の実施により保全対策の積極的な推進を図った。
- イ. 大阪湾環境保全協議会は、大阪湾沿岸1府2県16市6町の地方自治団体が相互に連携し、大阪湾の浄化を図るため、昭和47(1972)年11月設立された協議会である。平成13(2001)年5月の幹事会において、具体的な推進施策を検討し、①汚濁負荷量の削減対策の推進、②新たな環境保全・創造施策の推進、③生活排水対策の推進、④赤潮防止対策の推進、⑤水質監視・測定体制の拡充強化、⑥有害化学物質対策の推進、⑦大規模油流出事故に対する環境面での対策の推進、⑧大阪湾の環境保全に係る財政上の特別措置についての8項目を要望決議し、平成14(2002)年度の重要施策並びに予算化に向けて7月に国の関係に提出した。さらに平成13(2001)年6月1日から6月30日まで大阪湾クリーン作戦を展開し、廃棄物の不法投棄防止及び回収キャンペーンを実施した。

V. 環境保全対策

ウ. 兵庫県大気環境保全連絡協議会は、平成4(1992)年に兵庫県、各市町事業者及び県民が、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境保全及び窒素酸化物などの地域の大気環境保全を図るため設立された。行政、事業者、県民が一体となり、相互に協力し行動することで、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、未来にわたって快適な県民生活を確保するため活動している。

エ. 神戸・明石都市行政協議会は、明石市及び神戸市の相互発展を図るため、両市の共通問題について相互調整のもと、総合的に諸施策を策定及び推進する協議会である。

近年、西神戸地区の大規模開発による人口増加に対応し、水質汚濁防止施設の設置及び維持管理が行われているが、特に本市上水源である明石川水系の水質を保全するため、水質監視並びに汚濁源の監視始動等については、連携の強化を図った。

その他、公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定・公害防止協定の履行状況及び公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図った。

(3) 公害監視測定状況

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視及び定期的な測定を実施している。

① 大気の汚染については、平成11(1999)年10月、大気監視システムを更新し、市内の大気汚染状況を瞬時に把握することが可能となった。測定は固定局5ヶ所で行っており、概ね環境基準は達成されている。

なお光化学スモッグシーズン(5月～10月)中は常時監視体制をとっており、平成13(2001)年度には、光化学スモッグ予報・注意報ともに発令されなかった。

また、酸性雨調査を2ヶ所で行っている。

② 水質の汚濁源は、きわめて多岐にわたっているが、おおむね生活排水、工場廃水、農業等排水、その他の排水に分類できる。


市内主要河川である明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川については県測定計画に基づく通年調査を実施しており、朝霧川及び明石川を除く3河川上流部については市独自の河川調査を実施している。

健康項目については全地点で環境基準を達成している。生活環境項目に係る類型が指定されている明石川・谷八木川については、明石川では引き続き環境基準が達成されており、谷八木川でも有機汚濁の代表的指標であるBODが下水道の普及等により基準設定以来初めて環境基準を達成した。各河川の水質汚濁は経年的には変動があるものの、ほぼ横ばいであった。

また、大蔵海岸と松江海水浴場では、住民の利用に資するため、遊泳期間前と期間中において水質などの調査を実施した。

2海水浴場とも、良好な水質を維持している。

● 参 考

<p>環境基準 行政上の目標であり、環境行政を進めていく上での指針となるもので、水質汚濁に係るものとして次の項目が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活環境項目 生活環境を保全するために定められたもの ▪ 健康項目 人の健康を保護するために定められたもの 	<p>BOD(生物化学的酸素要求量) 水の汚れ(有機物)が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。</p> <p>川の汚れを表します</p>  <p>大 ← → 小</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">汚れた川</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">きれいな川</div> </div>
--	--

③ 騒音、振動公害は、日常生活に密着した公害であり、影響範囲も局所的で発生以後短期間で消滅する、典型的な感覚公害である。その性質上大気汚染のような常時測定体制はとられていないが、自動車公害による騒音等については、その実体を経年的に把握するため、国道2号及び国道250号等、市内主要幹線沿い12地点において、毎年1回定期的に測定を実施している。その結果、要請限度及び環境基準については一部の測定地点の時間帯で若干上回っているところがあり、測定の継続と防止対策の強化が必要である。また、住環境の静けさを把握するため都市環境騒音の測定も行っている。

新幹線の騒音、振動については、市内5地点で測定した結果、騒音は全ての地点において環境基準は未達成だが暫定は達成していた。振動は全地点において環境庁勧告指針値を下回っていた。

このため騒音、振動調査を基にJR西日本㈱及び環境庁などに対してより一層の発生源対策を実施し、環境基準の早期達成を強く要望している。

④ 悪臭公害については、騒音と同じく、快適な生活環境を損なう感覚公害であり、日常生活における身近な生活環境からくる“におい”である。平成5(1993)年度、悪臭防止法施行令の一部が改正され、10物質が追加されて、アンモニア等22物質が規定され、平成6(1994)年度に排水に含まれる悪臭物質について規制された。なお、一般的には低濃度で単一物質だけでなく複合臭として発生するケースが多く、その測定方法及び防止技術等に多くの問題がある。平成7(1995)年度、悪臭防止法改正により従来の規制で十分な効果が見込まれない区域については、従来の規制に代えて嗅覚測定法による規制ができるようになったが、本市においては従来からの濃度規制により指導を行っている。

(4) 生活排水対策

近年においては、河川や海などの水質を汚濁している原因に生活排水があげられ、とくに閉鎖性水域である瀬戸内海では、生活排水が50%を超えている。

そのため、生活排水対策の推進を図る規定を盛り込んだ、水質汚濁防止法の改正が、平成2(1990)年6月に行われ、同年9月に施行された。

行政の責務はもちろんのこと、国民の責務も明確にし、理解と協力を求めるものとなった。

生活排水処理については、公共下水道の整備を基本として、毎年多額の費用を投入して普及、促進に努めているが、当面整備の遅れている地区ではし尿と併せて生活排水を処理できる合併処理浄化槽の整備が有効である。本市においては、平成3(1991)年度に「明石市生活排水処理計画」を策定し、早期に生活排水処理率100%を達成することを目指している。

また、汚濁負荷量の削減を図るために、生活排水対策用啓発パンフレット及び啓発資材(台所水切りごみ袋)を配布したり、啓発用看板を谷八木川流域に設置して、PRに務めている。

(5) 公害防止施設設置資金融資の調整

工場等が、その事業活動に伴って生ずる産業公害を防止することは、自らに与えられた責務である。しかし、信用力、担保力などの弱い中小企業にとって公害防止資金を確保することは、非常に困難な状況である。そこで事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を、長期かつ低利で融資し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって、住民福祉の充実に寄与することを目的として、兵庫県公害除去施設資金融資制度及び明石市中小企業公害防止施設設置等資金融資制度があり、公害を防止するために必要な施設の設置及び移転等について、公害防止に対する効果、必要性等を勘案し、意見書及び認定書の発行業務を行っている。

4. 公害発生源の規制

(1) 法律・条令による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行わなければならないが、反面、公害は地域に密着した問題でもあるので法律の規制の権限はほとんどが地方公共団体に委任されている。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多くの地方公共団体は条例を制定している。本市においても、環境保全条例を制定施行し、市民の良好な生活環境の確保を図っている。

公害関係法令等による規制及び許可の権限

区 分		兵庫県	明石市
大 気 汚 染 防 止 法	工 場	○	
	事 業 場		○
水 質 汚 濁 防 止 法			○
瀬戸内海環境保全特別措置法		○	
騒 音 規 制 法			○
振 動 規 制 法			○
悪 臭 防 止 法			○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		○	一 部 水質または騒音・振動に係る特定工場の場合のみで、大気・粉じんに係る特定工場に該当する場合にはすべて権限は兵庫県となる。
兵庫県・環境の保全と創造に関する条例			○

(2) 公害防止協定（環境保全協定）

市域の環境保全を一層促進させるため、本市では公害防止協定を積極的に締結している。

公害防止協定は、市内に立地する主要企業を中心に昭和45(1970)年12月から締結しており、諸情勢の変化をふまえた改正又は新規に締結するなどの過程を経て、現在総合公害防止協定は22事業所と締結している。また、昭和56(1981)年度中に二見臨海工業団地で操業又は建設工事開発予定であった45事業所と昭和56(1981)年3月25日に公害防止協定を締結したが、さらに事業所の進出状況を勘案し、以後数次にわたって協定を締結している。二見臨海工業団地に係る公害防止協定締結事業所は107事業所、環境保全協定締結事業所は33事業所である(平成14(2002)年3月31日現在)。

なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して公害防止協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料並びに排出水の分析と関係書類の調査等を実施し、規制及び指導にあたっている。

5. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出状況

特定施設等の届出は、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握し、規制及び指導にあたっている。

工場関係の届出のうち、大気汚染防止法に係る届出については、兵庫県東播磨県民局環境課で受理し、副本を本市に送付してもらい、届出等の状況を把握している。兵庫県環境の保全と創造に関する条例に係る届出については、本市で受理している。

また、事業場関係の届出は、法、条例ともに本市で受理している。

水質汚濁防止法に係る届出書の受付、受理事務については本市で行っている。

瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請等の受付、許可等の事務については兵庫県県民生活部環境局水質課で受理し、副本を本市に送付してもらい許可申請等の状況を把握している。

兵庫県環境の保全と創造に関する条例の水質に係る届出については、本市で受理している。

また騒音、振動及び悪臭に係るものについては、事務が本市に委託されており、特定施設の設置等と建設工事に係る特定建設作業（騒音・振動など発生させる工事）の届出書の受理、指導等すべての業務を行っている。

▼ 特定施設等届出事業所数（平成 14 年 3 月 31 日現在）

法律関係

法 律 名	事 業 所 数
大 気 汚 染 防 止 法	112
水 質 汚 濁 防 止 法	325
騒 音 規 制 法	341
振 動 規 制 法	245

条例関係

条 例 名	事 業 所 数				
	大気関係	水質関係	騒音関係	振動関係	悪臭関係
兵庫県・環境の保全と創造に関する条例	189	31	214	0	0

6. 公害に関する苦情処理状況

公害苦情は、産業公害と生活公害（近隣公害）に大別することができる。産業公害とは、工場や建設作業などの生産活動にともない発生するものをいい、生活公害とは、日常生活や営業行為等により、一般家庭や飲食店、事務所、交通機関などで発生するさまざまなものをいう。

本市では、環境基本法、公害紛争処理法等により市民から申し出のあった公害苦情に対して環境政策課担当職員で苦情処理にあたっている。公害苦情は迅速かつ適正な処理が望まれるものであり、被害の未然防止のため発生源への行政指導の徹底と関係機関へのあっせん等によって適切な処理に努めている。

近年のベッドタウン化・大型マンション化の結果として、農業や商工業地域と住宅地の接近が進み、生活排水による水質汚濁・近隣騒音・悪臭などさまざまな生活公害が発生している。これらの苦情を解消するためには、住工混在の解消をめざした抜本的な都市政策や都市生活基盤としての公共下水道の普及および近隣騒音等に対する意識の高揚と啓発の推進を行うとともに、市民一人ひとりにあっても近隣に迷惑をかけない姿勢が強く求められている。



公害を種類別にみると、大気汚染についてはゴミ等の焼却時における煙、スス、臭気の苦情、建設工事に伴う解体時の騒音等による苦情が多く、工場からのものについては、施設の改善や日常の維持管理方法等の指導、建設工事からのものについては、廃棄物処分場への搬入の指示や、粉じん飛散防止のため散水等の指導を行うことにより解決をしている。

水質汚濁については油膜などの見た目の不快感によるものと悪臭によるものが多い。油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意による流出などが考えられる。しかし、油膜の出現は、一過性のことが多いため原因究明が困難な場合が少なくない。工場などに対しては、汚水処理施設等の改善及び維持管理の徹底を指導している。

騒音については、工場からの作業音、建設工事音、飲食店からのカラオケ音や日常生活からでるのものによる苦情が多く、工場からの作業音、建設工事音については、騒音対策の実施や騒音発生施設の移動等の指導により解決しているが、飲食店のカラオケ音や日常生活からのものについては、発生源者のモラルに依存する面が多いため、生活騒音に関するパンフレットの配布等により、市民啓発に努めている。

振動については、一般に騒音と同時に発生することが多く、工場の作業、自動車交通並びに建築土木工事に伴う苦情が発生したが、路面修復や工程改善等により解決を図っている。

悪臭については、化学工場からの悪臭、田畑の堆肥による臭気苦情が多く、その他牛舎や家庭生活からの臭気の苦情など多種多様にわたっている。これらの苦情は、法の規制にかからないものが多く、住民間の感情的な問題に発展する場合もあり解決や再発防止等が非常に困難な状況にある。

公害苦情発生の推移

(単位：件)

年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計
9	13	5	16	5	9	3	51
10	18	3	16	7	17	0	61
11	21	1	25	5	9	0	61
12	23	10	13	2	10	5	63
13	22	5	12	5	11	0	55

7. 環境の監視

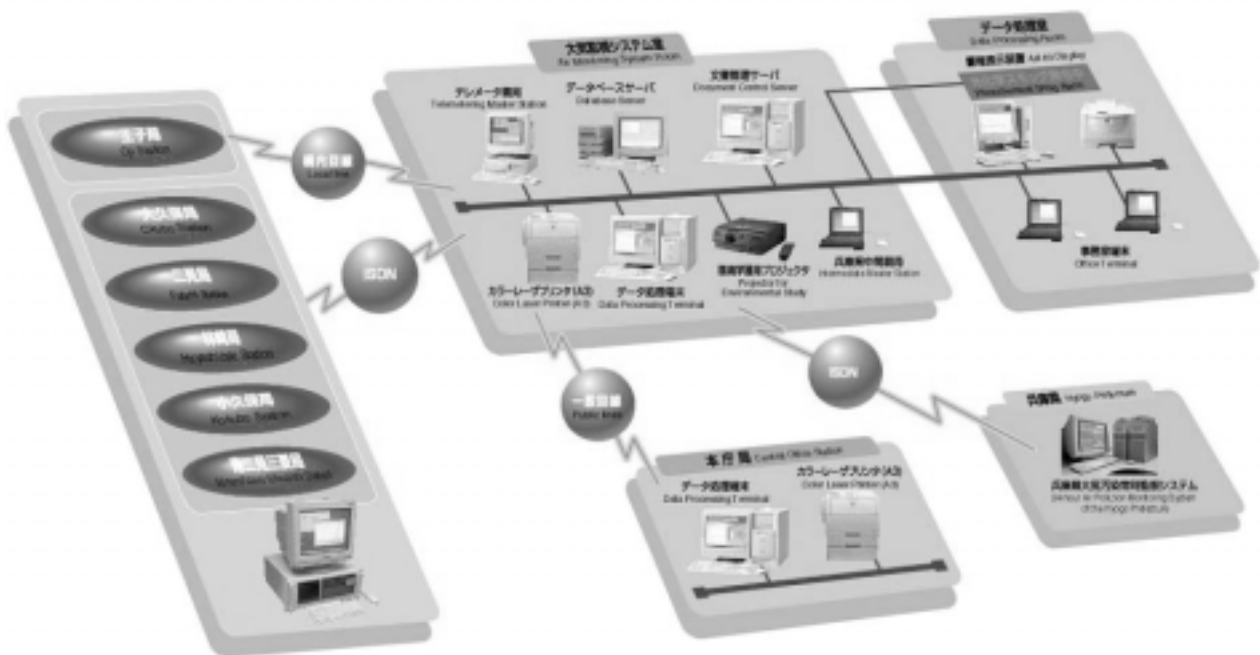
監視係（環境政策課分室）では、環境にかかる常時監視及び定期的な測定を実施している。平成6（1994）年9月に導入した大気監視システムによる大気汚染の常時監視や酸性雨の調査、公共用水域（河川・地下水）の監視や事業所排水の水質分析の他、悪臭・騒音・振動について、さまざまな機器を使って環境測定し、複雑多様化する環境汚染物質の監視の強化に努めている。

平成11（1999）年10月には大気監視システムを更新し、市内の大気汚染の状況が瞬時に把握できるほか、データが兵庫県環境情報センターにも送信され、配信された県内の他地点の測定データとも同時に比較できるようになった。

さらに、平成13（2001）年度から、国の広域情報システム「そらまめ君」にもデータを送信し、全国的にデータを活用できるようにしている。

また、環境調査市民モニターなど、環境啓発及び環境情報の提供にも力を注いでいる。

大気監視システムの構成図



VI し尿処理



魚住清掃工場

VI し尿処理

1. 概要

本市のし尿収集運搬は、昭和31(1956)年4月に市営住宅300戸を対象として、収集車両1台により開始した。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図っていく一方、昭和41(1966)年4月から業務の一部を民間に委託し、昭和44(1969)年7月には更に1業者を加えた直営と委託による収集体制が確立し、現在に至っている。なお、収集区域は、本庁地区を委託業者2社に、大久保・魚住・二見地区を直営としている。

現在、し尿収集は、概ね25日から30日間隔で定期的を実施し、事業所及びイベント会場や工事現場の仮設トイレなどの収集は、その都度実施している。また、浄化槽は、保守点検や許可業者による清掃を行い、汚泥を魚住清掃工場に搬入している。なお、浄化槽を正常に機能させるために、設置者(使用者)に対し、適正な維持管理を行うようパンフレット等を作成し、各戸配布などの啓発を行っている。

し尿や浄化槽汚泥を処理する施設は、現在の魚住清掃工場において、昭和39(1964)年1月から運転を開始した。その後、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、昭和41(1966)年12月に第2施設を、昭和51(1976)年3月に第3施設を建設し、総処理能力280kl/日とした。現在は、下水道の普及により処理量が減少してきており、1日あたり145klの処理能力まで規模を縮小し、処理効率の改善を図るとともに、施設の維持についても、逐次整備を実施することで、水質の改善及び大気汚染の防止等、環境保全に万全を期している。

今後のし尿収集運搬及びし尿並びに浄化槽汚泥の処理については、平成8(1996)年4月の大久保浄化センター稼働による下水道処理区域の拡大が進み、し尿の収集量や処理量の減少傾向が見られるため、現在これらの推移を見極めながら、収集体制や処理体制の見直しを行っているところである。特に、魚住清掃工場については、施設の老朽化が問題となっており、施設更新に向けた各種の調査を行い、下水道整備の進展に添った規模及び効率的な処理方法を検討中である。

し尿処理区分別状況

(平成14年3月31日現在)

区分	戸数	割合(%)
浄化槽	26,012	20.7
汲取	4,897	3.9
下水道	94,686	75.4
合計	125,595	100.0

注) 住民基本台帳、外国人登録、事業所等を合計した戸数である。

2. し尿収集運搬

(1) 概要

一般家庭及び事業所並びに工事現場等の仮設トイレなどから発生するし尿の収集に対処するため、直営と委託業者（2社）とで、それぞれ分担している。直営地域では、毎年班の編成替えを行っている。1班を2名で組んでおり、平成14（2002）年度は8班体制としている。また、委託地域は阪神連合清掃1班、平野興業2班の計3班で編成している。

(2) 収集運搬業務実施状況

①市内の汲取戸数

（平成14年3月31日現在）

		全 市	4,897（戸）
内 訳	直 営 地 区		3,760
	委 託 地 区	阪 神 連 合 清 掃	475
		平 野 興 業	662
		小 計	1,137

注）住民基本台帳、外国人登録、事業所等を合計した戸数である。

②直営収集区域

（平成14年4月8日編成替え後）

班別	町 名
1	藤江の一部、松陰新田、森田・松陰・大久保町・谷八木の一部
2	松陰・大久保町・大窪の一部
3	松陰・大久保町・大窪の一部
4	松陰・大窪・西脇の一部、山手台、高丘、緑が丘
5	八木、ゆりのき通、大久保町・谷八木・江井島・西島・福田の一部、金ヶ崎・長坂寺の一部
6	江井島・西島の一部、長坂寺・清水・西岡の一部、錦が丘、鴨池、中尾、住吉、福里の一部、東二見、西二見、南二見
7	清水の一部、福里の一部
8	大久保町・大窪・西脇・福田・西島の一部、金ヶ崎・長坂寺・清水の一部

③委託収集区域
(阪神連合清掃)

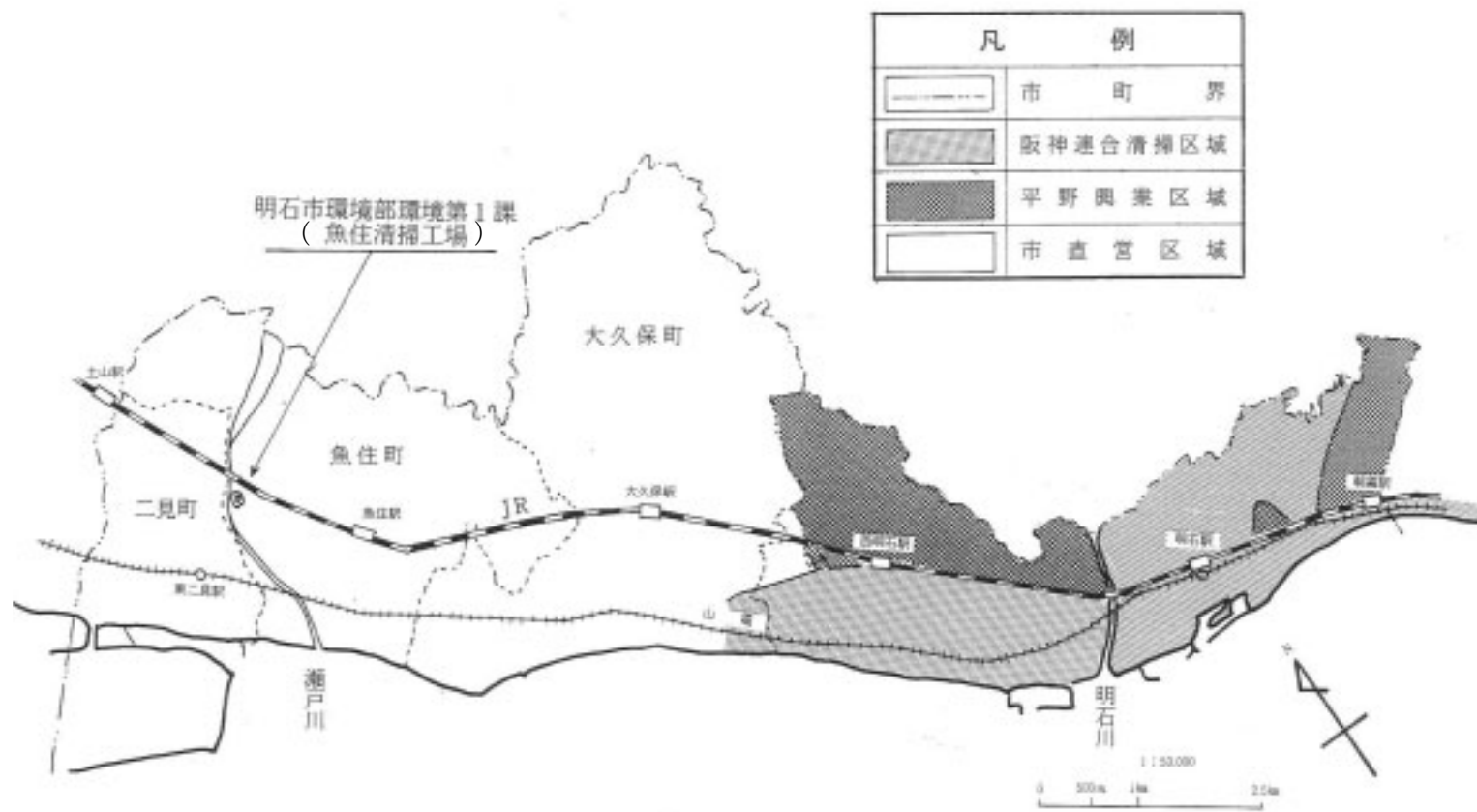
(平成 14 年度)

収集区域	町名
明石川以東（朝霧川以東で JR 山陽本線以北及び東人丸町を除く）の区域	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町 1～2 丁目及び 3 丁目の一部、北朝霧丘 1～2 丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺 1～4 丁目、人丸町、山下町、上ノ丸 1～3 丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町 1～2 丁目、相生町 1～2 丁目、中崎 1～2 丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町 1～2 丁目、本町 1～2 丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、大蔵海岸通 1～2 丁目
明石川以西、JR 山陽本線及び JR 新幹線以南、谷八木川以東（西明石西町 1 丁目を除く）の区域	西新町 2～3 丁目、南王子町、硯町 1～3 丁目、田町 1～2 丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石 1～2 丁目、貴崎 1～5 丁目、南貴崎町、林崎町 1～3 丁目、林 1～3 丁目、松江、川崎町、西明石南町 1～3 丁目、別所町、東藤江 1～2 丁目、藤が丘 1～2 丁目、藤江の一部、谷八木の一部

(平野興業)

収集区域	町名
朝霧川以東で JR 山陽本線以北の区域	松が丘 1～5 丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町 3 丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
明石川以西、JR 山陽本線以北、鳥羽新田又池以南、松陰屋形池及び藤江雲楽池以東の区域	西新町 1 丁目、北王子町、王子 1～2 丁目、大道町 1～2 丁目、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、和坂（西明石北駅前）、花園町、松の内 1～2 丁目、野々上 1～3 丁目、小久保 1～2 丁目、西明石北町 1～3 丁目、鳥羽、旭が丘、明南町 1～3 丁目、沢野 1～2 丁目、小久保、藤江の一部、森田の一部
JR 山陽本線以南で明姫幹線、JR 新幹線、旧藤江川に囲まれた区域	西明石西町 1 丁目
JR 山陽本線以南で JR 新幹線、市道 23 号線に囲まれた区域	西明石西町 2 丁目

明石市し尿収集区域別地図



④ し尿月別収集量の実績（平成13年度実績）

（単位：kℓ）

月別	市直営	業者委託	計
4	853.3	373.6	1,226.9
5	895.4	390.5	1,285.9
6	803.4	371.6	1,175.0
7	816.1	361.3	1,177.4
8	797.8	375.2	1,173.0
9	757.0	347.5	1,104.5
10	860.9	390.6	1,251.5
11	856.1	358.6	1,214.7
12	921.2	377.9	1,299.1
1	749.3	316.5	1,065.8
2	746.5	325.3	1,071.8
3	772.3	337.6	1,109.9
計	9,829.3	4,326.2	14,155.5
割合	69.4%	30.6%	100.0%

⑤ 1車当たり平均作業量（直営分）

1車当たり 乗員数…………… 2名（運転手1名、作業員1名）

受持戸数…………… 436戸

a. 1日平均汲取件数 18件

b. 1日平均し尿収集量 4,304ℓ

c. 1日平均工場搬入回数 3回

d. 1日平均走行距離 33km

e. 月平均稼働日数 21日

VI. し尿処理

⑥収集経費（平成13年度実績）

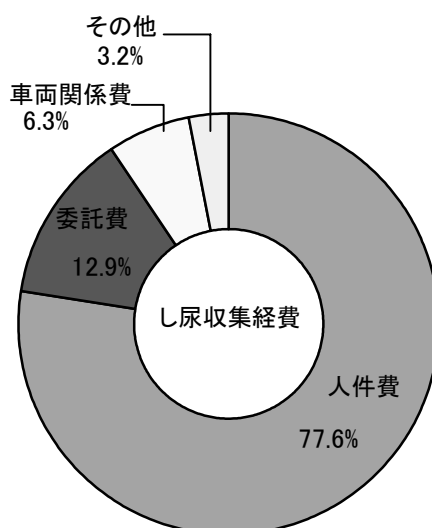
（単位：千円）

項目	区分	金額	摘要
人件費		296,842	職員25名分他
車両関係費	燃料費	3,182	ガソリン27,611.8ℓ、軽油2,689.6ℓ
	車検修理代	4,177	車検及び修理代
	部品購入他	1,783	バキューム車用ホース、脱臭剤、オイル等
	保険重量税	1,718	バキューム車15台、ライトバン1台、ダンプ2台、牽引車1台、軽乗用1台
	備品購入費	13,387	2tバキューム車3台
	小計	24,247	
委託費		49,341	し尿収集運搬業務委託料（2業者分）
その他		12,147	事務用品、通信費、収納事務委託手数料等
計		382,577	

※人件費は、職員25名分の他に課長、庶務係職員（5名）分の25/39（平成13年4月1日現在職員数）の額を含む。施設・車両関係の減価償却費は除く。

⑦1ℓ当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成13年度収集経費 } 382,577 \text{ 千円}}{\text{平成13年度収集量 } 14,155 \text{ ℓ}} = 27,028 \text{ 円}$$



⑧ 年間収集経費の推移

年度	金額（千円）	収集量（kℓ）
9	471,097	21,879
10	438,760	19,449
11	402,687	17,325
12	391,466	15,785
13	382,577	14,155

(3) 収集運搬業務の推移

① 汲取戸数と収集量

区分		年度				
		9	10	11	12	13
汲取戸数	直営	5,654	5,299	5,008	4,080	3,760
	委託	2,080	1,816	1,596	1,354	1,137
	計	7,734	7,115	6,604	5,434	4,897
収集量（kℓ）	直営	14,505	13,328	11,909	10,806	9,829
	委託	7,374	6,121	5,416	4,979	4,326
	計	21,879	19,449	17,325	15,785	14,155

※汲取戸数は各年度の3月31日現在の住民基本台帳、外国人登録、事業所等の合計戸数とする。収集量は年度合計とする。

② 収集運搬委託料

委託料内訳		年度				
		9	10	11	12	13
委託契約単価	収集量 1ℓ当たり	9円96銭	10円21銭	10円42銭	10円42銭	10円42銭
	収集 1件当たり	384円	403円	406円	406円	406円
1ℓ当たり平均単価 (委託料実績による)		11円6銭	11円37銭	11円54銭	11円45銭	11円41銭
前年度に対する上昇率		3.2%	2.8%	1.5%	△0.8%	△0.3%

3. 浄化槽の日常管理及び維持管理（保守点検・清掃）

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が設置されている。

浄化槽は、便所や台所等の汚水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その便利さ・快適さの反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなるため、設置者（使用者）を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適当な維持管理を実施するよう指導して、生活環境の保全に努めている。

(1) 浄化槽設置状況等

平成14(2002)年年3月末現在の総設置数は、9,173基であり、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると、昨年より減少している。なお、新たに設置する浄化槽は、原則として合併処理浄化槽であることとされている。

① 届出状況・地区別設置状況

届出状況

年度	合併処理浄化槽（件）	単独処理浄化槽（件）	合計（件）
9	33	293	326
10	67	167	234
11	148	63	211
12	143	21	164
13	65	0	65

(注) 変則合併については、合併処理浄化槽に含まれている。

単独処理浄化槽（便所の汚水のみを処理するもの）

合併処理浄化槽（便所の汚水と共に生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理するもの）

地区別設置状況

（平成14年3月31日現在）

地区	基数	割合（%）
本 庁	4,293	46.8
大 久 保	3,517	38.3
魚 住	1,194	13.0
二 見	169	1.9
合 計	9,173	100.0

② 機種別・人槽別設置状況

機種別・人槽別設置状況 (平成14年3月31日現在)

人槽 種別		機種別・人槽別設置状況					合計
		5~20	21~50	51~200	201~500	501~	
単 独 処 理	ばっ気型	7,110	702	161	4	1	7,978
	腐敗型	212	161	97	16	6	492
合 併 処 理		504	19	132	32	16	703
合 計		7,826	882	390	52	23	9,173

人槽別にみると20人槽以下が85%、機種別でみると、ばっ気方式が87%を占めている。また、合併処理浄化槽が7.7%となっている。

③ 維持管理指導

浄化槽の日常管理と併せて維持管理（保守点検・清掃）の目的は、浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にすることである。

しかし、設置者の浄化槽に対する無関心さによる維持管理の不十分なものもあり、水質汚濁、悪臭等の公害発生の原因にもなっている。設置者の浄化槽に対する理解を得るため、広報によるPR、パンフレットの各戸配布等により、浄化槽の設置者が保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結び、適正な維持管理を行うよう指導を行っている。

浄化槽の保守点検・清掃業者には、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を実施するよう指導を行い、定期的に作業の結果報告をさせている。

(2) 浄化槽の清掃等

浄化槽汚泥年度別処理状況・清掃件数

区分 年度	収集・運搬・処理量 (kℓ)	清 掃 件 数 (件)
9	30,083	10,697
10	28,913	11,178
11	25,382	9,120
12	24,056	8,927
13	22,919	8,489

※浄化槽汚泥は、全量を魚住清掃工場で処理している。

4. し尿処理

(1) 魚住清掃工場

<施設概要>

施設名称	明石市 魚住清掃工場
所在地	〒674-0084 明石市魚住町西岡 2119-9
敷地面積	11,877m ²
施設面積	総面積 3,754m ² (建物 1,508m ² 、工作物 2,246m ²)
運転開始年月	昭和 39 年 1 月
処理能力	145kℓ/日
処理方式	<p>水処理</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 1次処理 ─ 好気性消化処理方式 └ 2次処理 ─ 活性汚泥法処理方式 <p>汚泥処理</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 消化汚泥 ─ 脱水 ─┐ └ 余剰汚泥 ─ 濃縮→脱水 ─┘ <p>脱臭処理</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 高濃度臭気 ─┐ └ 低濃度臭気 ─┘ <p style="margin-left: 100px;">↑ 薬液洗浄 (酸+アルカリ+次亜)</p> <p style="margin-left: 150px;">→ ごみ焼却施設へ搬出</p>
希釈水の種類	地下水
放流先	2級河川 瀬戸川
し渣・汚泥の処分方法	ごみ焼却施設へ搬出し、ごみと混合焼却後、焼却灰を埋立処分
届出排出量	2,900m ³ /日 (MAX : 3,100m ³ /日)

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位：kℓ (%)

年度 区分	9	10	11	12	13
し尿	21,879 (42.1)	19,449 (40.2)	17,325 (40.6)	15,785 (39.6)	14,155 (38.2)
浄化槽汚泥	30,083 (57.9)	28,913 (59.8)	25,382 (59.4)	24,056 (60.4)	22,919 (61.8)
総処理量	51,962	48,362	42,707	39,841	37,074

(3) 工場各種測定項目及び規制値（平成13年度）

測定項目及び規制値			測定回数
水 質 関 係	生物化学的酸素要求量 日間平均値	30(40) mg/ℓ	3回/日×1回/月×12ヶ月
	化学的酸素要求量 日間平均値	60(70) mg/ℓ	
	浮遊物質 日間平均値	70(90) mg/ℓ	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	25 mg/ℓ	
	大腸菌群数 日間平均値	3,000個/cm ³	
	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	
	塩素イオン濃度	—	1回/月×12ヶ月
	全窒素	60 mg/ℓ	3回/日×4回/年(3ヶ月毎)
	全リン	6 mg/ℓ	
悪臭物質 (順応地域)	アンモニア	5ppm	4回/年
	メチルメルカプタン	0.01ppm	
	硫化水素	0.2ppm	
	硫化メチル	0.2ppm	
	トリメチルアミン	0.07ppm	
	二硫化メチル	0.1ppm	2回/年
	アセトアルデヒド	0.5ppm	
	スチレン	2ppm	
	プロピオン酸	0.2ppm	
	ノルマル酪酸	0.006ppm	
	ノルマル吉草酸	0.004ppm	
	イソ吉草酸	0.01ppm	

VI. し尿処理

(4) 魚住清掃工場測定結果（平成13年度）

<放流水質>

（一般項目）

項目 月 日	pH規制値 5.8~8.6	生物化学的 酸素要求量 規制値 30 mg/ℓ (40)	化学的酸素 要求量 規制値 60 mg/ℓ (70)	浮 遊 物 質 量 規 制 値 70 mg/ℓ (90)	ノルマリン ヘキサリン 抽出物質 含有量 規 制 値 25 mg/ℓ	大腸菌 群 数 規 制 値 3,000 個/ml	塩 素 イ オ ン mg/ℓ
4月10日	7.2	25	29	24	2.9	1未満	120
5月8日	6.7	6.6	18	26	0.5未満	1未満	110
6月5日	7.2	2.0	11	5	0.5未満	1未満	110
7月10日	7.1	9.3	18	25	0.5未満	1未満	130
8月7日	6.7	5.0	14	14	0.5未満	1未満	150
9月4日	6.9	8.9	29	49	0.8	1未満	120
10月9日	6.9	4.3	18	22	0.6	1未満	140
11月6日	6.9	2.1	14	17	0.6	1未満	140
12月4日	6.9	15	26	29	0.8	1未満	140
1月11日	6.6	6.5	19	33	0.6	1未満	130
2月5日	7.1	8.1	20	22	0.6	1未満	130
3月5日	7.2	3.3	18	9	0.7	1未満	150

（健康項目）

項 目	単 位	規 制 値	11月6日
カドミニウム	mg/ℓ	0.05以下	0.003未満
シアン化合物	mg/ℓ	0.7以下	0.01未満
鉛	mg/ℓ	0.7以下	0.01未満
六価クロム	mg/ℓ	0.35以下	0.01未満
ヒ素	mg/ℓ	0.35以下	0.004未満
PCB	mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満
有機リン	mg/ℓ	0.7以下	0.02未満
総水銀	mg/ℓ	0.005以下	0.0005未満

〈窒素・リン〉

項目 月日	全窒素 mg/ℓ	全リン mg/ℓ
4月10日	32	4.0
7月10日	38	4.3
10月9日	26	5.1
1月11日	36	4.9

〈悪臭物質〉

項目 月日	5月28日	8月24日	11月20日	2月19日
アンモニア (規制値 5ppm)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン (規制値 0.01ppm)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
硫化水素 (規制値 0.2ppm)	0.0068	<0.0005	<0.0005	0.001
硫化メチル (規制値 0.2ppm)	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリメチルアミン (規制値 0.07ppm)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
二硫化メチル (規制値 0.1ppm)	—	<0.0005	—	<0.0005
アセトアルデヒド (規制値 0.5ppm)	—	0.003	—	<0.001
スチレン (規制値 2ppm)	—	<0.001	—	<0.001
プロピオン酸 (規制値 0.2ppm)	—	<0.001	—	<0.001
ノルマル酪酸 (規制値 0.006ppm)	—	<0.001	—	<0.001
ノルマル吉草酸 (規制値 0.004ppm)	—	<0.001	—	<0.001
イソ吉草酸 (規制値 0.01ppm)	—	<0.001	—	<0.001

VI. し尿処理

(5) 処分経費（平成13年度実績）

項目	区分	金額(千円)	摘要
人件費		167,987	職員14名分他
	苛性ソーダ	2,695	263,160kg
	次亜塩素酸ソーダ	1,327	64,830kg
	ポリ塩化アルミニウム	545	36,070kg
	塩酸	1,220	78,400kg
	高分子凝集剤	2,596	2,400kg
	その他薬剤	3,658	微生物活性助剤 300 kg、消臭剤等
	小計	12,041	
光熱水費及び燃料費	電気	25,898	高圧分 1,638,349 kW
	水道	5,375	19,599m ³ (口径 50mm)
	燃料費	35	LP ガス
	小計	31,308	
工事費	工事請負費	27,872	防蝕防水等補修、ケーキ貯留ホッパー修繕、投入場給水配管工事
	修繕料	17,973	工場施設機器類補修
	小計	45,845	
委託費		10,487	槽内清掃、悪臭物質測定、脱臭設備定期点検、電気設備定期点検、脱水污泥処理、水質測定、塩酸貯留タンク定期検査
その他		8,354	
計		276,022	

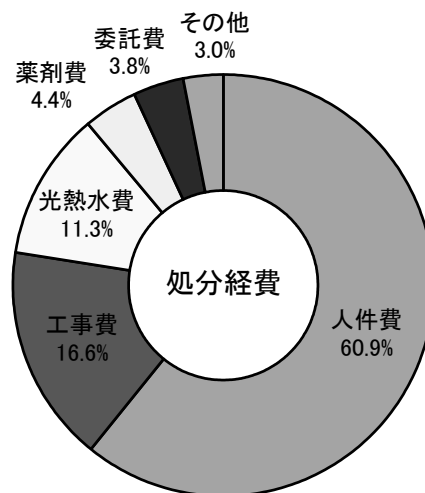
※人件費は職員14名分の他に課長、庶務係職員（5名）分の14/39（平成13年4月1日現在職員数）の額を含む。施設（機械）関係の減価償却費は含まれていない。

(6) 1kℓ当たりの処分単価と経費割合

$$\frac{\text{平成13年度処分経費 } 276,022 \text{ 千円}}{\text{平成13年度処分量 } 37,074 \text{ kℓ (し尿 } 14,155 \text{ kℓ} + \text{浄化槽污泥 } 22,919 \text{ kℓ)}} = 7,445 \text{ 円}$$

(7) 年間処分経費の推移

年度	金額(千円)	投入されたし尿・浄化槽污泥 1kℓ当たりの金額(円)
9	331,729	6,384
10	351,762	7,274
11	323,098	7,565
12	356,723	8,954
13	276,022	7,445



Ⅶ ごみの資源化と処理



再生資源物の集団回収

VII-1. ごみの減量化・資源化

1. 概要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしているが、反面、大量消費や使い捨ての生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきた。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が増大してきた。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの発生を抑制するとともに、リサイクル社会への転換を図り、減量化、資源化への取り組みが必要である。

そのための施策として次の施策を柱に取り組んでいる。

- 家庭系廃棄物の減量
- 事業系廃棄物の減量
- リサイクルプラザの運営
- 減量化等の普及啓発

2. 家庭系廃棄物の減量

(1) 集団回収の推進

① 再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類の回収量 1 kg 当たり 5 円を助成する。

イ 交付回数 年 3 回

ウ 実施経過 平成 3 (1991) 年度から当初 1 kg 当たり 3 円で実施する。

平成 1 0 (1998) 年度には、登録団体の回収意欲を向上させるため、現行の額に改正する。

エ 回収実績 「(表 1) 再生資源集団回収実績」 のとおり

オ 登録団体の状況

団体の種類	11年度(12月)		12年度(12月)		13年度(12月)	
	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子ども会	212	7,055 t	213	6,696 t	215	6,883 t
自治会	91	1,420 t	88	1,401 t	86	1,418 t
P T A	24	783 t	23	643 t	21	605 t
高年クラブ	14	293 t	19	308 t	23	246 t
女性の会	7	132 t	7	152 t	7	134 t
マンション管理組合	23	172 t	25	203 t	28	261 t
消費者研究会	1	2 t	1	2 t	1	2 t
その他	15	104 t	18	145 t	19	179 t
計	387	9,961 t	394	9,550 t	400	9,728 t

(表1) 再生資源集団回収実績

年 度	9	10	11	12	13					
期 別	年間	年間	年間	年間	I 期	II 期	III 期	年間		
登録団体数	388	393	387	394	396	396	400	400		
活動団体数	375	385	381	386	379	377	383	390		
全世帯数	107,678	107,945	109,195	107,859	108,350	108,548	108,813	108,813		
全人口	290,115	295,349	295,168	293,228	293,066	293,001	293,053	293,053		
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	6,014	6,227	6,213	6,039	1,996	1,976	2,206	6,178
		雑誌	2,370	1,833	1,936	1,788	639	570	684	1,893
		段ボール	1,016	1,033	955	950	293	284	322	900
		計	9,400	9,093	9,104	8,777	2,928	2,830	3,212	8,971
不燃系 (t)	古布	古布	547	534	466	439	125	150	146	420
		牛乳パック	22	32	34	30	9	10	11	30
		合計	9,969	9,659	9,604	9,246	3,062	2,990	3,369	9,421
不燃系 (t)	びん類	アルミ缶	181	179	166	154	42	60	58	161
		スチール缶	26	28	32	25	8	11	8	27
		その他の金属	0	0	0	0	0	0	0	0
		生きびん	43	36	27	20	5	4	4	13
		カレット	148	143	132	105	36	36	34	106
合計	191	179	159	125	41	40	38	119		
合計	398	386	357	304	91	111	104	307		
総計(t)	10,367	10,045	9,961	9,550	3,153	3,101	3,473	9,728		
助成金円	35,888,792	46,317,850	49,802,970	47,751,220	15,766,720	15,505,100	17,365,690	48,637,510		
売却金円	16,977,975	4,448,359	7,224,992	6,553,125	1,830,901	2,515,225	2,408,709	6,754,835		
1団体平均	回収量kg	27,645	26,091	26,144	24,741	8,320	8,225	9,068	24,942	
	助成金円	95,703	120,306	130,716	123,708	41,600	41,127	45,341	124,712	
	売却金円	45,275	11,554	18,963	16,977	4,830	6,671	6,289	17,320	
	総収益円	140,978	131,860	149,679	140,685	46,430	47,798	51,630	142,032	

- 注) 1. 「期別」のI期は1月～4月回収分、II期は5月～8月回収分、III期は9月～12月回収分を指す。
2. 「活動団体数」は、その期で助成金の請求のあった団体を指す。
3. 「全世帯数」・「全人口」は、各期末翌月1日現在の住基数値、年間のそれは、III期の同数値とする。
4. 「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値
5. 「年間」の数値は、年間総量を四捨五入しているため、期別に四捨五入した値の合計とは必ずしも一致しない。

カ 資源化率の推移

区 分	11年度	12年度	13年度
家庭ごみ収集量 (A)	77,635 t	79,179 t	78,868 t
資源化量 (B)	2,137 t	2,331 t	2,337 t
集団回収量 (C)	9,961 t	9,550 t	9,728 t
資源化率 (B+C) / (A+C)	13.8 %	13.4 %	13.6 %

② 再生資源集団回収団体への活動用具助成

- ア 交付基準 消耗品（紙ひも、ポリ袋、軍手など8品目）は、希望する1品目を年1回交付する。
備品（台車、物置など6品目）は、登録から2年未満の団体に希望する1品目を交付する。
- イ 実施経過 平成4年度から実施する。
- ウ 交付実績 「(表2) 活動用具の交付実績」のとおり

③ 再生資源集団回収業者への協力金交付

- ア 交付基準 古紙（新聞、雑誌、段ボール）の回収量1kg当たり2円を交付する
- イ 交付回数 古紙は年3回
- ウ 業者登録数 19団体（平成14(2002)年3月末）
- エ 実施経過 平成10(1998)年度から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施する。
- オ 収集実績 平成13(2001)年度実績 回収量 9,008 t

④ カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

- ア 交付基準 カレットびん、スチール缶の回収量1kg当たり15円を交付する。
- イ 交付回数 年1回
- ウ 業者登録数 2団体（平成14(2002)年3月末）
- エ 実施年度 平成5(1993)年度から、市場ルートに乗らない品目の資源化ルートを確保するため実施する。
- オ 収集実績 平成13(2001)年度実績 回収量 125 t

VII-1. ごみの減量化・資源化

(表2) 平成13年度活動用具の交付実績

品目	～229世帯(小団体)		230世帯以上(大団体)		230世帯以上(校区団体)		合計	
	団体	交付数量	団体	交付数量	団体	交付数量	団体	交付数量
①紙ひも	19	114	16	160	0	0	35	274
②防水シート	19	38	17	51	2	10	38	99
③ホリ袋(大)	67	8,040	39	7,020	5	1,350	111	16,410
④ホリ袋(中)	31	5,580	17	4,080	3	960	51	10,620
⑤標識板	1	5	3	26	1	15	5	46
⑥軍手	53	209	41	328	6	72	100	609
⑦ゴム手袋	3	9	4	24	0	0	7	33
⑧回収容器	15	60	10	80	0	0	25	140
①～⑧計	208		147		17		372	
⑨物置	4	4	1	1	0	0	5	5
⑩リヤカー	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪手押四輪車	4	4	1	1	0	0	5	5
⑫台車(小)	4	4	0	0	0	0	4	4
⑬台車(大)	3	3	1	2	0	0	4	5
⑭手押四輪車	0	0	1	2	0	0	1	2
⑨～⑭計	15		4		0		19	
申請団体数	391							

注1) 小団体＝回収対象世帯数が229世帯以下、大団体＝回収対象世帯数が230世帯以上をいう。

校区団体＝回収対象世帯数が230世帯以上で、小学校区単位より広い範囲で活動している団体をいう。(平成7年度設定)

注2) 平成7年度から、⑨～⑭の品目の申請を団体登録から2年未満の団体のみに限定した。

注3) 平成10年度から、④、⑦の品目を追加。

(2) 生ごみの減量化、再資源化

① 生ごみ堆肥化容器の購入助成

ア 交付基準 コンポスト容器(容量100ℓ以上)は、3,000円を限度とする。
ボカシあえ容器(容量10ℓ以上)は、販売価格の1/2(限度額3,000円)とする。(ともに、1世帯2基まで)

イ 指定販売店 17店舗(H14.3現在)

ウ 募集回数 年2回(4月、10月)で購入前に申し込みが必要

エ 実施経過 コンポスト容器は平成4(1992)年度から、ボカシあえ容器は平成8(1996)年度から実施する。

オ 交付実績

種別	11年度	12年度	13年度	累計
コンポスト容器	97基	85基	55基	2,271基(H4~)
ボカシあえ容器	85基	63基	37基	636基(H8~)

② 生ごみ処理機(機械式0.5kg/日以上)の購入助成

ア 交付基準 20,000円を限度に販売価格の1/2を助成する。(1世帯1基まで)

イ 募集回数 年2回(4月、10月)で購入前に申し込みが必要

ウ 実施経過 平成12(2000)年度から実施する。

エ 交付実績

種別	***	12年度	13年度	累計
生ごみ処理機	***	50基	182基	232基

3. 事業系廃棄物の減量

(1) 多量排出事業者の減量計画の提出

① 対象所有者又は事業者

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称「ビル管法」)
特定建築物 延床3,000㎡以上で、44事業所(H14.3末現在)

イ 大規模小売店舗立地法(通称「大店立地法」)
延床1,000㎡以上で、34事業所(H14.3末現在)

ウ その他

② 義務

ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出

イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

③ 実施時期

平成14(2002)年6月から施行で、「廃棄物管理責任者の選任と届出」を求めるとともに、該当事業所に制度の説明を行う。

VII-1. ごみの減量化・資源化

計画書の提出は、平成15(2003)年度(5月)に行う。

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

- ① 平成2(1990)年度に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、事業系ごみ減量化対策の一環として平成3(1991)年度から始める。

平成5(1993)年度までは、資源回収業者へ売却していたが、平成6(1994)年度からは、古紙市況の下落により逆有償で引き取らせ、資源化を進めている。

② 回収実績

種 別	11年度	12年度	13年度	H3からの累計
再生紙	48 t	52 t	70 t	469 t
新聞雑誌等	31 t	26 t	31 t	222 t

4. リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区 分	11年度		12年度		13年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	31	1,941	38	2,893	30	2,581
市民団体	104	1,967	84	1,153	71	957
行政視察	44	409	23	228	16	223
計	179	4,317	145	4,274	117	3,761

(2) 環境講座

区 分	11年度	12年度	13年度
講座内容	ケナフ学習 ごみ学習 紙すき体験 再生利用品展示会	紙すき体験 絵手紙体験 再生利用品展示会	講演会 絵手紙(2回) 再生利用品展示会
参加者	86人	96人	88人

(3) 不用家具(粗大ごみ)の再利用

区 分	11年度	12年度	13年度
展示回数	2回	2回	1回
展示数	42台	55台	30台
提供数	28台	42台	23台

(4) 不用品リサイクル情報案内システム

区 分	11年度	12年度	13年度
登録件数	111件	107件	122件
検案件数	2,788件	2,444件	2,026件
情報案内件数	208件	156件	141件

注1) 登録件数は「ゆずります。」

注2) 検案件数は「ゆずってください。」

注3) 情報案内件数は「交渉件数など」

成立件数は、情報案内件数の約1割と推定している。

(5) ホームページの開設と運営

① 開始 平成13(2001)年10月

② 内容

ア クリーンセンター施設紹介

(案内、あゆみ、施設説明、ごみ処理の流れ、他)

イ 事業紹介

(ごみの搬入、施設見学、環境学習ビデオ書籍の貸出し、他)

ウ 情報館

(フリーマーケット情報、ものしりピット、他)

エ ニュース

(環境に関わる最近のニュース)

③ 閲覧者数 平成13(2001)年度 3,878人(H13.10~H14.3)

④ ホームページアドレス

<http://rp.city.akashi.hyogo.jp/>



5. 減量化等の普及啓発

(1) 「あかし環境フェア」の開催

① 目的 環境への関心を高め、ごみの減量やリサイクルの意識を高めるため、市民が楽しみながら参加できる啓発イベントとして実施する。

② 開催

年度	開催場所
8	市役所前駐車場
9	石ヶ谷公園広場
10	(雨天中止)

年度	開催場所
11	石ヶ谷公園広場
12	市立産業交流センター
13	(中止)

③ 内容 「フリーマーケット」「再生利用品展示」「環境学習コーナー」「小中学生のリサイクル作品展示」「リサイクル図書コーナー」「事業所コーナー」「環境ポスター展示」「環境ゲームコーナー」「生ごみ処理機展示会」「クイズラリー」など。

(2) ごみ減量化、再資源化推進宣言の店「スリムリサイクル宣言店」

① 目的 空き缶、牛乳パック、トレイ等の資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用、ごみ減量、再資源化に取り組んでいる店舗、事業所を「ごみ減量化、再資源化推進宣言の店（愛称：スリムリサイクル宣言の店）」として募集、指定している。

② 指定店舗数 38店

③ 回収実績 平成13(2001)年度合計 2,258t

品目	数量
アルミ缶	320 t
スチール缶	197 t
牛乳パック	532 t
ペットボトル	101 t

品目	数量
トレイ	1,106 t
クリーニングハンガー	2 t
ボタン・ニカド電池	34 kg
卵パック	9 kg

(3) 啓発パンフレット等の作成

目的	冊子名	配付先
一般啓発用	明石市リサイクルガイドブック	市内公共施設、講習会等
事業所啓発用	事業所減量マニュアル	市内事業所、関係施設等
小学生学習副読本	みんなで考えようごみの問題	市内小学校に配付

(4) 環境情報誌「プラザ通信」の発行

① 発行回数 年4回程度発行

② 発行部数 約4,000部

③ 配付場所 コミセン等、市内公共施設等 約100箇所

(5) 環境ビデオ・ライブラリー

ごみ処理やごみ減量・資源リサイクルを中心とした環境問題についての知識と理解を深めてもらうため、学習ビデオ・関連図書の無料貸し出しを行っている。

Ⅶ－２．ごみ処理（収集・運搬）

1. 概 要

(1) 展 望

21世紀という新しい時代に入り、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められている。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要がある。

一方、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみの持ち出しマナー等の指導を行い、市民と行政が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要である。

(2) 事業の沿革

本市におけるごみ収集は、昭和45(1970)年5月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週2回、「燃やせないごみ」週1回の定期収集に移行した。昭和47(1972)年4月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年12月、全市域にごみ集積場を設置した。

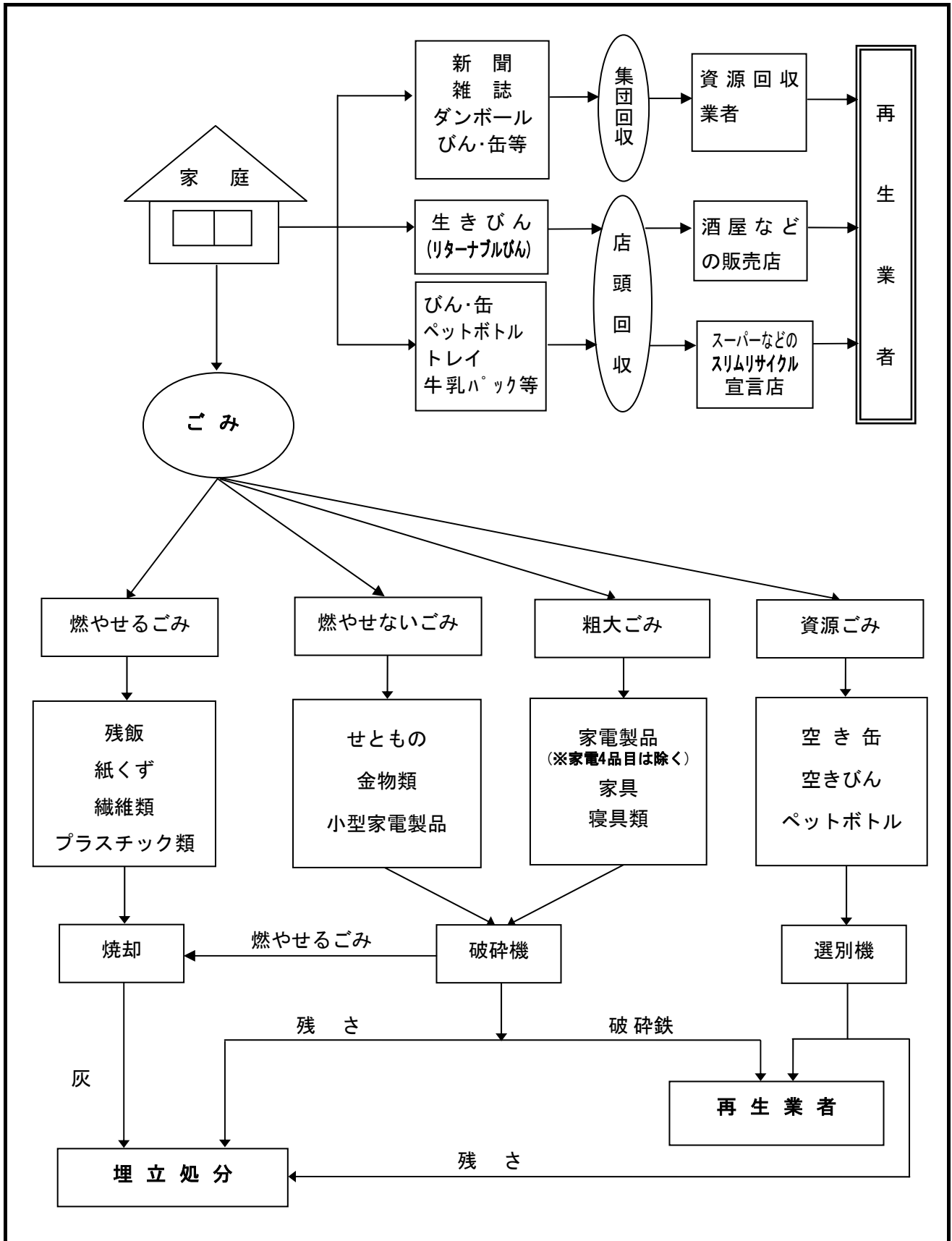
その後、ごみの減量化・資源化を図るため、昭和53(1978)年6月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う燃やせないごみの分別収集を開始し、以後順次地区の拡大を図った。平成元(1989)年8月からは、缶、びん混合袋収集へ移行し、平成11(1999)年6月にはペットボトルも品目に加え、全市域で実施している。

現在は市内をほぼ東西に分け、東部地域を委託業者で、西部地域を市直営で収集・運搬し、その収集世帯比率は、直営58%、委託42%となっている。

市民から要望の強い粗大ごみ収集については、昭和53(1978)年から燃やせないごみ収集とは別途収集を開始し、現在自治会（町内会）等单位で、年4回の収集を行っている。



明石市のごみの流れ



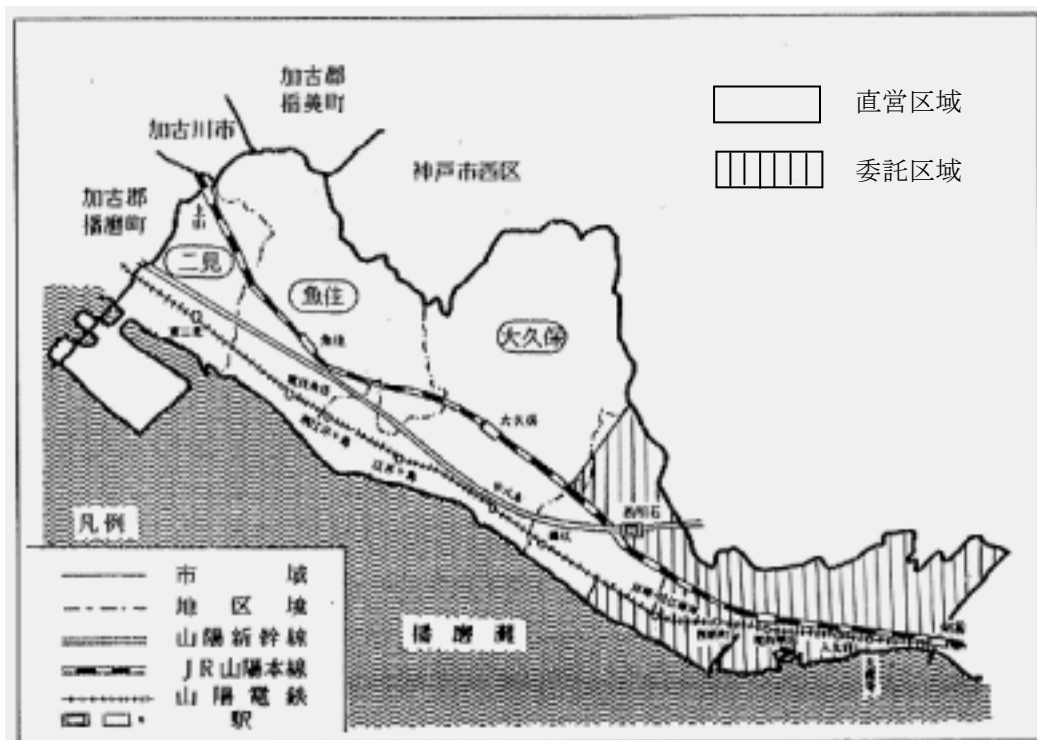
※平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となった。

2. 収集及び運搬

(1) 概要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、本市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託3業者で西部地域は直営で、それぞれ分担して収集している。

直営地域では、作業長9名、自動車運転手66名・作業員21名が燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみの収集の外、屋外一斉清掃に伴う土砂収集、不法投棄ごみの収集、犬ねこ等の動物の死体収集業務等に従事している。



(2) 収集実施状況

世帯数……………107, 928世帯（平成13年4月1日現在）

人口……………292, 681人（平成13年4月1日現在）

a 直営収集区域

町	名
貴崎1～5丁目、松江（一部）、川崎町、西明石南町1～3丁目、西明石西町1～2丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江（一部）	
大久保町松陰新田、大久保町森田（一部）、大久保町松陰（一部）、大久保町大久保町（一部）、大久保町大窪、大久保町山手台1～3丁目、大久保町高丘1～7丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通1～3丁目	
魚住町金ヶ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘1～4丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、魚住町中尾、魚住町住吉1～4丁目、魚住町西岡	
二見町福里、二見町東二見、二見町西二見	

b 委託収集区域

（ 阪神連合清掃(株) ）

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1～4丁目、東人丸町（一部）、人丸町、山下町、上ノ丸1～3丁目、明石公園、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1～2丁目、相生町1～2丁目、中崎1～2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1～2丁目、本町1～2丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、	

（ (有)毎日清掃 ）

町	名
松が丘北町、大蔵谷字東山、大蔵谷字清水、大蔵谷字奥、大蔵谷字東山西山、大蔵谷奥、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町（一部）、鷹匠町、茶園場町、新明町、南貴崎町、林崎町1～3丁目、林1～3丁目、松江（一部）、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、野々上1～3丁目、鳥羽（一部）、旭が丘	

（ (有)東播清掃 ）

町	名
西新町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、南王子町、大道町1～2丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石1～2丁目、和坂、花園町、松の内1～2丁目、小久保1～2丁目、西明石北町1～3丁目、鳥羽（一部）、明南町1～3丁目、沢野1～2丁目、小久保、藤江（一部）、大久保町森田（一部）	

(3) 収集方法及び収集回数

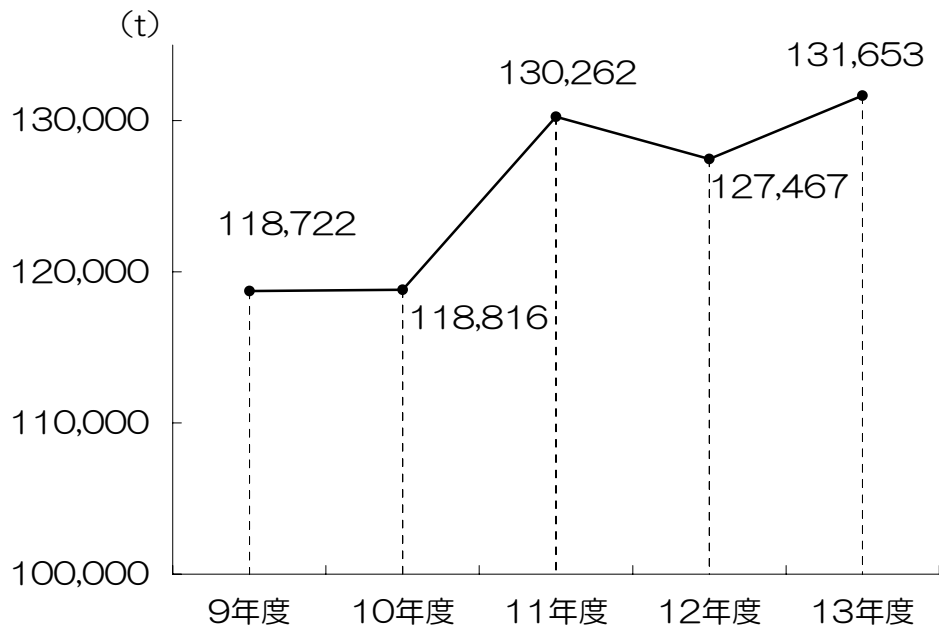
家庭から排出されたごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、ビニール袋に入れ、決められた場所（ステーション）で、収集を行っている。また「粗大ごみ」については、自治会単位でまとめ、事前に協議した日時、場所において、収集を実施している。

収集の区分	ごみの種類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残飯類、各種の紙くず類 ・ 布、裁断屑、ウエス等の繊維くず類、ゴム、皮革類 ・ 焼却灰 ・ プラスチック、ビニール、発泡スチロール等の化学製品 ・ その他燃やせるもの 	週 2 回	約 3,560
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陶磁器、家庭用金物類、乾電池類 ・ 小型家電製品 ・ その他燃やせないもの 	月 2 回	約 2,400
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル 	月 2～3回	約 2,400
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具類、家庭用電化製品（※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は除く）、梱包材等の大型ごみ （例）自転車、乳母車、トタン、マットレス、大型家具、カーペット、ミシン 	年 4 回	約 640

※平成 13 年 4 月 1 日より、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行に伴い、収集対象外となったため。

3. ごみ収集実績（計画収集分）

(1) 年度別収集量



※自己搬入分は除く

(2) 月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
9	10,309	10,114	9,253	10,631	9,768	10,001	10,200	9,235	11,427	9,290	8,390	10,104
10	10,523	9,826	9,866	10,418	9,937	9,673	10,339	9,118	11,309	8,737	8,360	10,710
11	11,422	11,023	11,173	11,641	11,626	10,542	10,347	1,0742	11,934	9,481	9,360	10,971
12	9,981	11,490	10,840	10,889	10,772	10,101	10,905	10,388	11,833	9,870	9,170	11,228
13	10,805	11,950	10,842	11,488	11,166	10,264	11,533	11,046	12,363	10,563	9,137	10,496

(3) 搬入者別収集量

（単位：t）

搬入者		年度				
		9	10	11	12	13
直 営	燃やせるごみ	32,478	33,782	36,741	38,061	38,556
	燃やせないごみ	3,359	3,577	2,931	2,773	2,871
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	2,440	2,382	2,382	2,273	2,222
	粗大ごみ	3,519	3,576	3,070	3,599	2,895
委 託	燃やせるごみ	27,695	27,891	28,802	29,245	29,241
	燃やせないごみ	3,855	3,805	2,032	1,575	1,503
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	1,828	1,719	1,677	1,653	1,580
集団回収	資源ごみ(びん)	—	—	104	82	82
許 可	燃やせるごみ	31,270	29,417	35,776	41,668	44,416
	燃やせないごみ	12,278	12,667	16,851	6,620	8,369
自己搬入	燃やせるごみ	4,933	7,030	8,193	8,979	8,675
	燃やせないごみ	18,270	18,409	19,449	8,747	6,639
計	燃やせるごみ	96,376	98,120	109,512	117,953	120,888
	燃やせないごみ	37,762	38,458	41,263	19,715	19,382
	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	4,268	4,101	4,163	4,008	3,884
	粗大ごみ	3,519	3,576	3,070	3,599	2,895
合 計		141,925	144,255	158,008	145,275	147,049

4. 分別収集（資源ごみの収集）

(1) 概要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和53(1978)年6月より一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始した。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年8月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更した。また平成11(1999)年6月からペットボトルについても全市域実施に至った。

(2) 分別収集実績量

昭和53(1978)年に一部の地区で収集を開始した当時2,500世帯で、収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58tであったが、平成13(2001)年度には107,928世帯、収集量も「空き缶・空きびん・ペットボトル」3,802tとなっている。

項目 年度	実績世帯数	資源ごみ(t)
9	103,744	4,268
10	106,645	4,101
11	108,354	4,059
12	109,390	3,926
13	107,928	3,802

※集団回収分を除く。

5. 広報・広聴活動

分別収集、適正処分の啓発・広報のために、「粗大ごみの出し方」「年末・年始のごみ収集」などのチラシを作成し、自治会（町内会）を通じて配布している。

平成11(1999)年度に分別方法の変更にともない、「ごみハンドブック」を作成し、全世帯に配布した。

燃やせないごみ・資源ごみについては、「分別収集カレンダー」を各戸配布し、啓発に努めている。

近年増加しているカセットボンベによる火災事故の防止、及びごみ出しマナー等の新聞折込チラシを作成し、啓発に努めた。

また、市民と直接対話する「ごみを考える会」を自治会等各種団体単位で申請により開催している。この内容は、ごみの出し方、収集、処理ならびに燃やせないごみの分別収集の状況を理解していただき、市民に協力を訴え、意見、苦情、要望などを聞き、事業運営に反映させようとするものである。



6. 収集経費

(1) 収集経費

(単位：千円)

区分		金額	摘要
項目			
人	件費	1,053,299	職員108名分
車 両 関 係 費	車両購入費	28,429	4t 収集車1台、2t 収集車2台、4t ダンプ1台、バン1台
	燃料費	12,064	軽油137,050ℓ・ガソリン6,706ℓ
	車検・修理代	20,390	車両48台
	保険・重量税	4,428	特殊車40台、ダンプ・トラック4台、バン2台 軽四貨物2台
	小計	65,311	
委	託費	372,568	ごみ収集運搬業務委託
そ	の他	40,252	光熱水費及び消耗品等事務経費
	計	1,531,430	

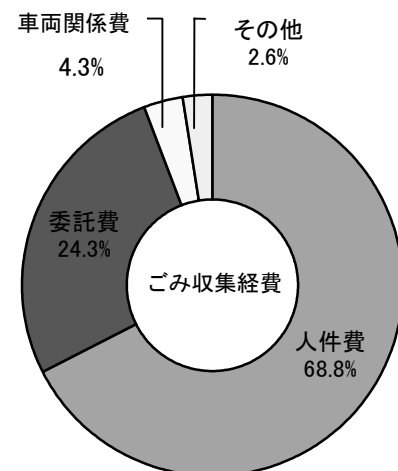
※ 施設・車両関係の減価償却費は除く。

(2) 1t当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成13年度収集経費 } 1,531,430 \text{ 千円}}{\text{平成13年度収集量 } 78,868 \text{ t}} = 19,418 \text{ 円}$$

(3) 年間収集経費の推移

年度	金額（千円）	収集量（t）
9	1,400,185	75,174
10	1,445,957	76,732
11	1,551,811	77,635
12	1,428,927	78,071
13	1,531,430	78,868



VII-3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要

市内から排出されたごみは、明石クリーンセンターで、中間処理をした後、最終処分している。

中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として、焼却、破碎等、物理的变化等を行わせる手段で、最終処分に至る前に行う処理である。

また、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理である。

明石クリーンセンターは、平成11(1999)年度から環境保全に配慮した新焼却施設（焼却能力480t/日）と、資源化を促進する破碎選別施設（処理能力92t/5h）を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めている。

明石クリーンセンターへの廃棄物は、可燃ごみと不燃ごみに分けられる。可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その焼却灰等は同センター内の埋立処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分している。

不燃ごみは、その組成に木製品などの可燃物や、鉄くずなど再利用できるものが多く含まれている。このため破碎選別施設では、適正な廃棄物処理を図るとともに、埋立処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、可燃物については焼却し、金属については再資源化、その他は埋立処分している。

さらに、同施設では、資源ごみとして搬入された空きびん、空き缶、ペットボトルの再資源化を図っている。空きびんは、無色、茶色、その他色に分別し、ペットボトルは、圧縮し（財）日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者を引き渡している。空き缶は、鉄缶とアルミ缶に分け、直接、有価物として再資源業者に引き渡している。また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力8,000kW）を行っており、施設内や周辺公共施設で使用した後の余剰電力を電力会社に売却している。

なお、平成13(2001)年3月14日、焼却施設においてはISO14001の認証登録を受け、環境適合型施設として、ダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適性管理、売電事業の推進に取り組んでいる。



2. 明石クリーンセンターの施設概要

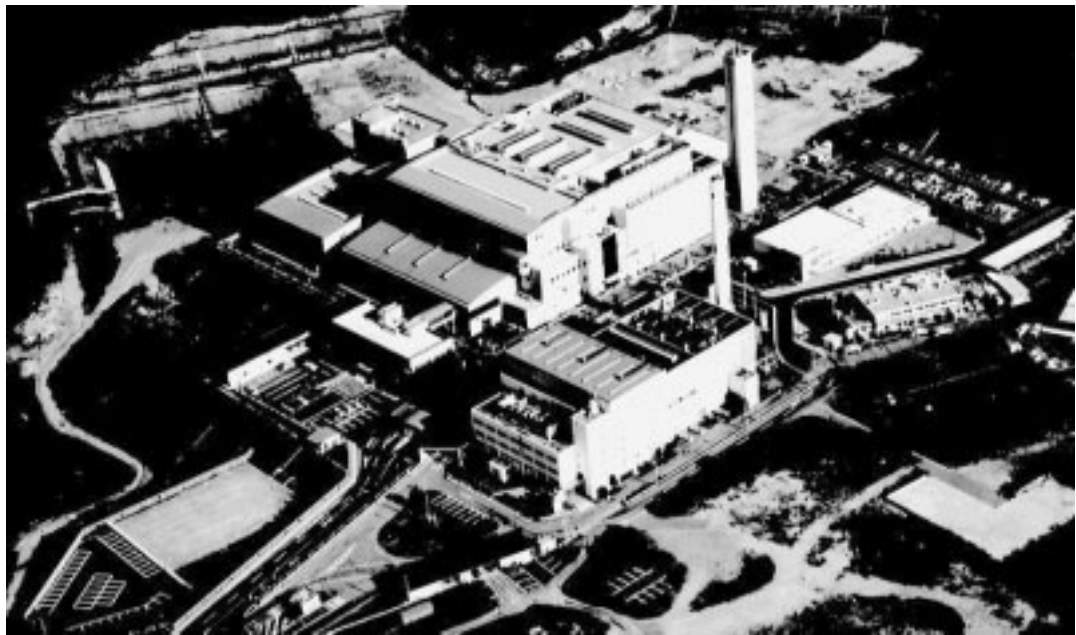
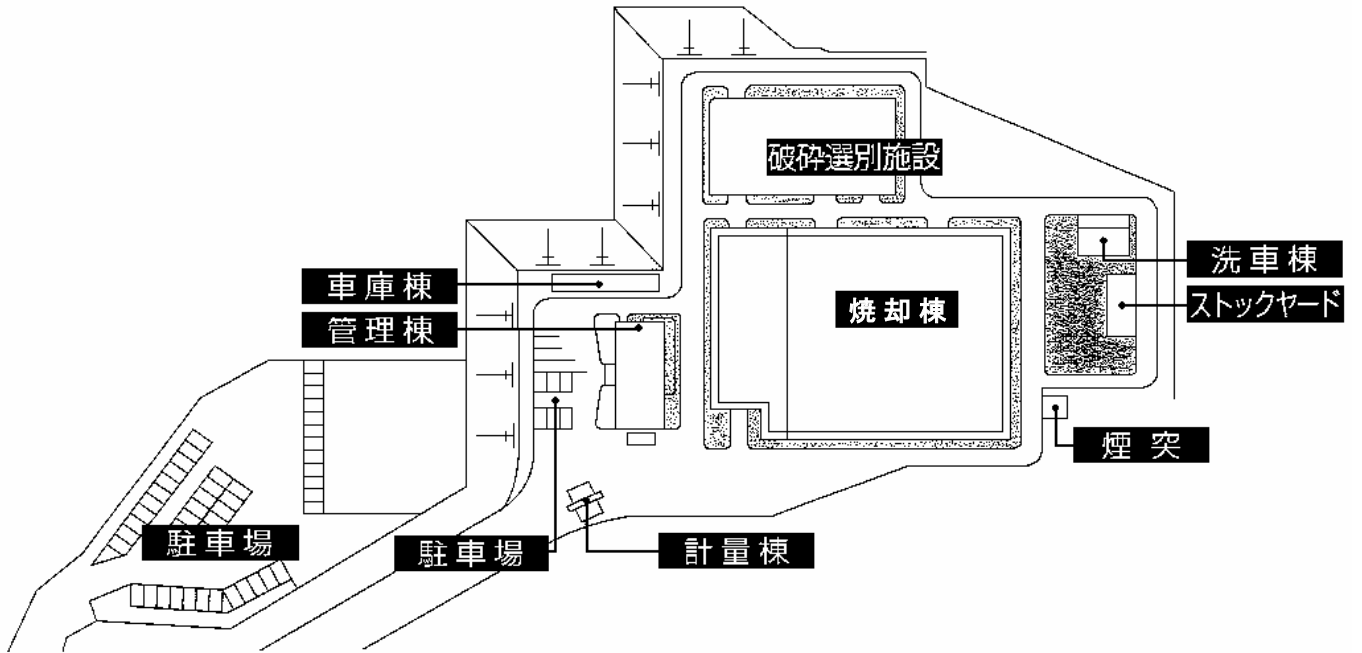
(1) 焼却施設

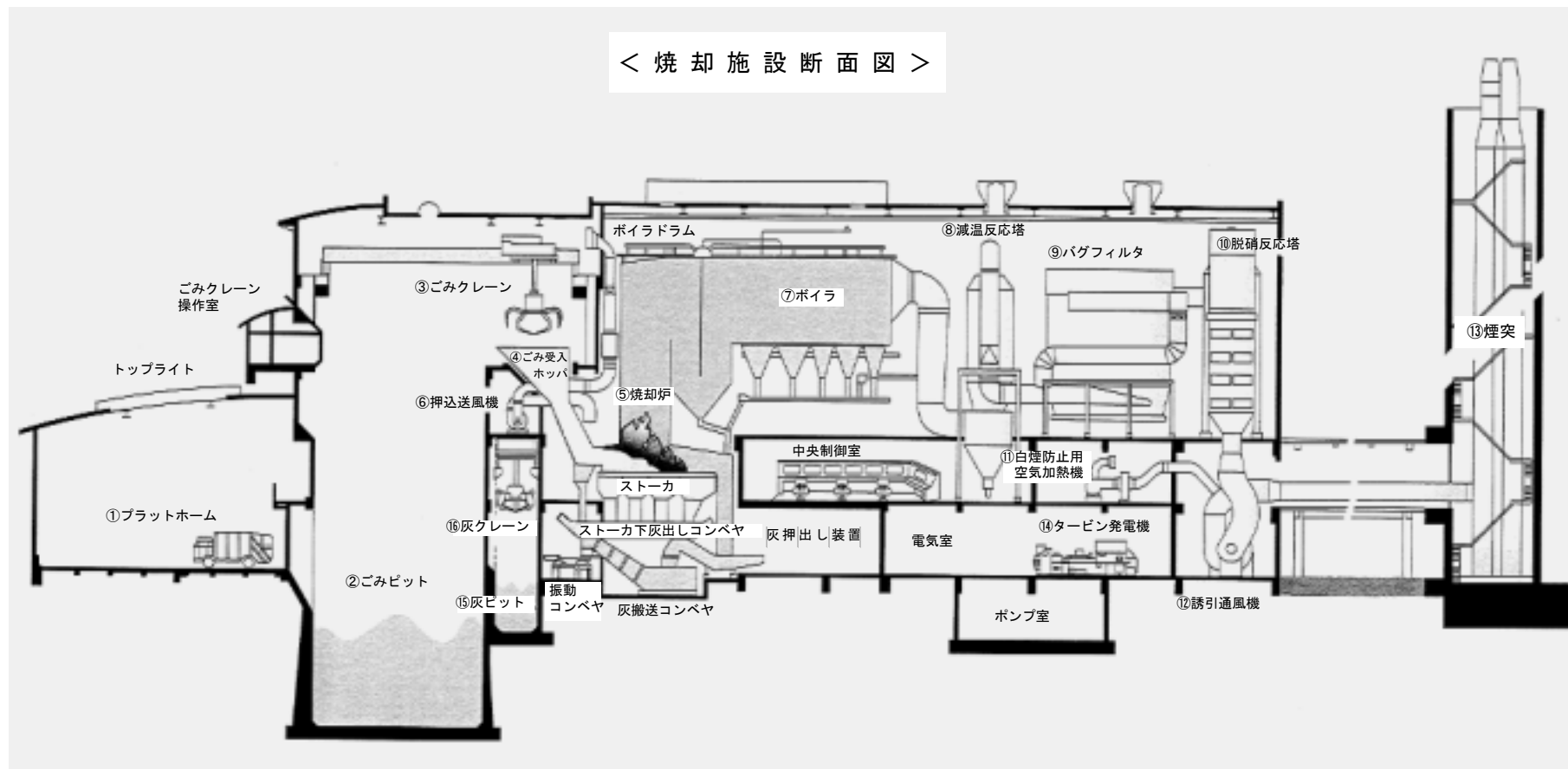
- | | |
|----------|---|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1 1 3 1 |
| ② 焼却炉方式 | 全連続燃焼式焼却炉 |
| ③ 焼却能力 | 4 8 0 t / 日 (1 6 0 t / 2 4 h × 3 炉) |
| ④ 排ガス処理 | 有害ガス除去装置+バグフィルタ
触媒及び無触媒脱硝装置 |
| ⑤ 灰処理 | 焼却灰：搬出埋立
飛 灰：薬剤による安定化及びセメント固化 |
| ⑥ 排水処理 | 場内で処理後、公共下水道に放流 |
| ⑦ 発電能力 | 蒸気タービンによる発電：8, 0 0 0 k W |
| ⑧ 余熱利用 | 場内利用：給湯 |
| ⑨ 建築面積 | 約 8, 0 7 0 m ² |
| ⑩ 建物面積 | 約 1 7, 5 8 8 m ² |
| ⑪ 建物構造 | 6 9. 5 m × 1 0 2 m 高さ 3 1 m 地下 5. 5 m |
| ⑫ 排ガス基準値 | ばいじん量：0. 0 2 g / N m ³ 以下 硫黄酸化物：2 0 p p m以下
塩 化 水 素：3 0 p p m以下 窒素酸化物：5 0 p p m以下 |
| ⑬ 着工 | 平成 8 (1996)年 1月 |
| ⑭ 竣工 | 平成 1 1 (1999)年 3月 |
| ⑮ 設計・施工 | 住友重機械工業株式会社 |
| ⑯ 総事業費 | 2 1, 8 8 2, 8 8 9 千円 |

(2) 破碎選別施設

- | | |
|---------|--|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1 1 3 1 |
| ② 処理能力 | 9 2 t / 5 h (破碎系統 6 0 t / 5 h、資源化系統 3 2 t / 5 h) |
| ③ 破碎形式 | 横型 2 軸剪断式破碎及び衝撃剪断併用回転式破碎 |
| ④ 選別種別 | <破碎系統>
鉄類・可燃物・不燃物
<資源化系統>
鉄類・アルミ類・びん類 (無色・茶色・その他色)
プラボトル (PET・その他) |
| ⑤ 建築面積 | 2, 5 1 9. 3 7 m ² |
| ⑥ 建物面積 | 6, 7 2 9. 9 1 m ² |
| ⑦ 着工 | 平成 9 (1997)年 7月 |
| ⑧ 竣工 | 平成 1 1 (1999)年 3月 |
| ⑨ 設計・施工 | 川崎重工業株式会社 |
| ⑩ 総事業費 | 3, 9 4 6, 3 2 0 千円 |

施設配置図





収集されたごみは、まず①プラットフォームから②ごみピットに一時的に貯留されます。次に、③ごみクレーンで④ごみホッパに投入されたごみは、徐々に⑤焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、⑦～⑬有害物質・ばい塵の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。

また、ごみ焼却熱を利用して⑭タービン発電機を稼働させ発電しています。発電能力は、8,000KWです。焼却されたごみは、灰となり⑮灰ピットに貯留され⑯灰クレーンで搬出用の車両に積み搬出されます。

(3) 最終処分場

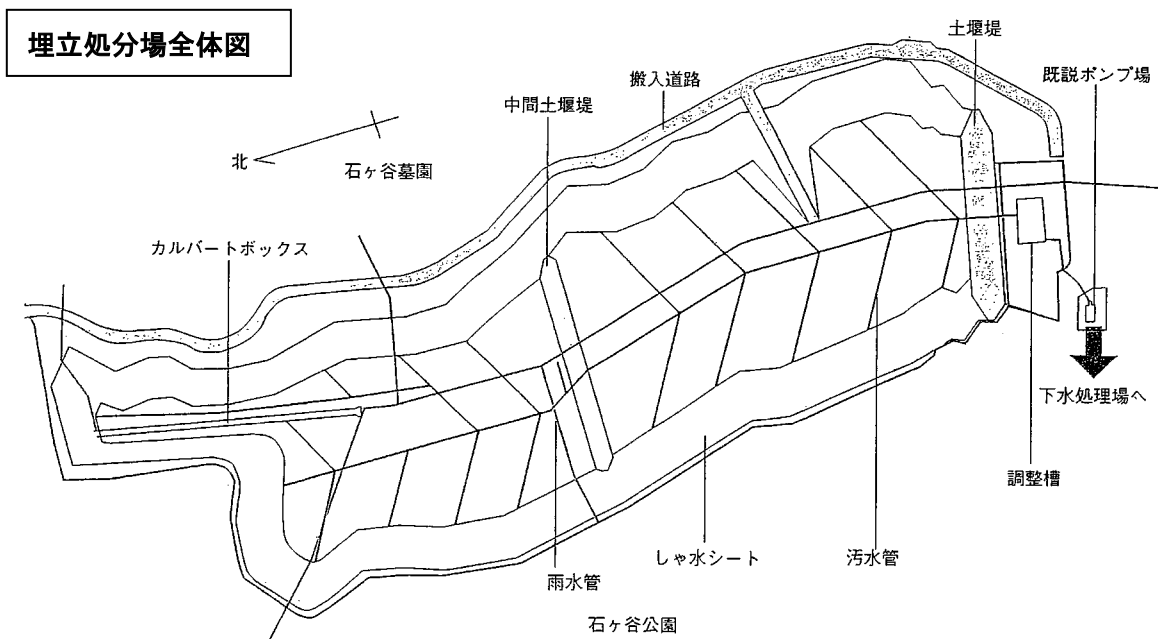
施設の概要

- ① 名称 明石市一般廃棄物最終処分場（第2次埋立処分場）
- ② 所在地 明石市大久保町松陰1128
- ③ 規模 総面積 84,400m²
埋立面積 72,000m²
埋立容量 1,192,000m³

④ 整備経過

区分	年度	事業費	埋立容量
当初工事	S57年度～58年度	11億4,380万円	592,000m ³
嵩上工事（1次）	H7年度～8年度	2億1,159万円	600,000m ³ 増
〃（2次）	H11年度	3,392万円	
計		13億8,931万円	1,192,000m ³

- ⑤ 浸出汚水の処理 調整槽から公共下水道への直放
- ⑥ 供用開始 昭和59(1984)年4月1日～
- ⑦ 埋立方式 サンドイッチ方式準好気性埋立
埋立するごみは、コンパクターにより破砕、圧縮し、ブルドーザーで土砂をおおう。ごみ層3mに対し、覆土は、約50cmを標準としている。
- ⑧ 設備の概要 しゃ水設備、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備



3. ごみ処理の実績等

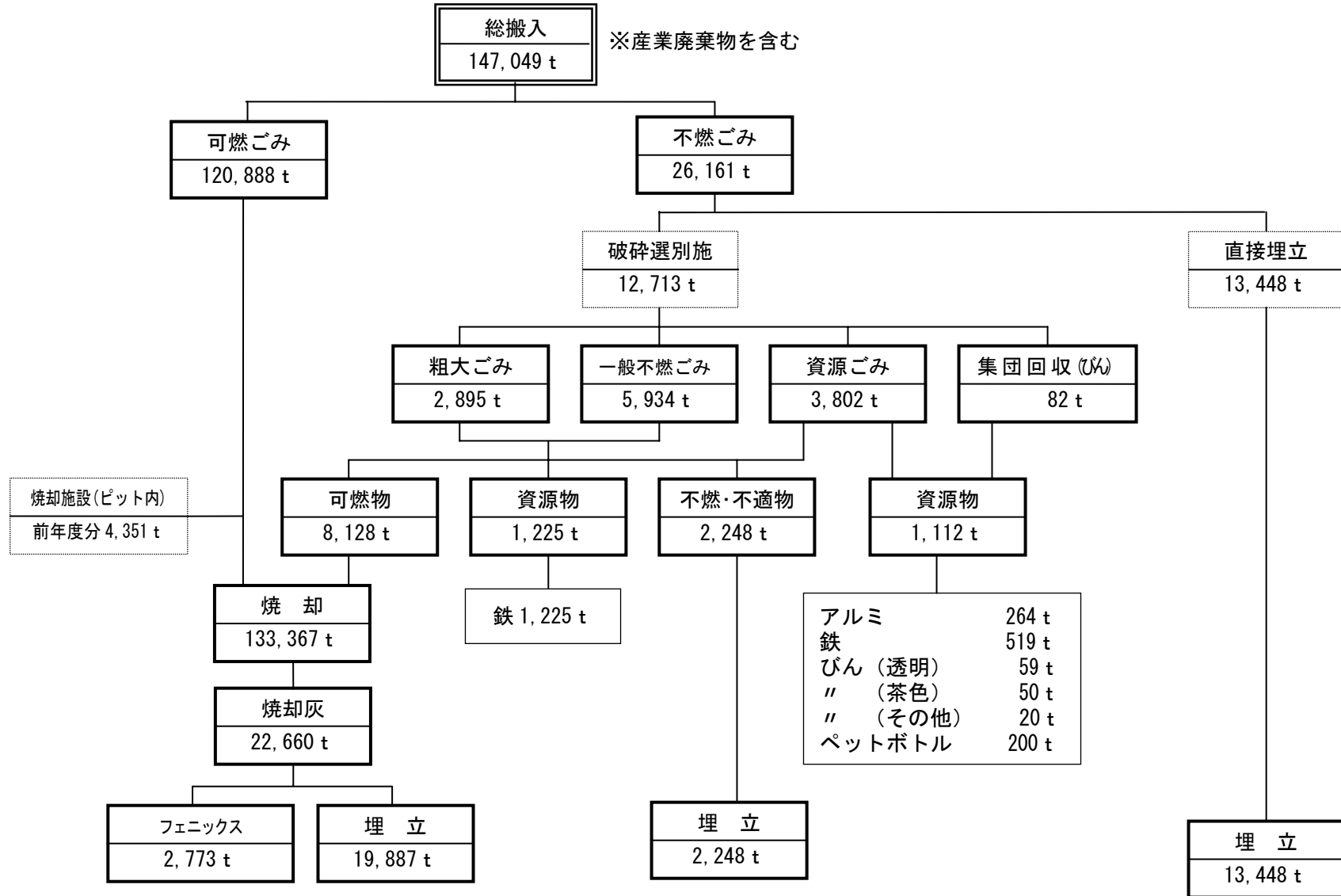
(1) 明石市におけるごみ排出状況

（単位：t）

年度	人口(人)	可燃ごみ	不燃ごみ			計
			粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	
9	290,224	96,376	3,519	37,762	4,268	141,925
10	293,778	98,120	3,576	38,458	4,101	144,255
11	294,584	109,512	3,070	41,263	4,163	158,008
12	292,681	117,953	3,599	19,715	4,008	145,275
13	291,896	120,888	2,895	19,382	3,884	147,049

人口は、各年度末翌月1日現在の国勢調査による推計人口とする。

(2) 平成13年度ごみの搬入量と処理実績フロー



(3) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼却量	焼却炉 運転日数 (日)	運転日 平均焼却量	焼却灰搬出量 ()内は焼却残さ率
9	96,376	310	94,786	337	281	15,079 (16%)
10	98,120	313	97,763	340	287	15,036 (15%)
11	109,512	352	118,807	360	330	18,805 (16%)
12	117,953	359	128,880	359	359	20,005 (16%)
13	120,888	391	133,367	361	369	22,660 (17%)

(4) 焼却施設発電状況

(単位：kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金 (円)
11	34,621,820	240,770	18,662,260	16,200,330	123,406,176
12	38,882,870	514,600	19,951,560	19,445,910	143,286,257
13	38,154,550	1,083,510	20,112,110	19,125,950	147,539,531

(5) 可燃ごみ組成分析結果

項目		年度				
		9	10	11	12	13
単位容積重量 (kg/m ³)		118	125	145	192	148
ごみ組成 乾量 (%)	紙・布類	61.6	60.8	50.1	51.5	53.4
	プラスチック類	14.1	10.2	19.2	16.8	19.5
	木・竹・ワラ類	4.9	6.3	6.6	9.1	7.7
	ちゅう芥類	11.1	14.7	12.6	12.1	7.1
	不燃物類	3.0	1.2	9.0	3.6	5.3
	その他	5.3	6.8	2.5	6.9	7.0
成分 (%)	水分	50.0	47.0	44.3	43.5	40.4
	灰分	6.6	6.5	9.6	8.0	8.7
	可燃分	43.4	46.5	46.1	48.5	50.9
低位発熱量 (kcal/kg)		1,653	1,950	1,812	1,930	2,058

※平成11年6月から、ペットボトルを除くプラスチック類が可燃ごみとなる。

VII-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）

(6) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ埋立量 (t) ※1	焼却灰埋立量 (t)	容量換算 (m ³)	覆土 (m ³)	埋立量 (m ³)	埋立地進捗率 (%) ※2
9	42,724	13,836	60,817	7,813	68,630	69.1
10	43,793	13,954	62,094	8,100	70,194	75.0
11	38,156	17,561	58,656	5,000	63,656	80.4
12	17,187	18,571	33,970	3,000	36,970	83.5
13	15,696	19,887	33,824	1,800	35,624	86.5

※1 不燃ごみには、資源ごみ残さ、破碎選別残さを含む。

※2 埋立容量 1,192,000m³ による埋立進捗率を示す。

(7) 不燃ごみの組成分析表

項目		年度						
		9	10	11	12	13		
単位容積重量 (kg/m ³)		66	63	97	140	125		
ごみ組成 (%)	プラスチック類	フィルム類	4.3	5.9	5.3	2.0	0.9	
		※ペットボトル	9.8	8.2	2.3	1.4	2.2	
		トレイ類	6.9	11.0	3.4	1.6	0.5	
		発泡類	4.2	5.4	1.7	0.7	0.1	
		その他	27.7	23.4	27.6	32.2	21.1	
		小計	52.9	53.9	40.3	37.9	24.8	
	ガラスくず	ガラスくず	2.4	1.2	14.0	15.7	12.1	
		セメント・陶磁気くず	1.0	0	9.2	3.7	7.2	
		金属	アルミニウム	1.7	0.4	3.5	0.9	1.3
			その他	14.7	11.2	19.0	18.4	36.6
その他不燃物	10.9	16.7	1.8	10.8	2.5			
可燃物	16.4	16.6	12.2	12.6	15.5			
水分 (%)		3.5	2.9	1.7	2.3	1.7		

※平成11年6月から、ペットボトルは資源ごみに、その他のプラスチック類は可燃ごみとなる。

(8) 資源ごみ処理状況

(単位: kg)

年度	缶		ガラス			ペットボトル	破碎鉄
	アルミ	鉄	無色	茶色	その他		
11	207,870	490,520	84,790	73,280	29,160	76,300	1,175,450
12	246,730	528,090	27,450	21,160	39,080	137,250	1,413,190
13	263,830	519,660	59,310	50,210	19,460	199,920	1,225,460

(9) クリーンセンター総合排水分析結果表

項目	年度		単位	規制値	10	11	12	13
P	H	—	—	5~9	6.9~8.3	7.2~8.2	7.5~8.2	7.0~8.3
S	S	mg/l	600以下	600以下	9~230	12~54	9~32	3~41
B	O	D	mg/l	600以下	3.1~96	12~46	12~42	8.2~32.1
n-ヘキサン抽出物質			mg/l	30以下	<1~3	<1~3	<0.5~2.0	<0.5~4.9
フェノール類			mg/l	5以下	<0.02	<0.02	<0.02~0.05	<0.02
シアン化合物			mg/l	0.3以下	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01
フッ素			mg/l	15以下	0.8~2.9	0.2~0.4	<0.1~0.3	<0.1~0.28
総水銀			mg/l	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ヒ素			mg/l	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.004	<0.001~0.004
銅			mg/l	3以下	<0.01	<0.01~0.02	<0.01~0.02	<0.01
亜鉛			mg/l	5以下	0.03~0.61	0.09~0.54	0.02~0.08	<0.01~0.10
鉛			mg/l	0.1以下	<0.01	<0.01~0.05	<0.01	<0.001~0.004
カドミウム			mg/l	0.03以下	<0.005	<0.005	<0.003	<0.001
溶解性マンガン			mg/l	10以下	<0.1~0.4	<0.1~0.2	0.006~0.18	0.02~0.09
溶解鉄			mg/l	10以下	<0.1~2.1	<0.1~1.5	0.03~0.18	0.03~0.14
総クロム			mg/l	2以下	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01~0.03
六価クロム			mg/l	0.1以下	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01
ヨウ素消費量			mg/l	220以下	0.9~26.0	1.8~10.0	1.7~15.0	<0.1~27.9
アルキル水銀			mg/l	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン			mg/l	0.3以下	<0.1	<0.1	<0.02	<0.01
P	C	B	mg/l	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0003	<0.0005

※規制値は、明石市下水道条例の排除基準による。

(10) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンである。電気冷蔵庫やエアコンにはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となった。

本市では、平成8(1996)年7月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年12月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めた。

平成13(2001)年4月に特定家庭用機器再商品化法（廃家電リサイクル法）が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了した。

年度	回収台数		フロン採取量	備 考
8	冷蔵庫	509 台	44.3kg	7月から保管、12月から回収を始める。
9	冷蔵庫	1,509 台	121.8kg	
10	冷蔵庫 エアコン	2,169 台 610 台	247.9kg 244.6kg	エアコンのフロン回収を始める。
11	冷蔵庫 エアコン	2,712 台 690 台	118.7kg 232.3kg	
12	冷蔵庫 エアコン	2,951 台 1,829 台	187.5kg 610.4kg	
13	冷蔵庫 エアコン	2,707 台 247 台	240.5kg 103.2kg	12年度保管分処理
計	冷蔵庫 エアコン	12,557 台 3,376 台	960.7kg 1,190.5kg	

(11) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンと塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称で、その有害性が確認されている。

国では、平成9(1997)年8月に廃棄物処理法に基づく政省令を改正し（同年12月施行）、排ガス中のダイオキシン類濃度の基準を示した。

明石クリーンセンターは、その基準では、既設炉で、かつ焼却室の処理能力が1時間あたり4t以上の区分に該当しており、次の基準に該当している。

基 準 値	H14.11.30 まで	H14.12.1 以降
	80 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N

(注1) 1ngは、10億分の1gである。

(注2) 明石クリーンセンターでは、この国の基準の前、平成9年1月に示された「ガイドライン」の方が厳しい基準であったため、「ガイドライン」で示された0.5ng-TEQ/m³Nを基準としている。

(注3) 平成11(1999)年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法により、コプラナーPCBも、ダイオキシン類に含まれた。

明石クリーンセンターでのダイオキシン類の分析結果(3炉平均)は、次表のとおりである。

年度	施設	場所	計 (ダイオキシン類)
8	旧工場	焼却炉煙突	4.4ng-TEQ/m ³ N
9	"	"	1.8ng-TEQ/m ³ N
10	新施設	"	0.027ng-TEQ/m ³ N
11	"	"	0.01ng-TEQ/m ³ N
12	"	"	0.033ng-TEQ/m ³ N
13	"	"	0.007ng-TEQ/m ³ N

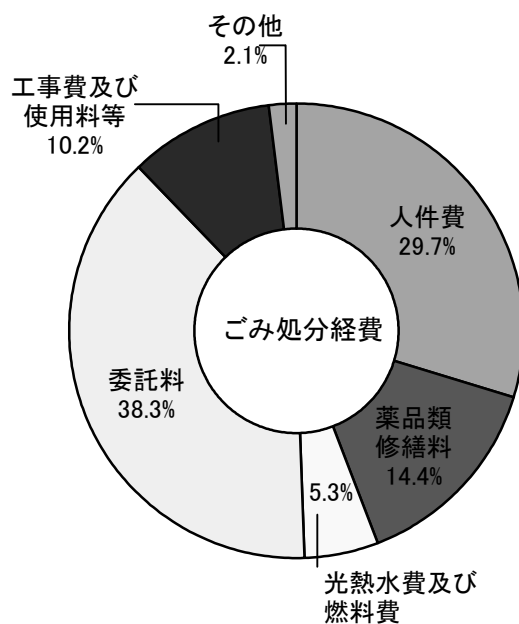
(12) ごみ処分経費

(平成13年度)

項 目	金額 (千円)	摘 要	
人 件 費	542,585	職員53名分(社会保険等の事業主負担を含む。)	
消耗品等	薬 剤 費	157,004	
	修 繕 料	106,567	設備等修繕
光熱水費 及び燃料	電 気	51,619	センター受電電力量1,083,510kWh
	水 道	35,602	プラント水は主に井戸水使用、下水使用料含む
	灯 油	5,447	灯油137kℓ
	軽油及びガソリン	4,092	軽油45.7kℓガソリン2,034.7ℓ 外
委 託 料	700,609	破碎選別運転業務委託外	
工事費・使用料及び賃借料	186,821		
そ の 他	37,922	総務費外	
計	1,828,268		

(注) 投資的経費含まず

VII-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）



(13) 年間処分経費の推移

年度	金額（千円）	搬入されたごみ1tあたりの金額（円）
9	1, 215, 530	8, 564
10	888, 863	6, 161
11	1, 022, 424	6, 471
12	1, 075, 488	7, 403
13	1, 828, 268	12, 433

(14) 廃棄物処理手数料

（10kgあたり単価）

区 分		可燃ごみ	不燃ごみ	
			破 碎	埋 立
一般廃棄物	家庭系	50円	60円	60円
	事業系	70円	80円	100円
産業廃棄物		100円	120円	150円

（注）平成12年4月1日改正

VIII 資 料

1. 明石市地球温暖化対策実行計画の概要等	91
2. 環境行政関係条例等	94
明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	
明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則	
明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	
明石市再生資源回収業者協力金交付要綱	
明石市再生資源回収業者助成金交付要綱	
明石市再生資源集団回収助成要綱	
明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱	
明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱	
3. 保有車両一覧表	123
4. 委託・許可業者一覧表	125
5. 年 表	129

VIII 資 料

1. 明石市地球温暖化対策実行計画の概要等

1 計画の目的

市役所は明石市内において職員数や事務・事業量などからみて、きわめて規模の大きい事業所であると考えられます。このため、明石市自らの事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与すること、さらに明石市自らが地球温暖化対策の推進を図ることによって市民、事業者自主的な取り組みの促進に資することを目的とします。

2 計画の期間

実行計画は平成13(2001)年度を初年度とし、平成17(2005)年度を目標年度とする5年間で第1次の計画期間とし、この間の実績や技術的進歩、国及び国際的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、明石市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量については、平成11(1999)年度を基準年とします。

3 計画の範囲

実行計画では、明石市のすべての事務及び事業を対象とするため、市立病院、市立小・中学校等を含めたすべての組織や施設を対象としています。

なお、外部委託によって実施する事業については計画の範囲外としていますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

4 明石市の状況

明石市は、平成11(1999)年度において、市内で使用される電力の約4.9%、都市ガスの約2.7%、LPガスの約0.7%を消費しており、市内でも有数のエネルギー消費量の多い事業所と言えます(表1)。

表1 市の主なエネルギー使用量について

	市	市内全体	割合(%)
電力使用量	84,171,840 kWh	1,710,191,000 kWh	4.9
都市ガス使用量	1,935,887 m ³	※ 73,045,000 m ³	2.7
LPガス使用量	117 t	16,771 t	0.7

※ 平成11(1999)年1～12月の使用量

注) 市内全体の電力・都市ガス・LPガス使用量については、兵庫県統計書及び明石市統計書より算出。

平成11(1999)年度において市のエネルギー使用量等から算出される温室効果ガスの排出量は、約9万t-CO₂でした。

温室効果ガスの活動別排出量は、表2のとおりであり、電気の使用に伴うものが36%、市内から発生する一般廃棄物の焼却（大半が廃プラスチック類の焼却によるもの）に伴うものが約35%を占めており、以下廃棄物の埋め立てに伴うもの、汚泥（下水汚泥を含む）の焼却に伴うものなどとなっています。

また、温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素が約81%、メタンが約9%、一酸化二窒素が約10%、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が0.1%未満であり、二酸化炭素が大半を占めています。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとしてこの4種類のガス以外に、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）が含まれていますが排出量の把握が困難であることから、算定対象外としています。

表2 活動別排出量

No.	活動の種類	排出量 (kg - CO ₂)	寄与率 (%)
1	電 気 の 使 用	32,321,987	36.2
2	一 般 廃 棄 物 の 焼 却	31,330,367	35.1
3	廃 棄 物 の 埋 立	7,905,093	8.9
4	汚 泥（下水汚泥を含む）の焼却	7,202,875	8.1
5	公 用 車 の 走 行	3,981,558	4.5
6	都 市 ガ ス の 使 用	3,855,125	4.3
7	灯 油 の 使 用	1,337,837	1.5
8	A 重 油 の 使 用	435,282	0.5
9	下 水 の 処 理	360,648	0.4
10	L P ガ ス の 使 用	351,075	0.4
11	笑 気 ガ ス の 使 用	167,400	0.2
12	ディーゼル機関（定置式）の使用	46,395	0.1
13	カ ー エ ア コ ン の 使 用	24,206	<0.1
合 計		89,319,848	100

(端数処理の関係で総計100%に合いません)

5 削減目標の設定にあたって

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6(1994)年には同条約が発効しました。そして、平成9(1997)年には第3回締約国会議（COP3）が京都で開催され、京都議定書が採択されました。

京都議定書で決められた日本の目標は「平成20(2008)年から平成24(2012)年の第1約束期間に、平成2(1990)年レベルから6%削減する」こととなっています。一方、日本における平

成10(1998)年度の温室効果ガス総排出量は、13億3600万t-CO₂であり、平成2(1990)年度の排出量(12億7200万t-CO₂)と比べ、約5%増加しています。そこで、京都議定書を遵守するためには平成10(1998)年度よりも約11%(6%+5%)削減する必要があります。

しかし、地球温暖化対策推進大綱(平成10(1998)年6月19日決定)によると6%削減目標の達成に向けた方針として、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量については、省エネルギーや新エネルギーの導入、国民各界各層の更なる努力により2.5%削減を考慮しており、残りの削減量については、森林吸収(3.7%)や京都メカニズムの活用等で削減目標達成を見込んでいます。これらのことから、国内対策としては平成10(1998)年度より約7.5%(2.5%+5%)の削減が必要であると考えられます。

このような状況を考えると、市の温室効果ガス総排出量を平成24(2012)年までに平成10(1998)年度比で7.5%削減することが、エネルギー消費量の多い事業所である明石市として、最低限達成すべき目標値ではないかと考えています。

6 温室効果ガス総排出量に関する目標

前述のことから平成13(2001)年度から平成24(2012)年度までの12年間で7.5%削減する必要があると考えていることから、一定の割合で削減していくものと仮定し、第1次計画期間の温室効果ガス総排出量に関する削減目標を次のとおりとします。

平成17(2005)年度における紙の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量を、平成11(1999)年度と比較して3%削減に努める。

注) $7.5\% \times 5年 \div 12年 \doteq 3\%$

明石市の状況は、廃棄物や上下水の処理(当該事業に伴う電気等の使用を含む)に伴う温室効果ガス排出量が全体の約8割を占めており、市民や市内事業者の活動に大きく依存しています。

また、笑気ガス(麻酔剤)や街路灯の使用などのように市民の健康や安全確保のため活動量を削減することが非常に困難なものも多数存在しています。

さらに、明石市の施策や市民の様々なニーズにより、明石市の事務及び事業の拡大に伴うエネルギー使用量の増加が見込まれるものもあり、例えば、下水道の普及による処理量増加や水道の高度処理の導入に伴う電気使用量の増加などが考えられます。

このような状況の中で、エネルギー使用等の抑制は相当厳しい状況といえますが、一方では、明石市一般廃棄物処理基本計画の見直しが予定されているなど循環型社会の構築に向けた取り組みは進みつつあります。

実行計画の活動・点検・評価は、ISO14001に基づく明石市環境マネジメントシステムによって行う事としていますが、平成12(2000)年度からエコオフィス活動が始まったばかりであり、また、ISO適用範囲を年次的に拡大していく方針であるため、活動実績を見ながら敏感に目標を是正していくことが必要と考えられます。

2. 環境行政関係条例等

◆ 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

〔平成11(1999)年6月30日制定〕

本市の地域性を十分考慮しつつ、今日的課題である「地球環境問題」を視野にいたした共通の基本理念や基本方針等を定めるとともに、それにもとづく諸施策を効果的に推進するため、上記の条例を制定した。

これには、上記の条文のほかに、昭和48(1973)年制定の「環境保全条例」から一部「生活環境の保全」を取り込むとともに全国的にも珍しい「夜間花火の規制」の条文を罰則付きで新たに加えた。

基本条例の施行に伴い、前身である環境保全条例は廃止された。



◆ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則

〔昭和46(1971)年12月24日・平成5(1993)年7月15日制定〕

法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。市、事業者、市民等の責務をはじめ、一般廃棄物の処理手数料等について定めている。

◆ 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成11(1999)年6月30日制定〕

平成11(1999)年10月1日から施行した。

公共の場所での、飲食料缶、瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、花火のもえかす等のポイ捨て、飼い犬のふん放置について防止するために、市、市民、事業者、所有者等が果たすべき責務並びに市民等の「ポイ捨て」や、飼い主の「犬のふん放置」行為を禁止することを定めている。

また、散乱防止重点区域として指定した区域内で（飲食料用）自動販売機により販売を行う事業者の設置届出、回収容器の設置等を義務付けている。

上記については、勧告、命令のほか、罰則規定を設けている。

この条例の制定の背景には、コンビニエンスストアや自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が跡を絶たない実情や近年のペットブームにより、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状がある。

これらは、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかであるが、「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情に対処すべく、規制的手段を用いることにより、抑制を図るものである。

※明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例<環境基本条例>に関しましては、

URL <http://www.city.akashi.hyogo.jp/ecoist/>

より、ダウンロードできます。

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔 昭 和 46 年 12 月 24 日
条 例 第 57 号 〕

改正 昭和48年 3月31日 条例第10号	平成 4年 3月 26日 条例第22号
昭和50年 3月27日 条例第10号	平成 5年 7月 15日 条例第21号
昭和51年 3月30日 条例第 9号	平成 9年 3月 31日 条例第 8号
昭和51年12月27日 条例第40号	平成11年12月24日 条例第40号
昭和57年 3月31日 条例第 9号	平成14年 3月 27日 条例第14号
昭和60年 3月28日 条例第12号	

明石市清掃条例（昭和 30 年条例第 24 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

（市長の責務）

第 2 条の 2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 3 条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第 4 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

- 4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

- 3 市長は、第1項の計画を定めたとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの(以下「事業用建築物」という。)の所有者若しくは占有者(以下「所有者等」という。)又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの(以下「廃棄物多量排出事業者」という。)は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等(以下「事業用建築物等」という。)から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関す

る計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

- 2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

- 3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定による指示に従わない者

- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 毒性を有するもの
- (3) 危険性を有するもの
- (4) 引火性を有するもの
- (5) 火気のあるもの
- (6) 著しい悪臭を発するもの

(7) 多量の汚水を排出するもの

(8) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。)は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第8条の2(第2項を除く。)の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項から第5項まで(第3項を除く。)及び第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告)

第14条 市長は、前条第1項の許可を受けた者に対し、その業務の執行に関し、必要に応じ報告を求めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、事業者に対し、一般廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長の指定する職員が立入検査を行おうとするときは、市長が定める手続きによらなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則(昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第2号で、同52年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則(昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日条例第 22 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 7 月 15 日条例第 21 号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（改正前の条例第 2 条第 3 号に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集及び運搬のみの業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する法第 7 条第 1 項及び第 4 項の許可

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 8 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中し尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 40 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施

行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。

別表第 1（第 9 条関係）

一般廃棄物処理手数料

区 分	種 別		単 位	手数料	
市が処理するとき	定額	普通便槽の家庭	1回につき	400円	
		加水構造式便槽の家庭	1回につき	800円	
	従量	事業所等	1回の収集量が200ℓ以下のもの	1回につき	800円
			1回の収集量が200ℓを超えるもの	20ℓ	100円
	量	仮設便所	1回の収集量が300ℓ以下のもの	1回につき	3,000円
			1回の収集量が300ℓを超えるもの	1回につき	5,000円
	動物の死体		1体	2,000円	
市長の指示する場所へ搬入するとき	浄化槽汚泥		100ℓ	60円	
	可燃ごみ	家庭系	10kg	50円	
		事業系	10kg	70円	
	不燃ごみ	破 碎	家庭系	10kg	60円
			事業系	10kg	80円
		埋 立	家庭系	10kg	60円
事業系			10kg	100円	

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める
- 3 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なものと及び埋立処理が可能なものをいう。
- 4 家庭系とは、第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 5 事業系とは、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第 2（第 12 条関係）

産業廃棄物処分費用

種 別	単 位	費 用	
可 燃 ご み	10 kg	100 円	
不 燃 ご み	破 碎	10 kg	120 円
	埋 立	10 kg	150 円

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3（第13条関係）

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2万円
(3) 法第7条第4項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2万円
(4) 法第7条第5項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2万円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1万円
(8) 法第7条第4項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1万円
(9) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2万円
(10) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年7月15日
規則第40号

改正 平成7年6月26日 規則第21号	平成11年12月24日 規則第57号
平成7年12月14日 規則第32号	
平成9年6月5日 規則第25号	
平成10年3月30日 規則第7号	

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和52年規則第3号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、明石市廃棄物処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

（一般廃棄物の処理の申込み）

第3条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込まなければならない。

(1) 口頭等により行うことができるもの

- ア 犬猫等の死体
- イ 臨時にくみ取りを必要とするし尿

(2) 自治会等を通じて行うもの

- ア 粗大ごみ
- イ 屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

第4条 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物

多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

(4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものの保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条の3 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなければならない。

2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(排出禁止物)

第5条 条例第7条第1項第8号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものという。

(1) 引越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの

(2) 処理施設で処理できないもの

(3) その他市長が不適当と認めるもの

(廃棄物搬入の承認申請)

第5条の2 条例第8条の2第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 搬入者の氏名及び車両番号

(3) 搬入する廃棄物の種類及び発生場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付すことができる。

(一般廃棄物処理手数料の徴収)

第6条 し尿に係る一般廃棄物処理手数料(次項に規定するものを除く。)は、定額なし尿処理券(様式第1号)により徴収する。

2 従量によるし尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理手数料は、納入通知書により

徴収する。

3 前2項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより
 難いと市長が認めるものについては、この限りでない。

4 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して
 20日以内に納入しなければならない。

(収納事務の委託)

第7条 前条の第1項第1条に規定する手数料については、私人にその収納の事務を
 委託することができる。

2 前項の規定により収納事務を委託した場合は、当該委託により収納した収入金の
 100分の10に相当する額を委託手数料として交付することができる。

(従量の対象とする事業所等及び仮設便所の範囲)

第8条 条例別表第1備考第2項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これら
 に準ずるもの
- (2) その他市長において定額で徴収することが適当でないとするもの又は次項の規
 定に該当しないもの

2 条例別表第1備考第2項に規定する仮設便所の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設
 が容易なもの
- (2) その他市長において従量の対象となる仮設便所とすることが適当であると認める
 もの

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免する事ができる場合は、
 次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 処理を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定に
 より生活扶助を受けているとき。

(2) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものであるとき。

(3) その他市長が認めたとき。

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般
 廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出し、そ
 の承認を受けなければならない。

(1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書

(2) 前項第2号に該当するとき 公的機関が発行するり災証明書等

3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書
 を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。

(市が処分する産業廃棄物)

第10条 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物(特別管理産業廃
 棄物を除く。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 繊維くず
- (3) 植物性残さ
- (4) 動物性残さ(魚腸骨に限る。)
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず
- (6) 汚泥(上下水道汚泥に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分す
 る産業廃棄物としない。

- (1) 前項第1号から第5号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が1月
 20トン以下のもの
- (2) 質にあっては、含水率が80パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれ
 のないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以
 下「法」という。)第12条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの
- (3) 排出者にあっては、従業員数が100人以下の事業所で、市内にその主たる事務

所を有するもの又は市長が認めた公共団体等

(4) 前項第6号にあっては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、環境事業所長が定める量以下のもの

(産業廃棄物の処分の申込み)

第11条 条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項第3号に規定する排出者が条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第12条第3項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者（市内に事務所を有する者に限る。）に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 条例第12条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指定する期日までに納入通知書により徴収する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第13条 条例第13条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第7条第3項第4号トに規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては株主若しくは出資者の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が一般廃棄物処理業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年である場合には、その法定代理人を含む。）及法第7条第3項第4号チに規定する政令で定める使用人の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 申請者が法第7条第3項第4号イからチまで（ホを除く。）のいずれにも該当しな

い旨を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項各号に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請)

第13条の2 条例第13条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 変更の内容及び理由

(4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び処理能力

(5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出)

第13条の3 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、第13条第1項各号（第3号を除く。）に規定する事項及び同条第2項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第13条の4 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付等)

第13条の5 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等)

第13条の6 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

第13条の7 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(5) 第13条の4第2項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第14条 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、

市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要
 - ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
 - イ 自動車及び作業器具の種類及び数量
 - ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
 - エ 処理の方法
 - オ その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者(申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。)の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまで(ホを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

第15条 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第16条 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

第17条 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(報告)

第18条 一般廃棄物処理業者(浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者(以下「浄化槽汚泥の収集運搬業者」という。)を除く。)は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 許可番号

(3) 収集又は運搬の場合

ア 受入先及び受入先ごとの受入量

イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

(4) 処分の場合

ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量

イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

ウ 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市

長に提出することにより行うことができる。

3 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者（浄化槽汚泥収集運搬業者に限る。）

は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 浄化槽の設置者又は管理者の氏名又は名称、設置場所、汚泥量及び清掃実施日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(立入検査)

第19条 職員が条例第15条の規定により立入検査を行うときは、立入検査の権限を有する旨の内容が記載された身分証明書（様式第4号）を携行しなければならない。

(補則)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成7年6月26日規則第21号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月24日規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年6月5日規則第25号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日規則第57号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月31日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

※ 様 式 は 省 略

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成11年6月30日〕
〔条例第23号〕

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、花火のもえかすその他の散乱性の高いごみをいう。
- (2) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者等 容器に収納した飲食料、たばこ又はチューインガムを製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (6) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (7) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために必要な施策（以下「施策」という。）を実施する責務を有するものとするものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 容器に収納した飲食料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するよう努めなければならない。

2 容器に収納した飲食料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止及び再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等の散乱を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害を防止する施策に協力しなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第8条 市民等は、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所において、空き缶等をみだりに投げ捨て（回収容器以外に空き缶等を捨てることをいう。）ては

ならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該ふんを放置してはならない。

(散乱防止重点区域の指定等)

第10条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等の散乱状況により、当該重点区域の全部又は一部の指定を変更又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(自動販売機の届出)

第11条 重点区域において、容器に収納した飲食料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 重点区域に指定された際、当該区域内において既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売している者は、重点区域に指定された日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器に収納した飲食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第13条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかななければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の届出済証について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業

者」という。)は、当該自動販売機について、飲食料容器を回収するため適当な場所に、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、この条例の施行の日において、既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売していた者については、この条例の施行の日から起算して30日間は、適用しない。

(勧告及び命令)

第16条 市長(その者から委任された者を含む。)は、第8条に規定する行為(重点区域における行為に限る。)をした者又は第9条に規定する行為をした者に対し、投棄した空き缶等又は放置されたふんの処理その他の必要な措置をとるべきことを勧告し、命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告し、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第20条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 11 年 10 月 1 日 明石市規則第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定する空き缶等の散乱及びふん害の防止（以下「散乱等の防止」という。）のために必要な施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 散乱等の防止のための意識の啓発及び高揚に関すること。
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(届出を要しない自動販売機)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 囲障により自由に立ち入ることができない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(自動販売機の届出)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置届（様式第 1 号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置変更・廃止届（様式第 2 号）により行うものとする。

(軽微な変更)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同敷地内のもの
- (2) 前号に規定する変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
(地位の承継の届出)

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、自動販売機承継届（様式第 3 号）により行うものとする。

(届出済証)

第 8 条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出済証の様式は、様式第 4 号のとおりとする。
(届出済証の亡失等の届出)

第 9 条 条例第 14 条第 3 項の規定による届出は、届出済証亡失等届（様式第 5 号）により行うものとする。

(回収容器)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料容器の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 飲食料容器の投入が容易で、かつ、安定性があり、市民等の通行の妨げとならないこと。

2 条例第 15 条第 1 項に規定する規則で定める回収容器の設置場所は、自動販売機の

設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に飲食料容器を投入できる場所（当該自動販売機を設置する者が、使用することについて正当な権限を有する場所に限る。）とする。

（勧告及び命令）

第11条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（条例第16条第1項の規定による命令にあつては様式第7号、条例第16条第2項の規定による命令にあつては様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項の規定による勧告又は命令に限り、緊急やむを得ない場合は、現場において口頭により行うことができる。

（身分証明書の様式）

第12条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市再生資源回収業者協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収を促進するため、集団回収される再生資源の大半を占める古紙の市況低迷によって集団回収システムが衰退しないよう、市況が安定するまでの臨時措置として、集団回収活動に協力している再生資源を回収する業者（以下「回収業者」という。）に対し、集団回収協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる回収品目)

第2条 協力金の交付の対象となる品目（以下「対象品目」という。）は、新聞、雑誌、及び段ボールの3種とする。

(対象となる回収業者)

第3条 協力金の交付を受けることのできる回収業者は、次条の規定により明石市に登録し、明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体（以下「回収団体」という。）により回収された対象品目を引き取ることができる回収業者とする。

(回収業者の登録等)

第4条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 回収業者は、登録を取り消そうとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(協力金の額等)

第5条 協力金の額は、対象品目の回収量1キログラムにつき2円とする。

2 協力金は、回収業者が前条第1項の規定により申請し、登録を受けた日以後に係る回収分から交付する。

(協力金の交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、毎年度第1期（1月から4月までをいう。）の回収分については5月31日までに、第2期（5月から8月までをいう。）の回収分については9月30日までに、第3期（9月から12月までをいう。）の回収分については翌年1月31日までに、明石市再生資源回収業者協力金交付申請書（様式第3号）に、回収団体との仕切伝票（業者提出用）及び問屋発行の回収量を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(協力金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、申請者に対して明石市再生資源回収業者協力金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付を決定する場合において、協力金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定したときは、回収業者が指定する金融機関の口座に、申請期限の翌月末日までに振り込むものとする。

(協力金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、協力金の交付を受けようとするとき、又は受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて協力金の全部又は一部を返還させるものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、第4条第3項の規定による届出があったときは、回収業者の登録を抹消するものとする。

2 市長は、前条第1項に該当するときは、回収業者の登録を抹消することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

附 則 (平成10年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(回収業者の登録の特例)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から平成10年11月末日までの間に第4条第1項の規定により登録を受けた回収業者は、施行日に登録を受けたものとみなす。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市再生資源回収業者助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、びん類及びスチール缶の再生資源回収業者に対し、回収業務に係る助成金を交付して、その経営基盤の安定を図り、ごみの減量化と再資源化を促進することを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、明石市再生資源集団回収助成要綱(以下「集団回収助成要綱」という。)に規定する再生資源集団回収団体(以下「団体」という。)から再生資源を回収する業者とする。ただし、リターナブルびん類を回収する酒店は除く。

(助成対象品目)

第3条 助成の対象品目は、次に掲げる物とする。

- (1) 回収後に透明・茶色・その他の3色に分類され、栓類の異物が除去された後、明石クリーンセンターに搬入されたびん類
- (2) 回収後に再生メーカーに引き渡されたスチール缶

(回収業者の登録)

第4条 この要綱に基づく助成金の交付を受けようとする業者(以下「回収業者」という。)は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録申請書(様式第1号)により市長に登録を申請しなければならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、回収業者が団体から引渡を受け、回収した再生資源の重量1キログラムにつき15円とする。

2 助成金の額は、再生資源の市況により変更するものとする。

3 前項の変更をした場合、回収業者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 回収を行った回収業者は、1月から12月までの回収分について、再生資源回収業者助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、翌年1月31日

までに市長に提出しなければならない。

(1) 引取の対象となった団体名及び引取重量を記載した回収業者助成金引取明細書
(様式第3号)

(2) 再生メーカーの発行する受領書で品目及び重量が記載されているもの又は明石
クリーンセンターの発行する検量書

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、集団回収助成要綱第6条
に規定する仕切伝票と突合して交付の可否を決定し、再生資源回収業者助成金交付決定
通知書(様式第4号)により当該業者に通知するものとする。

2 前項の突合において、重量が一致しないときは、仕切伝票に記載された同品目の重
量に基づき助成金を算定する。

(助成金の請求)

第8条 前項の規定による交付決定を受けた回収業者は、速やかに再生資源回収業者助
成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の再生資源回収業者助成金交付請求書を受領したときは、速やか
に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返
還させ、かつ登録を抹消することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の目的を達成できないと市長が認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第5条の規定は、
平成6年1月分回収分に係る再生資源回収業者助成金の額について適用し、平成5年
12月分回収分までに係る再生資源集団回収業者助成金の額については、なお従前の
例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第3条の規定は、
平成11年4月分以後の回収に係る助成対象品目について適用し、同年3月分回収分
までに係る助成対象品目については、なお従前の例による。

※ 様 式 は 省 略

○明石市再生資源集団回収助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される古紙その他再生資源化の可能な物（以下「再生資源」という。）を集団回収する団体（以下「回収団体」という。）に対し、再生資源集団回収助成金（以下「助成金」という。）及び再生資源集団回収活動用具（以下「活動用具」という。）を交付することにより、資源の有効利用とごみの減量意識を普及させるとともに、地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(助成金又は活動用具の交付対象等)

第2条 助成金又は活動用具の交付の対象は、本市内の自治会、町内会、老人会、子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 組織の構成世帯又は構成員の数が概ね20世帯又は20人以上であること。
- (2) 再生資源の回収を自らの手で実施していること。
- (3) 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること。
- (4) 3年以上継続して活動する見込みがあること。
- (5) 営利を目的としない団体であること。
- (6) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

2 助成金の交付の対象品目は、次に掲げる物とする。

- (1) 紙類 (新聞、雑誌、段ボール等)
- (2) 布類 (古着、ポロ布等)
- (3) 金属類 (アルミ缶、スチール缶、鉄くず等)
- (4) びん類 (酒・醤油・ビールびん、その他空きびん類等)

3 活動用具の種類及び交付基準は、回収団体の活動の実態を考慮して、環境部長が定める。

(団体の登録)

第3条 助成金又は活動用具の交付を受けようとする団体は、事前に市長に申請し、そ

の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の申請は、団体の名称、代表者の氏名及び住所、加入世帯数、回収品目等必要事項を記載した再生資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

3 団体の名称、代表者の氏名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生資源集団回収団体登録変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

第4条 削除

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象品目の回収量1キログラムにつき5円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 第3条の規定に基づき登録を受けた団体で助成金の交付を受けようとするものの代表者は、毎年度第1期（1月から4月までをいう。）分については5月31日までに、第2期（5月から8月までをいう。）分については9月30日までに、第3期（9月から12月までをいう。）分については翌年1月31日までに、再生資源集団回収助成金交付申請書（様式第4号）に集団回収した再生資源を回収する業者の仕切伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

(活動用具の交付申請)

第6条の2 第3条の規定に基づき登録を受けた団体で活動用具の交付を受けようとするものの代表者は、毎年7月1日から同月末日までに再生資源集団回収活動用具交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、第6条の申請を受理したときは、速やかに予算の範囲内において必要と認める額の助成金の交付の決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収助成金交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(活動用具の交付の決定)

第7条の2 市長は、第6条の2の申請を受理したときは、予算の範囲内において第2

条第3項に定める活動用具の交付の決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収活動用具交付決定通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 第7条の決定通知書を受けた団体の長は、遅滞なく再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体(以下「助成金交付団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付目的を達成できないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(活動用具の返還)

第9条の2 市長は、活動用具の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、活動用具又は活動用具の購入費相当額の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、活動用具の交付を受けたとき。

(2) その他市長が活動用具の交付が不適當になったと認めるとき。

(助成金交付団体の経理)

第10条 助成金交付団体の長は、助成金の使途及び経理を明確にしておかなければならない。

2 助成金は、概ね次の各号に掲げる経費に充てなければならない。

(1) 構成世帯又は構成員の福祉の増進を図るための経費。

(2) その他コミュニティ活動の振興を図るための経費。

(報告)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金交付団体に対し、助成金の使途及び経理について報告を求めることができる。

(活動用具の実績報告)

第11条の2 市長は、活動用具の交付を受けた団体(助成金交付団体を除く。)に対し、活動用具の実績報告を求めものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則(平成3年4月15日制定)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成4年7月31日制定)

1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

(活動用具の交付の申請期間の特例)

2 平成4年度における活動用具の交付の申請期間は、第6条の2の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成4年8月末日までとする。

附 則(平成5年11月15日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成5年11月分回収分に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成5年10月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成9年5月6日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成9年1月分回収分以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成8年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年5月6日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成10年1月分回収分以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成9年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年9月30日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定は、平成10年7月分以後の回収に係る助成について適用し、同年6月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

(平成10年度における助成金の交付申請の特例)

- 3 平成10年度における助成金の交付申請については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入する者に対し、生ごみ処理機購入助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、その購入を容易にし、もって市民による生ごみの自家処理活動を推進し、家庭から排出される生ごみの資源化及び減量化並びに環境意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次条に規定する処理機を購入して家庭内に設置し、継続して使用しようとする個人であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 市内に住居を有し、かつ、居住していること

(2) 事故の責任において処理機を設置し、これを適切に管理することができること。

(助成の対象処理機)

第3条 助成金の交付の対象となる処理機は、一日当たりの処理量が500グラム以上の機械式のもの(コンポスターその他の容器式のものを除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 微生物分解方式の処理機

(2) 温風乾燥方式の処理機

(3) 前2号に掲げる方式以外の処理方式により生ごみを減容化し、又は減容化するとともに堆肥化する処理機(破碎した生ごみ及びその処理水を直接配水管を通して流すものを除く。)

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、処理機(別売りの消耗材等を除く。)の購入価格(消費税額を含む。)の2分の1に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。

2 助成対象基数は、1世帯(同居世帯は、1世帯とみなす。)当たり1基とする。

(助成候補者の決定)

第5条 市長は、助成を受けようとする者を公募し、審査の上、助成の申請を認める者(以下「助成候補者」という。)を決定するものとする。この場合において、助成を受けようとする者が多数である場合は、抽選により決定するものとする。

2 市長は、助成候補者からの辞退等があった場合、予算の範囲内で、さらに助成候補者の追加公募を行うことができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成候補者が処理機購入後に助成の申請をしようとするときは、明石市生ごみ処理機購入助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書(購入者の氏名並びに販売店の名称、所在地及び代表者氏名並びに販売年月日及び機種名が記載されているもの並びに販売店の押印があるものに限る。)又は処理機の購入に係るクレジット契約等の申込書の写し

(2) 製品保証書の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定をするものとする。

(交付決定通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、明石市生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定により交付決定通知書を受けた後30日以内に明石市生ごみ処理機購入助成金交付請求書口座振替依頼書(様式第3号)により、市長に助成金を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条に規定による請求を受けた場合は、検認し、適当であると認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。

(3) 処理機を本来の目的以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(報告)

第12条 市長は、必要と認めるときは、助成金を交付した者に対し、処理機の使用状況等について報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成12年7月14日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入する者に対し、助成金を交付することにより、住民の容器の購入を容易にし、もって市民による生ごみの自家処理を推進し一般家庭から排出される生ごみ量の軽減及び減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、第11条の規定により市長の認定を受けた生ごみ堆肥化容器販売指定業者から次条に規定する容器を購入し設置する個人であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 自己の責任において容器を設置し、これを適切に管理することができること。
- (3) 生ごみからできた堆肥を自家処理することができること。

(助成の対象容器)

第3条 助成金の交付の対象となる容器は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 底部があき、土に接する構造で、100リットル以上の容量をもつもの
- (2) 微生物を利用した発酵材を使用し、内部を密封状態にできる構造で、10リットル以上の容量をもつもの

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定するものについては、容器1基につき、3,000円とする。ただし、販売価格（消費税を含む。）が3,000円に満たない場合にあっては、助成金の額は当該販売価格とする。
- (2) 前条第2号に規定するものについては、容器1基につき、販売価格（消費税を含む。）の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が3,000円を超えるときは3,000円とする。

2 助成対象基数は、1世帯（同居世帯は1世帯とみなす。）当たり、前条第1号及び第2号に規定する容器につき、それぞれ2基までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ生ごみ堆肥化容器購入助成申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、当該申請書によらないことができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定をするものとする。

(決定通知)

第7条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定通知を生ごみ堆肥化容器購入助成決定通知書（様式第2号）により助成金の交付申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 第11条に規定する認定を受けた生ごみ堆肥化容器販売指定業者は、前条の交付決定を受けた者から助成金の請求及び受領に関する委任を受けるものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の委任を受けた生ごみ堆肥化容器販売指定業者は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書（様式第5号）に生ごみ堆肥化容器購入助成決定通知書を添付して市長に助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条による請求書を受領した場合、検認し、適当であると認めるときは、助成金を交付するものとする。

(販売業者の指定)

第11条 助成対象容器を取り扱う業者は、生ごみ堆肥化容器販売指定業者認定申請書（様式第3号）により市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定業者の認定について、別表に掲げる基準を満たしていると認めるときは、生ごみ堆肥化容器販売指定業者認定通知書（様式第4号）により当該業者に通知するものとする。

3 前項の規定による認定を受けた指定業者は、取り扱う容器に変更等があった場合は、生ごみ堆肥化容器販売指定業者取扱容器変更等届出書（様式第6号）により届け出るものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。

(3) 容器を本来の目的外に使用したとき。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により指定を受けていた生ごみ堆肥化容器販売指定業者は、改正後の要綱に基づく指定店とみなす。

別表（第11条関係）

販売業者の指定基準

- 1 市内に営業所を有すること。
- 2 助成金に係る請求等を行うことができること。
- 3 市内への配達ができること。
- 4 生ごみ堆肥化容器の取扱指導ができること。
- 5 消耗資材の供給ができること。
- 6 市税の滞納がないこと。
- 7 その他認定に当たり不適當な事由がないと認められること。

※ 様 式 は 省 略

3. 保有車両一覧表

(平成14年4月1日現在)

車種 課名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ワゴン(牽引用)	ライトバン	軽四	電気自動車	マイクロバス	ブルドーザー	ショベルローダー	トラッシュコンパクター	計
環境政策課								1	1	1					3
環境第1課		2			15		1	1	1						20
環境第2課	1	2	2			38		1	2						46
明石クリーンセンター	1	7		1		2		2	2		1	(1)	1	(1)	17(2)
計	2	11	2	1	15	40	1	5	6	1	1	(1)	1	(1)	86(2)

※ () 内はリース車

環境政策課

種別	用途	燃料	台数
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1
軽四ワンボックス電気自動車	環境測定・事務連絡用	電気	1
軽四バン	〃	ガソリン	1

環境第1課

種別	用途	燃料	台数
2tバキューム	魚住清掃工場用	ガソリン	1
	一般家庭収集用		12
4tバキューム	事業所関係収集用	軽油	2
2tダンプ	魚住清掃工場用	〃	1
4tダンプ	脱水汚泥収集用	〃	1
ワゴン	収集車牽引用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1
軽乗用	浄化槽管理用	〃	1

環境第2課

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t プレス	ごみ収集用	軽 油	15
2 t パッカー	〃	〃	2
3. 5 t プレス	〃	〃	13
4 t プレス	〃	〃	8
パワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	〃	2
冷蔵保冷車	犬・猫死体処理用	ガソリン	1
小型ダンプ	苦情処理用	〃	1
キャブオーバー	薬剤散布用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	〃	1
軽四バン	〃	〃	2

明石クリーンセンター

種 別	用 途	燃 料	台 数
トラック	薬剤散布用	軽 油	1
ダンプ	焼却灰の搬出用	〃	3
	破碎選別業務用		2
	場内清掃用		1
パワーゲートダンプ	再生利用品の収集用	〃	1
散水車	処分場内での散水用	〃	1
4 t プレス	場内不適物運搬	〃	1
2 t プレス	破碎選別業務用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	2
軽四バン	〃	〃	2
マイクロバス	職員の送迎用	軽 油	1
ショベルローダー	不燃物の移動	ガソリン	1
ブルドーザー	不燃物の覆土	軽 油	1 (リース)
コンパクタ	不燃物の破碎・転圧	〃	1 (リース)

4. 委託・許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(平成14年4月1日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年月	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
事 業 所 所 在 地	役 員			男	女	バキューム車	
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昌明	昭和 41. 4	役 員 4	男 5	バキューム車 2.7t	2
明石市和坂1丁目3-41				運転手 2	女 2		
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	昭和 44. 7	役 員 4	男 7	バキューム車 3.0t	2
明石市大久保町松陰 305-6				運転手 2	女 2		
2 業 者 計				役 員 8	男 12	バキューム車	2
				運転手 4	女 4	2.7t	2
				作業員 2	計 16	3.0t	4
				事務員 2		計	

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(平成14年4月1日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年 月	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
事 業 所 所 在 地	役 員			男	女	プレス車	
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昌明	昭和 43. 4	役 員 4	男 12	プレス車	7
明石市和坂1丁目3-41				運転手 7	女 5		
(有)毎日清掃	935-8040	梅谷洋詳	昭和 43. 4	役 員 3	男 9	プレス車	7
明石市大久保町大窪 899-5				運転手 5	女 3		
(有)東播清掃	937-1237	森 長之	昭和 44. 4	役 員 3	男 11	プレス車	5
明石市魚住町金ヶ崎 679-3				運転手 9	女 3		
3 業 者 計				役 員 10	男 32	プレス車	19
				運転手 21	女 11		
				作業員 8	計 43		
				事務員 4			

(3) 浄化槽清掃業許可業者

(平成14年4月1日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所 所 在 地	バキューム車					
阪神連合清掃(株)	928-8454	深 山 昌 明	役 員 4	男 9	2.7t	2
明石市和坂1丁目3-41			運 転 手 3	女 4	3.05t	1
			作 業 員 2		3.7t	1
			事 務 員 4	計 13	10.0t	1
					計	5
(有)平野興業	935-8431	谷 哲 治	役 員 4	男 10	2.7t	1
明石市大久保町松陰305-6			運 転 手 5	女 4	3.0t	4
			作 業 員 3		3.7t	1
			事 務 員 2	計 14	9.1t	1
					計	7
ハリマ清掃(有)	922-4532	大 前 哲 郎	役 員 3	男 3	3.6t	1
明石市松江178-1			運 転 手 2	女 1		
			作 業 員 1	計 4	計	1
			事 務 員 1			
			(兼務3名)			
(有)関西衛生管理	934-2776	後 藤 信 久	役 員 3	男 6	2.8t	2
明石市大久保町大窪943-2			運 転 手 2	女 2	3.7t	2
			作 業 員 2		7.2t	1
			事 務 員 1	計 8	計	5
仁志起興業(株)	911-6627	戸 田 貴 之	役 員 7	男 12	3.5t	2
明石市太寺1丁目2-49			運 転 手 4	女 3	3.6t	1
			作 業 員 3	計 15	3.7t	1
			事 務 員 1		計	4
菊水工業(株)	911-7044	福 井 泉	役 員 5	男 12	2.7t	1
明石市樽屋町11-15			運 転 手 4	女 2	3.6t	2
			作 業 員 4	計 14	7.2t	1
			事 務 員 1		計	4
(株)阪神水道衛生社	918-8029	森 嶋 一 夫	役 員 4	男 9	1.8t	1
明石市樽屋町11-15			運 転 手 4	女 2	3.6t	1
			作 業 員 2	計 11	3.7t	1
			事 務 員 1		6.1t	1
					計	4
7 業 者 計			79 人		30 台	

(4) 一般廃棄物ごみ処理業許可業者

(平成14年4月1日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所	所 在 地					
木村工業(株)	936-3425	木村久雄	役員 5	計 29	プレス車	11
明石市大久保町ゆりのき通 1丁目5-17			運転手 18		ロールオン	1
			事務員 6		計	12
魚住産業(株)	947-5500	橋本敏行	役員 4	計 10	プレス車	4
明石市魚住町錦が丘4丁目8-2			運転手 4		ロールオン	1
			作業員 2		計	5
(有)明和興業	927-2351	松平賢	役員 4	計 9	プレス車	5
明石市松が丘北町5-5			運転手 4		ダンプ	1
			事務員 1		ロールオン	1
					計	7
(有)明宝商会	922-2731	田中みね子	役員 3	計 10	プレス車	4
明石市旭が丘5-8			運転手 4		ロールオン	2
			作業員 1		計	6
			事務員 2			
(有)明石清掃	935-0134	久保利彰	役員 3	計 5	プレス車	3
明石市大久保町松陰1127-41			運転手 2		ロールオン	1
					計	4
(有)西神清掃	936-5311	長田浩之	役員 3	計 10	プレス車	5
明石市大久保町大窪320-6			運転手 4		ダンプ	1
			事務員 3		ロールオン	2
					計	8
(有)明進清掃	936-0778	芝地進	役員 2	計 12	プレス車	4
明石市大久保町松陰62-3			運転手 6		ロールオン	1
			作業員 2		計	5
			事務員 2			
田路興産(有)	928-1305	紺野麗子	役員 2	計 5	プレス車	3
明石市王子2丁目15-4			運転手 2		ロールオン	1
			作業員 1		計	4
(有)住野商店	938-3377	住野英生	役員 5	計 39	プレス車	1
明石市大久保町大窪1372-1			運転手 20		ロールオン	5
			作業員 5		計	6
			事務員 9			
三和美研(有)	923-0500	釣正男	役員 2	計 13	プレス車	7
明石市王子2丁目15-4			運転手 8		ダンプ	2
			作業員 2		ロールオン	3
			事務員 1		計	12
金澤産業(株)	944-4290	金澤秀樹	役員 4	計 22	プレス車	2
明石市二見町東二見246-14			運転手 12		ダンプ	1
			作業員 2		ロールオン	3
			事務員 4		計	6

Ⅷ. 資 料

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所	所 在 地		役 員	運 転 手	プ レ ス 車	
杉野興業	928-2516	杉 野 照 枝	1	4	2	1
明石市西新町1丁目22-12			1		1	1
			計 6		計 4	
1 2 業 者 計			計 170		計 51	6
					22	79

5. 年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和				[12. 12] 茶園場町に 40t/8h の固定焼却炉設置	1923 (昭和 12) 関東大震災
12	[17. 2] 明石郡林崎村を合併				1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
17	[24. 1] 葬祭業務開始				1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件
24	[26. 1] 明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を合併				1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約調印
26				[30. 4] 市清掃条例制定	1955 (昭和 30) 保守合同
30			[31. 4] し尿汲取車 (1.3 kℓ) 1 台整備、市営し尿汲取業務を開始		1956 (昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
31				[34. 7] ごみ収集車 (2 t 回転式バッカー)、2 台配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚
34				[36. 5] ごみ収集専用ダンプ 4 台配置	1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球は青かった」、ケネディ大統領就任
				[37. 12] ごみの週 1 回定日収集のモデルケースとして上の丸町内会で実施	1962 (昭和 37) 北陸トンネル開通
37				[38. 4] 全市でごみ週 1 回定日収集を実施	1963 (昭和 38) 吉展ちゃん事件、ケネディ暗殺
38		[39.] 市民からの公害苦情の受付、紛争のあっせん業務を行う	[39. 1] 魚住清掃工場第 1 施設 (化学処理方式 145 kℓ/日) 完成	[40. 1] 大久保町松陰字石ヶ谷に 60t/8h (30t×2 基) の焼却炉 (田熊汽罐連続式機械炉) 設置	1964 (昭和 39) 東京オリンピック、新潟地震
39				[41. 5] コンクリート製ごみ箱の買上げ (ごみ箱による収集を廃止)	1966 (昭和 41) ビートルズ来日
40			[41. 4] し尿汲取業務を一部民間業者へ委託 (業者数 1)	[42. 4] 委託業者によるごみ収集業務を開始	
41			[41. 12] 魚住清掃工場第 2 施設 (酸化処理方式 75 kℓ/日) 完成		1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニスカート
42		[42. 7] 機構改革により市民安全課の中に公害係ができる			
		[42. 8] 公害対策基本法公布施行される			
		[42. 10] 明石瓦のばい煙問題が発生		[43. 4] ・全市ごみ週 2 回定日収集の実施 ・ごみ収集運搬業務委託契約の締結 ・委託業者による夜間収集、毎日収集の開始 ・ごみ運搬手数料徴収開始	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心臓移植
43	[42. 12] 野つぼ等危険防止条例制定 (全国初) - 48. 10 廃止	[43. 7] 明石川の汚濁が急激に進み付近住民は悪臭に悩まされる		[44. 4] 不燃物ごみ月 2 回定日分別収集の実施	1969 (昭和 44) アポロ 11 号人類初の月面着陸、安田講堂攻防戦
44			[44. 7] ・し尿くみ取り業務を 2 業者に委託 ・魚住清掃工場に魚腸骨焼却施設 (3t/日) 完成	[44. 5] ごみの量の増大に対処するため 1 日 8 時間を 3 直制勤務体制による昼夜兼行の 24 時間稼働とした (180t/24 h)	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 44 45				〔44.10〕 粗大ごみの収集開始等に 伴い埋立処分地が必要と なり、更に焼却炉の磨耗 の防止と効率的な収集・ 運搬・焼却・埋立処分をす るため埋立用地として 33,325㎡を取得 〔45.4〕 ブルドーザー（D60A）1 台を配置 〔45.5〕 全市可燃物ごみ週2回、 不燃物ごみ週1回の計3 回定日収集を実施	1970（昭和45） 大阪万博、三島由紀夫割 腹、よど号事件
46	〔45.6〕 道路清掃車（スイ ーパーローダー） 配置 〔45.7〕 道路清掃班スター ト（散水車・スイ ーパーローダー・ダ ンプの3車編成） する 〔45.11〕 中崎1丁目（現在 地）に市役所庁舎 落成	〔45.4〕 中小企業公害防止 にかかる融資制度 発足 〔45.12〕 大気汚染公害防止 協定（12事業所）を 締結 〔46.2〕 大観小に県設置の 大気汚染自動測定 機器の測定開始 〔46.8〕 二見市民センター に県設置の大気汚 染自動測定機器の 測定開始 〔46.10〕 明石市の公害No.1を 取りまとめ発刊す る	〔45.3〕 魚住清掃工場第1施 設を酸化処理方式に 切換	〔46.3〕 空き缶等プレス工場の設 置（手塚式新6号型） 〔46.4〕 ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t 車（パケットローダー）3 台配置	1971（昭和46） ドル・ショック、スモン 訴訟
47	〔46.12〕 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例制定 〔47.3〕 ・空き地の環境保 全に関する条例制 定 ・明石市長期総合 計画策定	〔47.3〕 山陽新幹線鉄道開 通 〔47.6〕 大観小においてオ キシダントの測定 を開始する 〔47.8〕 大久保小に大気汚 染自動測定器を設 置、測定開始 （46.10より大久保 中に設置） 〔47.12〕 林小へ県設置の自 動車排ガス自動測 定機器の測定開始	〔46.12〕 魚住清掃工場浄化槽 汚泥貯溜槽設置（改 増） 〔47.2〕 魚住清掃工場脱臭施 設の設置	〔47.4〕 全市ステーション方式に よるビニール袋収集の完 全実施 〔47.6〕 ブルドーザー（D80A）、 スクレパー（P808）配置 〔47.12〕 全市ごみ集積場所設置 （ステーションの指定）	1972（昭和47） 浅間山荘事件、札幌五 輪、沖縄復帰、テルアビ ブ空港乱射事件、中国国 交正常化、横井庄一グア ムから帰国

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 48		[48.4] 公害にかかる分析 測定業務を船上下 水処理場において 開始する	[48.3] 魚住清掃工場第2施 設の前処理施設設 置、焼却炉設置		1973 (昭和48) 石油危機、巨人V9、大 洋デパート火災、江崎玲 於奈にノーベル賞、金大 中拉致事件
49	[48.10] ・明石市環境保全 条例制定 —11.6.30廃止— ・産業廃棄物にか かる公害防止協定の締結 (三菱重工(株)神戸 造船所他1社)	[48.8] 有機物質にかかる 公害防止協定(33事 務所)を締結	[49.3] 魚住清掃工場第1施 設投入槽(60m ³)、貯 溜槽(300m ³)設置		1974 (昭和49) 田中金脈問題、小野田少 尉帰還、佐藤栄作にノー ベル賞、長嶋引退、ニク ソン辞任
50	[49.12] 明石市環境保全条 例施行規則制定 —11.6.30廃止—	[49.6] 市内主要事業所と の間で総合公害防 止協定を締結(25事 業所)		[50.12] 埋立地浸出汚水圧送用ポ ンプ場を設置する	1975 (昭和50) ベトナム和平、第1回サ ミット、天皇訪米、国際 婦人年、広島カープ初優 勝、山陽新幹線岡山博多 間開通
51		[49.12] ・総合公害防止協定 に伴う市公害防止 協議会発足 ・神戸地域公害防止 計画承認(事業実施 49～53年度)	[51.2] 魚住清掃工場魚腸骨 焼却施設を廃止		1976 (昭和51) ロッキード事件
52		[51.11] 三菱重工業(株)神戸 造船所二見工場と の公害防止協定を 締結	[51.3] 魚住清掃工場第3施 設(浄化槽汚泥処理 施設、処理能力60kℓ /日)及び既設工場の 増・改造工事実施完 成	[51.4] 環境第2課が茶園場町よ り現在地に事務所等新 築・移転	
53		[52.9] 阪神内燃機工業(株) 明石工場と公害防 止協定を締結	[51.4] 環境第1課管理棟を 工場内に新築、移転 する	[52.4] 環境第2課より大久保清 掃工場として独立 大久保町松陰字石ヶ谷に 新焼却炉(150t/24h×3 基・川重 VKW 回転火格子 式)を設置、稼働する	1977 (昭和52) 王 756 号本墾打、日航機 ハイジャック事件、有珠 山爆発
54		[53.2] 49.6 締結の総合公 害防止協定を改定 強化する(22 事業 所)		[52.8] D50P ブルドーザー埋立地 に配置する	1978 (昭和53) 日中平和友好条約調印、 成田空港開港
55		[53.10] 新幹線鉄道騒音にか かる障害防止対 策について国鉄と 事務委託契約を締 結、住宅防音工事を 実施		[53.6] 藤江地区6自治会 2,500 世帯をモデル地区に指 定、燃やせないごみの分 別収集を開始	
		[55.3] 神戸地域公害防止 計画(見直し延長) 承認される(事業の 実施 54～58 年度)		[54.9] ごみビット汚水処理設備 増設する	1979 (昭和54) 日本坂トンネル事故
				[54.10] コンパクター埋立地に配 置する	1980 (昭和55) 富士見産婦人科病院乱 診事件、川治温泉でホテ ル火災、1億円拾得事 件、新宿バス放火事件、 静岡駅前地下街ガス爆 発火災

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 55		[55. 4] 王子地区に新庁舎 建築移転のうえ業 務を開始(鉄筋コン クリート造2階建・ 延301.8㎡1棟)			
56	[56. 3] 明石市新長期総合 計画策定	[56. 3] 二見臨海工業団地 立地事務所(46事業 所)と公害防止協定 を締結		[56. 1] 別所(東藤江の一部を 含む)西松江地区約1,500 世帯をモデル地区に追加 し、同様の分別収集を開 始	1981(昭和56) 神戸ポートピア、福井謙 一にノーベル賞、夕張炭 鉱ガス惨事
57		[56. 6~57. 1] 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結	[56. 7] 化学的酸素要求量に 係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動 測定器設置、測定を 開始	[57. 1] 大久保清掃工場(南の谷) 埋立用地買収完了する	1982(昭和57) 日航機羽田沖墜落「逆噴 射」、ホテル・ニュージ ャパン火災、三越事件 「なぜだ」、フォークラ ンド紛争
		[57. 7. 3~58. 3. 7] 二見臨海工業団地 立地事務所(11事務 所)と公害防止協定 を締結		[57. 5] 二見地区6自治会約 1,400世帯をモデル地区 に追加し同様の分別収集 を開始	
		[57. 11. 1] 大久保小学校大気 汚染測定局を大久 保市民センターに 移転する		[57. 10] 最終処分場整備事業着工	
58		[57. 11. 4] 新幹線鉄道騒音に かかる障害防止対 策(76対策)につい て国鉄と助成事務 協定を締結、住宅防 音工事を実施			1983(昭和58) 大韓航空機墜落、三宅島 大噴火、戸塚ヨットスク ール、山陰地方に集中豪 雨、おしん
		[58. 3. 16] 県公害防止条例一 部改正(カラオケ騒 音等)公布される 58. 7. 1から施行			
		[58. 4. 10] 環境検査室・二見市 民センター・林小学 校における県設置 大気汚染常時監視 システム(テレメー ター装置)を更新			
	[58. 5. 18] 浄化槽法の公布				
	[58. 6. 1] 県立明石公園を環 境美化区域に指定				

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 58		[58. 6~59. 2] 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結する			
59		[58. 7. 7] 新幹線鉄道騒音に かかる防音対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結、同10. 24 追加協定を締結す る	[59. 1] 魚住清掃工場脱臭施 設の設置(更新)	[58. 12] 第2次最終処分場整備事 業竣工	1984(昭和59) グリコ・森永事件 長野県西部地震 新札発行 日本銀行が 15年ぶりに新札を発行。 1万円札(福沢諭吉)、 5千円札(新渡戸稲造)、 千円札(夏目漱石)の3 種。ロサンゼルスオリ ンピック
60		[59. 3. 16] 大気汚染防止法第 31条に基づく知事 の権限委任につい て同施行令13条の 一部改正が閣議決 定される		[59. 4] 第2次処分場供用開始 [59. 5] 東藤江1,000世帯を分別 地域に追加し、東藤江全 域分別収集を開始	
		[59. 5~60. 3] 二見臨海工業団地 立地事務所(15事業 所)と公害防止協定 を締結			
		[59. 7. 6] 新幹線鉄道騒音に かかる防音対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結			
		[59. 8. 8] 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される		[59. 9] 有害ごみ分別収集開始	
		[60. 3. 8] 神戸地域公害防止 計画(延長)承認さ れる (事業実施 59~63 年度)		[60. 3] 燃やせないごみの分別収 集13,700世帯に拡大	1985(昭和60) 日航ジャンボ機墜落、 豊田商事事件、阪神優勝 27年ぶりの優勝、さらに 初めての日本シリーズ 制覇で「六甲おろし」の 大トラ・フィーバーに。 阪神のR・パースが三冠 王。 五カ国蔵相会議がドル 高修正をめざして為替 市場へ協調介入するこ とで一致。以後、円が急 騰する。 ロス疑惑
		[60. 3. 22] 谷八木川における 環境基準の水域類 型指定	[60. 3. 31] 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の設置(更新)		
		[60. 3. 27] 兵庫県公害防止条 例の市町長に権限 を委任する規則(大 気関係分)の一部が 改正され公布され る		[60. 4. 1] 大阪湾広域臨海環境整備 センターと廃棄物処分委 託の基本協定を締結する 大阪湾広域臨海環境整備 センターと廃棄物埋立処 分場整備事業費負担に係 る覚書を締結する	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 60		〔60.8.24〕 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される			
		〔60.10.21〕 新幹線騒音につ いて環境庁調査結 果が発表され、明石 市は全国ワースト2 となる	〔60.10.1〕 浄化槽法の全面施 行 兵庫県浄化槽指導 要綱施行 改正し尿汲取手数 料制度（チケット 制）の実施		
		〔60.12.24〕 新幹線鉄道の障 害防止対策早期実 施を求め、国鉄総 裁に要望書を提出 する			
61		〔61.3.11〕 水質汚濁防止法 施行令の一部が改 正され、政令市に 指定される			1986（昭和61） 三原山大噴火、チ ェルノブイリ原発 事故 衆参同時選挙で 自民党が空前の圧 勝 新日鉄・神戸製鋼 ・川崎製鉄の鉄鋼 大手3社が初の従 業員一時帰休に踏 み切った。
		〔61.9.1〕 明石市域におい て光化学スモッグ 予報が発令される			
		〔61.9.4〕 新幹線鉄道の騒 音振動について発 生源対策の早期実 施と、スピードア ップに対する慎重 な対応を求め国鉄 総裁に要望書を提 出する	〔61.10.1〕 トラックスケール による計量を開始		
62		〔62.5.8〕 新幹線振動につ いて環境庁調査結 果が発表され、明 石市は全国ワース ト1となる		〔62.3〕 燃やせないごみの 分別30,000世帯に 拡大	
		〔62.7.2〕 新幹線鉄道の騒 音振動について発 生源対策等の推進 と、対策が確立さ れるまで適正なス ピードで運行す るようJR西日本や 環境庁等に要望書 を提出した			1987（昭和62） 初上場のNTT株に 買が殺到で初値が つかず。 国鉄民営化、JR スタート 暗黒の月曜日 ニューヨーク株式 市場で史上最大の 株価大暴落。下 降率22.6%は192 9年の大恐慌を越 えた 地価の異常、利根 川進にノーベル賞
		〔62.8〕 スター・ウォッチ ング「星空の街」 コンテストを実施 した			

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 63				〔63.3〕 ・燃やせないごみの分別 収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混 合袋収集」2,200 世帯を対 象に試行した	1988 (昭和 63) リクルート疑惑、青函ト ンネルが開業、瀬戸大橋 が開通、イラン・イラク 戦争、天皇の病状悪化
平成 元		〔63.4〕 自動車公害防止対 策連絡会議に参加 した 〔63.9.8～元.3.10〕 市内野々池校区で 環境庁の騒音対策 モデル事業を実施 した 〔元.4.30〕 有害物質に係る公 害防止協定を廃止 (19事業所いずれも 小規模で法令等の 規制で充分対応出 来るため) 〔元.9.27〕 悪臭防止法の一部 改正により、4 物質 が追加される 〔元.10.1〕 水質汚濁防止法施 行令の一部が改正 され、トリクロロエ チレン・テトラクロ ロエチレンが規制 項目に追加され、地 下水の監視も追加 される 〔元.12.27〕 大気汚染防止法 の一部改正により、特 定粉じんが規制さ れる		〔元.7〕 分別収集、市内全域に拡 大 〔元.8〕 分別収集「かん・びん混合 袋収集」市内全域で実施	1989 (平成元) 消費税スタート、昭和天 皇死去、幼女誘拐殺人、 天安門事件、ベルリンの 壁崩壊、美空ひばり死 去、吉野ヶ里遺跡 第 15 回主要国首脳会議 (アルシュサミット) 環 境問題で地球規模での 対応への必要性で一致。
3	〔3.3〕 明石市第 3 次長期 総合計画策定 〔3.4〕 環境部機構改革 環境衛生課→環境 管理課 係名の変更	〔3.2.1〕 大気汚染防止法の 改正により、ガス、 ガソリン機関が規 制される		〔3.3〕 焼却炉施設に塩化水素除 去装置を設置する 〔3.4〕 環境事業所の設置	1990 (平成 2) 国際花と緑の博覧会、バ ブル崩壊、日本人初の宇 宙飛行、東西ドイツが統 一、湾岸戦争で対イラク 経済制裁、 1991 (平成 3) 雲仙・普賢岳で火砕流、 湾岸戦争、ソ連崩壊

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 3		[3. 8. 23] 土壌汚染の環境基準告知(10物質)		[3. 7] 集団回収助成金交付制度開始	
4				[4. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」設置 [4. 6] 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始	1992(平成4) 佐川献金疑惑、地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開催。テーマは「地球」。リオ宣言採択
5		[5. 3. 8] 水質汚濁に係る環境基準の一部改正により、15項目追加 [5. 6. 18] 悪臭防止法の一部改正により、13物質追加 [5. 12. 27] 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質13物質追加とともに、2物質の排水基準の強化		[4. 8] 集団回収活動用具助成事業開始 [5. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」の提言 [5. 3] ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・空き缶回収機設置—10.3撤去— [5. 4] 新大久保清掃工場建設準備室設置	[4. 7] 改正廃棄物処理法施行 1993(平成5) ビル・クリントンが42代大統領に就任。細川連立内閣発足、北海道南西沖地震、天皇沖繩訪問、皇太子結婚 流行語：インターネット
6		[6. 4. 21] 悪臭防止法施行規則等一部改正により、排水中における臭気に対して物質適用になった [6. 9. 1] 明石市大気常時監視システムが始動			[5. 11] 環境基本法施行 1994(平成6) ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア一帯で大地震。死者61人、負傷者9200人。松本サリン事件、村山内閣誕生、向井さん宇宙へ
7	[7. 1. 31] 倒壊家屋等解体処理申込受付開始 [7. 2. 13] 自衛隊による倒壊家屋等の解体処理開始 [7. 2. 20] 業者委託による倒壊家屋等の解体処理開始	[7. 2. 28] 環境庁告示により環境基準の水域類型等を定めた			1995(平成7) [7. 1. 17] 兵庫県南部大地震発生、地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故、統一地方選挙。東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を0.5%に引き下げ即日実施。史上最低の金利。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 7		[7. 4. 21] 悪臭防止法の一部改正により、臭気指数規制が導入された		[7. 6] 災害廃棄物破砕・選別業務開始 (8. 3 未終了)	
8		[7. 7. 18] 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 (8. 1. 17 施行)		[7. 7] 第2次最終処分場嵩上工場着工 [8. 1] 新焼却施設(160t/24h×3 炉・住友/W+E 型水平スト一カ炉)着工 [8. 5] 第2次最終処分場嵩上工場竣工	1996 (平成 8) ○-157、住専問題、豊浜トンネル岩盤崩落事故、小選挙区で初の総選挙
9	[9. 4] ・環境保全条例の見直し及び、環境基本計画策定に伴い、環境管理課内に計画担当(2名)を配置	[8. 5. 9] 大気汚染防止法の一部改正により、有害大気汚染物質の規制対策の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等が追加された (9. 4. 1 施行) [8. 6. 5] 水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた (9. 4. 1 施行) [9. 4. 24] ゴルフ場の使用農業に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が5物質追加され、35物質となる	[9. 7] 従量制し尿汲取手数料改定 (事業所と仮設便所に区分)	[8. 7] ごみ収集車(3. 5t プレスパッカー車)1台試行導入 [8. 12] フロン回収業務開始 [9. 4] 動物死体処理手数料改定 [9. 7] 新破砕選別施設(92t/5h)着工 破砕 60t/5h×1 系統 資源化 32t/5h×1 系統 [9. 8] ごみ収集車(3. 5t プレスパッカー車)1台試行導入	1997 (平成 9) ロシアのタンカー日本海で油流出事故、【消費率引き上げ】消費税が3%から5%に引き上げ。ペルー日本大使公邸人質事件、神戸小学生殺害事件、ダイアナ事故死、香港返還、山一証券・北海道拓殖銀行破綻、
10	[10. 2. 20] 環境保全審議会が開催され、環境保全の基本的あり方を諮問される [10. 3. 31] 倒壊家屋等の解体処理終了	[9. 8. 29] 大気汚染防止法施行令の一部改正により、廃棄物焼却炉等において、ダイオキシン類が規制される [9. 12. 1] 地球温暖化防止京都会議が開催される [10. 3. 31] 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令により、特定施設の設置・変更届出書別紙記載事項等について様式の改正が公布された (10. 10. 1 施行)		[9. 12] 清掃工場新管理棟着工	1998 (平成 10) 長野オリンピック、和歌山カレー毒物混入事件、サッカーW杯日本初出場、金大中・大統領が来日

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 10		<p>[10.4.1] 自動車排ガス局として、小久保局を新設した</p> <p>[10.5.20] 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、PCBの処理に係る施設を規制対象である特定施設に追加することが公布された (10.6.17 施行)</p> <p>[10.5.28] 窒素及び燐に係る削減指導要領が制定された (10.7.1 施行)</p> <p>[10.6.23] 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件が告知された (10.8.1)</p> <p>[10.8.5] 新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する</p> <p>[10.8.13~14] 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する</p> <p>[10.9.24] 水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正により、窒素・燐の暫定排水基準を原則的に一般排水基準に移行する内容が公布された (10.10.1 施行)</p>	<p>[10.4.1] 浄化槽設置等の届出及び保守点検、清掃についての改善命令などの事務が県から移譲された</p>		<p>[10.4.5] 明石海峡大橋開通</p>
11		<p>[11.1.29] 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用指針を策定され、調査・対策の進め方が示された</p> <p>[11.3.12] 悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令等により、気体排出口における臭気指数規制基準の設定方法等が定められた (11.9.13 施行)</p>	<p>[10.8] 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定</p>	<p>[10.11.30] 旧焼却炉休止</p> <p>[11.3.31] 明石クリーンセンター施設竣工 大久保清掃工場から明石クリーンセンターに名称変更</p>	<p>1999（平成11） 初の脳死判定による心臓・肝臓移植、東海村で臨界事故、ユーロ導入、横山知事が辞表</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 11	<p>[11. 4] 環境部機構改革 環境管理課と環境 保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、 大気係、水質係、 監視係)</p> <p>[11. 6. 30] ・明石市の環境の 保全及び創造に関 する基本条例及び 同施行規則を制定 ・明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例制定</p> <p>[11. 7. 15] ・環境の保全と創 造に関する条例に 基づく規制基準の 改正(焼却炉ばい じん規制) ・ダイオキシン類 対策特別措置法公 布 (12. 1. 15 施行)</p> <p>[11. 10. 1] 明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条例 施行規則制定</p>			<p>[11. 4. 1] ・明石クリーンセンター 本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進系の業務 を明石クリーンセンター に統合 (庶務係、施設係、推進係 の編成となる) 資源再生化担当課長を配 置</p> <p>[11. 4. 1] 環境管理課環境整備係の 一部業務を環境第2課へ 統合</p> <p>[11. 6] ・ペットボトルを資源ご みとして収集開始 ・分別変更を実施し、プ ラスチック類は可燃ごみ になった</p>	
12	<p>[12. 2] 明石市環境基本計 画策定</p> <p>[12. 4. 1] ・市機構改革によ る名称変更 環境 政策課 管理係→ 総務係 ・組織改正 大気係と水質係が 統合し、保全係と なる (総務係、計画係、 保全係、監視係の 編成となる) ・環境部内に I S O 1 4 0 0 1 認証 取得のため計画担 当課長を配置 ・夜間花火の禁止 が施行される</p>	<p>[12. 4. 1] 騒音規制法の改正 で自動車騒音の要 請限度が L_{50} の評価 から L_{E0} の評価に変 更となる</p>	<p>[11. 10] 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の廃止</p> <p>[12. 3. 10] 魚住清掃工場第2施 設最終沈殿槽及び第 3施設処理槽取り壊 し撤去</p>	<p>[12. 4. 1] 市機構改革で環境第2課 組織改正 (庶務係、作業第1係、作 業第2係の編成となる)</p>	<p>[11. 7. 15] 特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関 する法律(PRT法) 公布</p> <p>2000(平成12) 南北朝鮮首脳会談、不明 少女9年ぶりに発見、大 手百貨店そごうが倒産、 2000円札発行、日比 谷線脱線、雪印乳業食中 毒事件、高速バス乗っ取 り</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 12	〔12.9.7〕 ISO14001 認証取得キックオフ 宣言式実施 〔12.9.〕 公共工事に係る環 境配慮指針策定 エコオフィス行動 指針策定 グリーン購入導入 指針策定 〔12.10.28〕 NPOとピオトー プフォーラムを開 催				
13	〔13.3.14〕 市はISO14001 認証取得成る 適用範囲は本庁舎 群、3市民センタ ー、消防本部、保 健センター、明石 クリーンセンター (焼却施設) 〔13.4.1〕 第4次長期総合計 画がスタート 家電リサイクル法 施行(対象は、エ アコン、テレビ、 冷蔵庫、洗濯機の 4品目) 〔13.7.2〕 環境政策課分室に 環境学習室を開設 〔13.7.21〕 明石市民夏まつり で事故発生 〔13.12.30〕 大蔵海岸で陥没事 故発生	〔13.3.16〕 騒音規制法施行令 が改正公布され、自 動車騒音の常時監 視事務に関する政 令市となる 〔13.4.20〕 環境基本法第16条 第1項の規定にジ クロメタンが追 加され、大気環境基 準が定められた 〔13.8.28〕 新幹線鉄道騒音振 動の発生源対策に ついて、3市1町で 運輸省、環境省に要 望書を提出する	〔13.10.1〕 市内全世帯、全事業 所の浄化槽管理者に 啓発パンフレットを 送付する	〔13.3.19〕 家電リサイクル法施行に 向け啓発リーフレットを 全戸配布する 〔13.12.3〕 「ごみ出しマナー」啓発チ ラシを新聞折込みにて全戸 配布	〔13.2.9〕 米ハワイ・オアフ島沖で 愛媛県宇和島水産高校 の実習船「えひめ丸」が 米原子力潜水艦に衝突 され沈没 〔13.4.26〕 小泉内閣が誕生 〔13.6.8〕 大阪教育大付属池田小 学校に包丁を持った男 が乱入 〔13.9.10〕 国内初の狂牛病 〔13.9.11〕 米中枢同時テロ発生 〔13.12.1〕 皇太子妃雅子さまが女 子を出産。名前は「愛子」 称号は「敬宮」と決まる

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 14	<p>[14. 2. 4] 一般廃棄物処理基本計画の策定に関して環境審議会に諮問する</p> <p>[14. 2. 20] ISO14001 サーベイランス（2年目の定期審査）を受審する</p> <p>[14. 4. 1] 特例市に移行</p> <p>[14. 6. 1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正</p>	<p>[14. 4. 1] 特例市移行に伴い公害規制権限が県から委譲される</p>		<p>[14. 2. 25] 「ごみ減量資源化及び環境美化」啓発チラシを新聞折込みにて全戸配布</p> <p>[14. 6. 1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、産業廃棄物の一部（建設廃材、木くず、燃え殻）のクリーンセンターへの搬入を禁止する</p>	<p>[14. 2. 8～] ソルトレーク・シティーで第19回冬季オリンピックを開催</p> <p>[14. 5. 31～] 第17回ワールドカップ日本・韓国共同開催</p>

※ このページは白紙です。



**豊かな暮らしを見つめ直し
地球の資源と環境を大切にしよう。**

この冊子の、
表紙は古紙 80%、非木材植物繊維 20%
本文は古紙 100%の用紙を使用しています。